

# 社会情報学

第7巻3号 2019

## 【原著論文】

テレビ批判態度の規定因：テレビが他者に与える影響の見積りと第三者効果との関連を中心に  
正木 誠子

公益通報者保護法における3号通報保護要件緩和の具体的方策  
——メディアを通報先とした告発者へのインタビュー調査をもとに

松原 妙華

## 【研究】

タイ・チェンマイ県の4校における児童・生徒の情報通信メディア環境と情報行動に関する意識調査—狂犬病予防のメディア教育開発のための予備調査

小田 光康・Wilaiwan Petsophonsakl・Yada Aronhippaitoon・  
Piya Na Bangchang・廣川 真理

山間部でのICTを活用したボランティア有償運送の導入プロセス

衛藤 彬史

メディアの効用認識とモラルの関連性  
——メディアは「幸福な老い」に寄与するか

小寺 敦之

## 【書評】

大内 斎之著『臨時災害放送局というメディア』

北郷 裕美

## 【投稿要綱・執筆要領】



---

# Socio-Informatics

---

2019 Vol.7 No.3

**【Refereed Papers】**

Determinants of TV Criticism Attitude: The Relationship with Prediction of Influence of TV on Others and Third-person Effect

Nobuko MASAKI

Discussions of Specific Measures about Relaxing Protection Requirements under the Whistleblower Protection Act in Japan: From an Interview Survey of Whistleblowers who Disclosed Information to the Media

Taeka MATSUBARA

**【Refereed Papers】**

The awareness survey in both the information and communication media environment and the information behavior of students at 4 primary and secondary schools in Chiang Mai province, Thailand-The preliminary study for developing the media education tool for rabies prevention

Mitsuyasu ODA, Wilaiwan Petsophonsakl, Yada Aronthippaitoon,  
Piya Na Bangchang, Mari HIROKAWA

A Study on the Implementation Process of On-demand Non-Profit Transport Service with ICT in Mountainous Areas

Akihumi ETO

Media Gratifications and Successful Aging Among the ‘Young Old’

Atsushi KOTERA

**【Book Review】**

Temporary Disaster Broadcasting Stations in Japan

Hiromi KITAGO

**【Call for Paper & Instructions for Authors】**



# 社会情報学 第7巻3号 2019

## 目 次

### 【原著論文】

テレビ批判態度の規定因：テレビが他者に与える影響の見積りと  
第三者効果との関連を中心に

正木 誠子…… 1

公益通報者保護法における3号通報保護要件緩和の具体的方策  
——メディアを通報先とした告発者へのインタビュー調査をもとに

松原 妙華…… 17

### 【研究】

タイ・チェンマイ県の4校における児童・生徒の情報通信メディア環境と  
情報行動に関する意識調査—狂犬病予防のメディア教育開発のための予備調査

小田 光康・Wilaiwan Petsophonsakl・Yada Aronthippaitoon・  
Piya Na Bangchang・廣川 真理…… 35

山間部でのICTを活用したボランティア有償運送の導入プロセス

衛 藤 彬 史…… 53

メディアの効用認識とモラルの関連性  
——メディアは「幸福な老い」に寄与するか

小寺 敦之…… 63

### 【書評】

大内 斎之著『臨時災害放送局というメディア』

北郷 裕美…… 77

### 【投稿要綱・執筆要領】

---

## 原著論文

---

# テレビ批判態度の規定因：テレビが他者に与える影響の見積りと第三者効果との関連を中心に

Determinants of TV Criticism Attitude: The Relationship with Prediction of Influence of TV on Others and Third-person Effect

キーワード：

テレビ批判, 第三者効果, First person effect

keyword：

critical attitudes toward TV, third-person effect, first-person effect

慶應義塾大学社会学研究科 正木 誠子

Graduate School of Human Relations, Keio University Nobuko MASAKI

---

### 要 約

本稿では、視聴者によるテレビに対するネガティブな反応全般を「テレビ批判」と定義し、その規定因を検討する。テレビ批判の規定因として「他者がテレビから影響を受ける程度の見積り」と「第三者効果」に注目し、仮説1「テレビが他者に与える影響を高く見積る傾向にある人は、テレビを批判する」、仮説2「他者への見積りが高く、さらに『自分も影響を受けない』と見積る人(=第三者効果傾向の人)は、テレビを批判する」を設定した。20～60代の男女520名を対象にオンライン調査を実施した。

分析の結果、因子分析によってテレビに対する批判態度を「危険・下品描写への批判」「報道への批判」「犯罪助長・過激表現への批判」「ドラマへの批判」に分類した。さらに仮説の検証のために相関分析、重回帰分析を行った。結果、他者への見積りはすべてのテレビ批判に効果が認められ、仮説1は支持することができる。一方、第三者効果は報道のみに効果が認められたが他の3つの批判との関連は確認できなかったため、仮説2は一部支持という結果になった。しかし、犯罪助長・過激表現への批判には第三者効果と逆の概念であるFirst-person effectが認められた。

### Abstract

This study defined “TV criticism” as “the viewers’ negative reaction to TV programs in general,” and aimed to clarify its determinants. Accordingly, it focused on the influence of Estimate the

extent to which other people are influenced by TV and of third-person effect. Hypothesis1: “People who highly estimate the influence of TV on others criticize TV. Hypothesis 2: “ People with third-person effect criticize TV”. An online survey was conducted with 520 male and female adults in their 20s to 60s.

First, factor analysis revealed that TV criticism can be categorized into four; 1) criticism toward danger and vulgar depiction; and 2) criticism toward news report; and 3) criticism toward promotion of crime and radical expression; and 4) criticism toward dramas. Furthermore, as result of correlation analysis, multiple regression analysis, estimate to others was effective for all TV criticisms. Hypothesis 1 can be supported. Although the effect of third-person effect was observed only in news except for the other three criticisms. As a result, hypothesis 2 can be partly supported. However, in criticism of promotion of crime and radical expression, first-person effect which is the opposite concept to third-person effect was recognized.

## 1 はじめに

本研究は視聴者の「テレビ批判」をテーマとし、それを規定する心理的要因を検討するために「他者がテレビから受ける影響の見積り」と「第三者効果」(Davison, 1983)に注目して研究を行った。

テレビを見ていて、「くだらない」「なぜこんな番組を放送するのだろうか」など、批判や不満を抱くことは誰もが経験しているだろう。また、それが「発信」という形で行動に移される場合もある。たとえば、視聴者からの番組批判がテレビ局に殺到し「放送倫理・番組向上機構」(以下、BPO)による審議が入ったり、新聞の投書欄に番組への苦言が掲載されるということが挙げられる。近年ではTwitterなどSNSに意見を投稿することも増えていると予想する。

上記のように、主に視聴者からのテレビ番組に対するネガティブな態度および行動を包括して、本稿では「テレビ批判」と定義する。本テーマについては、「日本においてどのようなテレビ批判が行われているか」という視点でマス・メディアを対象とした内容分析が行われているが(齋藤, 2016; 齋藤, 2017)、視聴者がどのような心理によって批判的な態度を持つのかに関する実証的研究は少ない。本稿は視聴者によるテレビ批判の中でも特に態度面に注目し、その規定因を検討することを目的とする。

## 2 先行研究

### 2.1 国内外研究におけるテレビ批判の扱い

国内外でのテレビ研究で、「一般視聴者によるテレビ批判」を対象としたものは少ない。国内研究の多くは「時代とともにテレビ視聴がどのように変化したか」という視点で行われており(NHK放送文化研究所『日本人とテレビ』:TBSメディア総合研究所『調査情報』:総務省『情報通信白書』など)、批判については言及されていない<sup>(1)</sup>。

「テレビを見ない理由」という視点では、「利用と満足」領域で、若者がテレビを見ない理由として「物理的弊害」「見る時間がない」「テレビへの無関心」とともに、特定の番組を「うるさい」「くだらない」と感じる「嫌悪感」が言及されている(竹村, 2012)。これはテレビに対する批判と捉えられるが、具体的にどの番組のどのような点に嫌悪感を抱くのかについては明らかにされていない。依然として、テレビに対するネガティブな心理については研究されていないのが現状である。

しかし「テレビの問題点は何か」という視点については、国内外の先行研究で確認することができる。日米ともにテレビ登場期には多くの論争が生まれた。アメリカではアドルノによる文化産業批判がニューメディアであったテレビにも向けられ(Adorno, 1954)、日米でテレビは視聴者に有害な俗悪メディアであるという論争が多く行われた(橋元, 2011; 桜井, 1994)。

日本では大宅壮一による「一億総白痴化」に代表されるテレビの俗悪メディア論が生まれた。「テレビには、紙芝居、いや紙芝居以下の白痴番組ばかりがならば、これでは、一億総白痴化運動が開発されているようなものだ」という内容である<sup>(2)</sup>。桜井(1994)は当時の批判を「外に出ている男たちが妻や子どもを監督できず、彼らが何かわからない娯楽装置に支配されるのではないか、という家父長主義的価値観を防衛するための不安であった」と述べている。一方、国広(2013)によれば、男性だけでなく当時の母親たちも同様の不安を感じていたという。ベビーブームゆえに、当時母親たちは社会で成功する資源が学歴であると捉え、競争相手の多い子どもを学歴競争で勝者にすることを母親的役割として重視した。そんな彼女たちにとって、テレビは教養・教育メディアであるとともに、「一億総白痴化」を招く危険なメディアだったという。

このように子どもへの悪影響に対する懸念は強く、テレビに知性を奪い取られ、考える力の足ら

ない、そのくせに妙に世慣れた子どもは「テレビ・チャイルド」と呼ばれていた（桜井，1994）。特に暴力・性描写が視聴者（主に子ども）に与える悪影響が議論され、現在にかけて関連研究も多い（Gerbner et al., 1976: 岩男, 2000: 佐々木, 1996: Scharam et al, 1961: Zillmann et al., 2013など）。

しかし、テレビが本当に視聴者に悪影響を与え、特に子どもの問題行動を助長するかについては根拠がないとの指摘もある（野崎，1963：依田，1964）。これらは新しいメディアにはつきものの批判・反発であり、テレビ登場以前は映画が同様の批判をされていたという（Kalba, 1975：佐藤，2008）。

また、1970～80年代頃からはメディアに描かれる「女性のステレオタイプや性役割表現」が問題となり、議論や研究がされるようになった（Creedon & Cramer, 2006：Manes & Melnyk, 1974：諸橋，2001など）。しかし近年ではメディアでの女性の描き方に対する批判によって男性差別が生じているという、さらなる批判も登場している（Nathanson & Young, 2006）。さらに日本では、1970年代頃から「やらせ」を問題視する傾向（田所，2007：富山，2005：渡辺，1995など）もある。

このようにテレビの問題については多くの議論がされてきたが、上記で述べたテレビの問題点は主に識者やジャーナリストに指摘されてきた論点であり、一般視聴者が主体ではなかった。しかし、これまで「受け手」とみなされてきたオーディエンス（一般視聴者）であるが、近年はマス・オーディエンス論の変遷の中で「マス・メディアのテキストを理解し、解釈する『読み手』」（大石，2010）と捉えることの重要性も指摘されている。このような変遷をふまえると、識者やジャーナリストなどの専門家の意見を中心として一般視聴者について論じる以上に、一般視聴者が何を考え、どのように行動するのか、そのメカニズムについて精緻な検討を行うことが必要であると考えた。これを

ふまえ、本稿では視聴者の主体的・能動的な行為の一つとしてテレビ批判態度を扱うこととする。

一般視聴者によるテレビ批判に関する実証的な研究が十分にされていないことをふまえ、テレビ批判の類型を知るためのケース・スタディとしてBPOのホームページに寄せられたテレビに対する視聴者意見の分析（齋藤，2016）や、Twitterに投稿されるテレビに対する批判的な意見の分析（齋藤，2017）が行われている。しかしこれはBPOやTwitterという特定の媒体に特化した試みであることに留意する必要がある。

## 2.2 テレビ批判の心理的要因に関する検討：第三者効果

テレビ批判に関する研究が進められていないということは前述の通りである。しかし、過去に指摘されたきたテレビの種々の問題点やその歴史的展開に共通する要因について検討することで、テレビ批判を規定する要因を導くことは可能である。本稿では、テレビ批判には多くの場合その「影響」に関する見積りが作用すると考える。

特に前項で述べた一億総白痴化に代表されるような「テレビ＝俗悪メディア」という議論や女性のステレオタイプや性役割表現に基づく意見は、「これを見たら他者が影響を受けるのではないか」という他者へ見積りによって生じたと想定した。具体的には、たとえば「子どもがテレビから影響を受けるだろう」という見積りが転じて、「影響を与えるような原因を取り除く」（取り除こうと批判する）という事象になるという展開である。このように、「他者がテレビから受ける影響の見積り」はテレビ批判と深く関係があると考えられる。

さらに、そこに自分への影響の見積りが加わることによって、批判態度が増すことも想定できる。批判と類似する概念である苦情の研究では、苦情行動に影響を与えるものとして「自尊感情」「自分の情動調整」の高さが指摘されている（池内，2010）。これをテレビ批判に当てはめると、「自

分は（他者と違って）テレビの影響を受けない」「自分は（他者と違って）自身をコントロールできる」など、自分が受ける影響の見積りの程度も関わるのが伺える。

以上をまとめると、テレビが他者に与える影響を高く見積った上で「自分は影響を受けない」と思うことで、テレビへの批判的な態度が強まると考えられる。前述の子どもの例を再び挙げると、たとえばテレビの暴力描写に接したときに「自分は暴力描写の影響を受けないが、子どもは影響を受ける」と思い、それを予防するために批判をするという構造を想定できる。

この仮定に近い先行研究の理論として、メディア効果研究における第三者効果 (third-person effect) を挙げる。第三者効果とは「自分はメディアの影響を受けないが第三者は違うと考え、それに対応した行動をとること」(Davison, 1983) を指す。

Gunther (1991) によれば、人は自分がメディアから影響を受けることには「メディアが説得的コミュニケーションを図っているからだ」とメディア側に要因があると考える一方、他者がメディアから影響を受けることに関しては、その人自身が「左右されやすいからだ」と考える傾向がある。Tiedge(1999) はこれを「自己と他者の認知の不一致」と表現した。この不一致によって自分の態度や行動が規定されることが第三者効果と呼ばれる。これは利己的な帰属のバイアス (self serving bias)<sup>(3)</sup>とも関連がある。

では、どのようなメディアメッセージに対して第三者効果が生じやすいのだろうか。先行研究では、暴力描写 (Hoffner et al., 1999)、ポルノ描写 (Gunther, 1995)、ギャンブル、タバコ、アルコールを扱う描写 (Banning, 2001; Youn, Faber & Shah, 2000) や過激なラップ歌詞 (McLeod et al., 1997) などが言及されており、視聴者が「他者（特に子ども）に悪影響を与える」と感じやすいネガティブな内容に顕著であると考えられてき

た。さらに第三者効果が生じやすい受け手側要因として高い教養 (Cohen et al., 1988; Lasorsa, 1989; Tiedge et al., 1999)、年齢 (Tiedge et al., 1999)、自己の専門性の認知 (Lasorsa, 1989)、自尊心 (Perloff, 2002)、性別 (安野, 1996)、家父長主義 (McLeod et al. 1997, 2001; Golan et al. 2008) などが挙げられる。

また、第三者効果は知覚面だけでなく行動面も研究されている。先行研究では、「自分より他者の方がメディアの影響を受ける」と見積る（認知する）ことで、メディアの検閲や政府による規制を支持する (Chia, Lu, & McLeod, 2004; Lee & Yang, 1996; Rojas et al., 1996)、政治行動に参加する (Golan, Banning, & Lundy, 2008) などの行動が指摘されている。

このように第三者効果は知覚面と行動面に分けることができるが、本稿では知覚面、つまり批判的な態度に対する影響に限定して第三者効果を用いる。

### 2.3 先行研究の総括と仮説の設定

本稿ではテレビ批判の態度面について、国内外研究の先行研究を整理し、関連する心理的要因について検討を行った。この検討の限りでは、「どのような批判がされているか」に関する研究は確認できるが、「どのような人が批判をするのか、またなぜ批判をするのか」という視聴者側に注目した研究はみられない。そこで本稿では、批判態度を促す要因として「テレビが他者に与える影響を高く見積る」という点を挙げる。先述の議論を踏まえた本研究の仮説は次の通りである。

仮説1 テレビが他者に与える影響を高く見積る傾向にある人は、テレビを強く批判する。

さらに、本稿ではテレビ批判の規定因として第三者効果にも注目する<sup>(4)</sup>。仮説1をふまえたうえで「自分へのテレビの影響の見積り」にも注目し、



「自分は受けないが、他者は受ける」を意味する第三者効果との比較を行う。この点をふまえ仮説2を示す。

仮説2 他者への見積りが高い人の中で、さらに「自分も影響を受けない」と見積る人(=第三者効果傾向にある人)ほど、テレビを強く批判する。

### 3 調査

#### 3.1 概要

2018年1月29日(月)～31(水)に、株式会社マクロミルのモニター会員520名(男女各260名、20代、30代、40代、50代、60代が52名ずつ、平均年齢44.5歳、 $SD=14.06$ )を対象に実施した。

#### 3.2 質問項目

##### 3.2.1 従属変数：テレビ批判態度

齋藤(2016)などを基にしてテレビに対する批判の要素の類型を作成した。「下ネタが度を越している」「特定のニュースを扱わない」など42項目。これらのテレビの場面に対して批判的な態度を抱くかどうか、「4. 抱く」から「1. 抱かない」の4件法で尋ねた。

##### 3.2.2 独立変数：第三者効果に関する質問

諸藤ら(2010)や山本(2013)を参照して項目を作成した。「テレビの性的な描写に影響を受ける」、「暴力的な描写に影響を受ける」、「テレビに依存し、テレビばかり見るようになる」など9項目について、「あなた自身にどのくらい可能性があることだと思いますか」「一般的な日本人にどのくらい可能性があることだと思いますか」のように、対自分と対他者にどの程度起こる可能性があるか尋ねた。「4. 多いに可能性があると思う～1. まったく可能性がないと思う」の4件法で、対自分・対他者については連続して設問を設けず、分散して設定した。

#### 3.2.3 統制変数

性別と年齢について質問した。これらは先行研究において第三者効果との関係が指摘されているためである。

## 4 結果

### 4.1 変数作成

#### 4.1.1 テレビ批判態度の因子分析

テレビ批判態度を尋ねる42項目の中から、本稿の主旨に沿って第三者効果との関連が予想される21問を選出し、因子分析(主因子法・promax回転)を行った<sup>(5)</sup>。どの因子にも負荷量の低い1因子を削除した20項目を変数化した(表1)。各因子に対して負荷が高い項目ごとに平均値を取り、変数化した。

第1因子に負荷量が高い項目は番組における危険行為や出演者同士の暴力、下ネタなど下品な内容と結びついており「危険・下品描写への批判態度」因子と命名した。第2因子に負荷量が高い項目はニュースの報道内容と結びついており「報道への批判態度」因子と命名した。第3因子に負荷量が高い項目は犯罪の手法を詳細に報じたり、人を刺す過激なシーンなどと結びついており「犯罪助長・過激表現への批判態度」因子と命名した。第4因子に負荷量が高い項目は原作がドラマ化した際の内容と結びついており、「ドラマへの批判態度」因子と命名した。

#### 4.1.2 自他に対する影響の見積りと第三者効果の分析

第三者効果の基となる自分と他者への影響の見積りの乖離の有無を確認する。まず、「自分への見積り」の平均値と「他者への見積り」の平均値を取って変数化を行った。その結果、「自分への見積り」の平均値は2.38( $SD=0.58$ )、「他者への見積り」の平均値は2.71( $SD=0.54$ )であった。

さらに全9項目に関して、「自分への見積り」と

表1 テレビ批判態度尺度の因子分析結果

	1	2	3	4
<b>第1因子 危険・下品描写への批判態度 (<math>\alpha=.93</math>, 平均値=2.82, <math>SD=0.76</math>)</b>				
司会者がゲストに対して執拗に卑猥な話題や下ネタを振る	<b>0.90</b>	-0.01	-0.16	-0.01
下ネタが度を越している	<b>0.87</b>	-0.01	-0.13	0.00
罰ゲームと称してタレントに暴力をふるい、笑い者にする	<b>0.81</b>	0.01	-0.05	0.03
タレントが、別のタレントの頭を思い切り叩く	<b>0.79</b>	-0.05	0.06	0.01
どっきり企画でタレントにラーメンや熱湯をかける	<b>0.78</b>	0.00	0.04	0.00
お笑い芸人の身体的特徴を笑いのネタにする	<b>0.69</b>	0.04	0.10	-0.03
出演者同士が性的な話題で盛り上がる	<b>0.68</b>	-0.08	0.11	0.02
タレントが火を付けたコートを着たまま自転車に乗って、水の中に自転車ごと転落するという企画に挑戦する	<b>0.64</b>	-0.03	0.12	0.06
頭髮や顔の美醜など、自分ではどうしようもないことを嘲笑の対象にする	<b>0.64</b>	0.23	0.03	-0.09
タレントが食べたものを吐く場面が流れる	<b>0.62</b>	0.02	0.06	0.02
<b>第2因子 報道への批判態度 (<math>\alpha=.87</math>, 平均値=3.07, <math>SD=0.78</math>)</b>				
あるニュースに関して一面的にしか報じなかったり、対立する意見の一方しか取り上げない	0.05	<b>0.84</b>	-0.04	-0.02
ある企業の不祥事を報じなかったり、逆にある企業と関連するトピックを持ち上げるなど、偏った報じ方をする	0.08	<b>0.80</b>	-0.01	0.02
ニュースを報道する際、ある特定の出来事を扱わない	-0.09	<b>0.80</b>	0.04	0.05
<b>第3因子 犯罪助長・過激表現への批判態度 (<math>\alpha=.79</math>, 平均値=2.47, <math>SD=0.72</math>)</b>				
殺人事件に使われた有害物質を紹介する	-0.12	0.09	<b>0.84</b>	-0.01
誘拐事件について、加害者が被害者をどのように洗脳したかなど手口を詳細に再現する	-0.01	0.05	<b>0.71</b>	-0.04
ドラマの中で登場人物の体を刃物で刺すシーンがある	0.18	-0.24	<b>0.60</b>	0.09
犯罪方法や前科、刑務所内生活をバラエティとして扱う	0.28	0.15	<b>0.41</b>	-0.03
<b>第4因子 ドラマの批判態度 (<math>\alpha=.79</math>, 平均値=2.52, <math>SD=0.74</math>)</b>				
原作に出てこないキャラクターがドラマ版に登場している	-0.02	-0.09	0.01	<b>0.77</b>
原作の面白さや世界観などをドラマ版に反映できていない	0.01	0.14	-0.03	<b>0.70</b>
原作の時代設定やキャラクターの性別などが、ドラマ化に伴い変更されている	0.03	0.07	0.02	<b>0.70</b>

「他者への見積り」の平均値差の有無をt検定を用いて分析した(表2)。その結果、すべての項目に自分より他者への影響を有意に大きく見積る傾向が示された。よって、第三者効果の基となる自己に対する認知の違いを確認することができた。

第三者効果の変数化は先行研究(Golan & Banning, 2008; Gunther, 1995; 白岩・唐沢, 2013など)に倣い、他者への見積りの得点から自分の見積りの得点を引いた差分を取り、「第三

者効果傾向」とした。差分の平均値は0.33( $SD=0.56$ )、最小値は-1.67で最大値は2.44であった。差分の正の開きが大きいほど第三者効果傾向にあり、得点が負の方向に大きいほど(変数の得点が小さいほど)「他者よりも自分のほうが影響を受けやすい」と考える傾向にあると考えられる。

#### 4.2 相関分析の結果

各変数間の各変数の記述統計量および相関係数

表2 テレビから受ける影響の見積りの自分と他者の差

	対自分		対他者		t 値
	平均値	SD	平均値	SD	
(1)性的な描写に影響を受ける	2.27	.82	2.63	.77	-9.92***
(2)暴力的な描写に影響を受ける	2.32	.91	2.72	.77	-10.55***
(3)テレビに依存し、テレビばかり見るようになる	2.18	.87	2.51	.79	-7.82***
(4)虚偽報道の影響を受ける	2.64	.86	3.00	.77	-9.88***
(5)真偽がわからない情報に振り回される	2.70	.83	3.02	.77	-8.59***
(6)犯罪の手口を詳細に報じるニュースを見て、模倣する	2.35	.99	2.76	.77	-9.38***
(7)テレビで起こることが現実でも起こると思う	2.53	.79	2.69	.73	-4.82***
(8)ドラマに出演している俳優・女優が、実際にドラマ内のキャラクターのようだと思込む	2.21	.81	2.52	.81	-8.44***
(9)自分の考えや態度を決める際、テレビを参考にする	2.19	.78	2.54	.79	-8.77***

\*\*\* $p < .001$   $d = .519$

表3 各変数間の相関分析結果と平均値および標準偏差 (相関関係が認められたものを網掛けで表示)

	年齢	性別	危険・下品描写への批判	報道への批判	犯罪助長・過激表現への批判	ドラマへの批判	他者への見積り	第三者効果 (差分)	平均値	SD
年齢	—	-.01	.31***	.08	.36***	.01	-.01	-.14**	44.51	14.06
性別 (男性=0, 女性=1)		—	.24***	.07	.09*	.09*	.11*	.06	0.50	0.50
危険・下品描写への批判			—	.54***	.63***	.49***	.27***	.00	2.82	0.76
報道への批判				—	.36***	.50***	.36***	.14**	3.07	0.78
犯罪助長・過激表現への批判					—	.42***	.14**	-.18***	2.47	0.72
ドラマへの批判						—	.25***	-.01	2.52	0.74
他者への見積り							—	.44***	2.71	0.54
第三者効果 (差分)								—	0.33	0.56

\* $p < .05$  \*\* $p < .01$  \*\*\* $p < .001$  N=520

を表3に記載した。

他者への見積りと各変数の相関関係について述べる。すべてのテレビ批判態度との間に統計的に有意な正の相関がみられた (危険・下品描写:  $r = .27, p < .001$ ; 報道:  $r = .36, p < .001$ ; 犯罪助長・過激表現  $r = .14, p < .01$ ; ドラマ:  $r = .25, p < .001$ )。このことから、「他者はテレビの影響受けやすい」と認識するほど、テレビに対して批判的な態度を感じやすいと考えられる。なお、年齢

と他者への見積りには統計的に有意な結果はみられなかったが、( $r = -.01, p = n.s.$ )、性別とは正の相関がみられた ( $r = .11, p < .05$ )。

続いて、第三者効果傾向と各変数の相関について述べる。報道への批判との間に統計的に有意な正の相関が、犯罪助長・過激表現への批判との間に負の相関がみられた ( $r = .14, p < .01$ ;  $r = -.18, p < .01$ )。危険・下品描写とドラマへの批判については統計的に有意な結果は認められなかった

( $r=.00, n.s.$ ;  $r=-.01, n.s.$ )。また、年齢との間に統計的に有意な負の相関がみられ、( $r=-.14, p<.01$ )、性別との間には有意な結果が得られなかった ( $r=.06, n.s.$ )。

#### 4.3 仮説検証：重回帰分析の結果

次に、仮説検証のために重回帰分析を行った<sup>(6)</sup>。仮説1の検証のため、従属変数としてテレビ批判態度4因子、独立変数として他者への見積りを投入した(表4)。続いて仮説2の検証のため、第三者効果傾向を独立変数とした同様の分析も行った(表5)。また、統制変数として、どちらの分析にもデモグラフィック変数として性別と年齢を用いた。

まず、表4の他者への見積りを独立変数とした重回帰分析の結果について説明する。他者への見積り

とテレビ批判態度の関係は、すべてにおいて正の効果が有意であった ( $\beta=0.25, p<.001$ ;  $\beta=0.36, p<.001$ ;  $\beta=0.13, p<.01$ ;  $\beta=0.24, p<.001$ )。統制変数である性別と年齢に関しては、危険・下品描写への批判ではどちらも正の効果が有意であり ( $\beta=.021, p<.001$ ;  $\beta=0.31, p<.001$ )、危険・下品描写への批判については、他者への見積り、性別、年齢すべてが強く影響することが伺える。犯罪助長・過激表現への批判も性別と年齢も正の効果が有意であったため ( $\beta=0.8, p<.05$ ;  $\beta=0.36, p<.001$ )、同様のことがいえると考えられる。一方、報道への批判には性別と年齢の有意な効果はみられなかった(報道： $\beta=0.04, n.s.$ ;  $\beta=0.08, n.s.$ ; ドラマ： $\beta=0.06, n.s.$ ;  $\beta=0.01, n.s.$ )。

続いて表5の第三者効果傾向を独立変数とした重回帰分析結果について説明する。第三者効果傾

表4 他者への見積りを独立変数とした場合の重回帰分析結果

従属変数	危険・下品描写への批判	報道への批判	犯罪助長・過激表現への批判	ドラマへの批判
他者への見積り	.25***	.36***	.13**	.24***
性別 (男性=0, 女性=1)	.21***	.04	.08*	.06
年齢	.31***	.08	.36***	.01
$R^2$	.21***	.14***	.16***	.07***
調整済み $R^2$	.21	.13	.15	.06

$N=520$ , \* $p<.05$  \*\* $p<.01$  \*\*\* $p<.001$  数値は標準偏回帰係数 $\beta$ を記載した。

表5 第三者効果を独立変数とした場合の重回帰分析結果

従属変数	危険・下品描写への批判	報道への批判	犯罪助長・過激表現への批判	ドラマへの批判
第三者効果	.03	.15**	-.14**	-.02
性別 (男性=0, 女性=1)	.23***	.07	.11**	.09*
年齢	.32***	.10*	.34***	.01
$R^2$	.16**	.03**	.16***	.01
調整済み $R^2$	.15	.03	.20	.00

$N=520$ , \* $p<.05$  \*\* $p<.01$  \*\*\* $p<.001$  数値は標準偏回帰係数 $\beta$ を記載した。

向とテレビ批判態度の関係は、報道への批判において有意な正の効果がみられ ( $\beta=0.15, p<.01$ ), 犯罪助長・過激表現への批判においては有意な負の効果が認められた ( $\beta=-0.14, p<.01$ )。一方、危険・下品描写への批判とドラマへの批判には有意な効果が確認できなかったほか (危険・下品描写:  $\beta=.03, n.s.$ ; ドラマ:  $\beta=-.02, n.s.$ ), ドラマへの批判に関するモデルは決定係数が統計的に有意ではなかったことから、統制変数を含めて、批判を予測するモデルが成立していなかったと考えられる。統制変数である性別と年齢に関しては、危険・下品描写への批判ではどちらも有意な正の効果が認められ ( $\beta=0.23, p<.001$ ;  $\beta=0.32, p<.001$ ), 第三者効果傾向ではなく性別と年齢が影響を与えることが伺える。報道への批判については、性別は有意な効果はなかったが、年齢には有意な正の効果がみられた ( $\beta=0.07, n.s.$ ;  $\beta=0.10, p<.05$ )。犯罪助長・過激表現への批判については、どちらも有意な正の効果が認められた ( $\beta=0.11, p<.01$ ;  $\beta=0.34, p<.001$ )。

以上の結果をふまえると、仮説1については、他者への見積りが高い人ほどすべての批判がされておき、仮説が支持されたと判断できる。仮説2については、第三者効果傾向が影響を与えるのは報道のみであったため、一部支持されたとはいえる。ただし犯罪助長・過激表現への批判に関しては、仮説と逆の負の効果がみられた。

## 5 考察

### 5.1 仮説の検証

本稿ではテレビ批判の態度の規定因として「他者がテレビから受ける影響の見積り」と「第三者効果」に注目し、質問紙調査を行った。仮説の検証のため、相関分析と重回帰分析による分析を行った。

その結果、「他者はテレビから影響を受けるだろう」と見積る人ほど危険・下品描写、報道、犯

罪助長・過激表現、ドラマすべてに対して批判をすることが明らかになった。一方、「他者はテレビから影響を受けるが、自分は受けないだろう」と見積る第三者効果傾向の人は、報道に対してのみ、そうでない人よりも批判をする傾向が強かったことがわかった。つまり他者への見積りは多くのテレビ批判の規定因になりうるといえるが、第三者効果は一部のテレビ批判の規定要因にのみなりうると思われる。

### 5.2 第三者効果と報道への批判：報道に対する視聴者の厳しい目

本項では、第三者効果の影響が認められた報道への批判について述べる。本稿で扱ったテレビ批判の中で報道のみが第三者効果の影響が認められた背景として、報道に対する視聴者の厳しい目を挙げる。つまり、視聴者は報道の客観性や中立性を重視しており、それに反する報道だとみなした際に他者への悪影響を危惧する。その結果、批判が生じると考える。

本稿で扱った4つのテレビ批判の中で、報道は「フィクションではない」という点で唯一の存在である。ドラマは言うまでもなくフィクションであり、おかしいと感じる描写があったとしても「これはドラマだから」と思いやすい。危険・下品描写は主にバラエティ番組における描写を指した内容だが、バラエティ番組にも台本や筋書きがあることや作り手の自由度が高いという点から、報道とは異なる性質を持つことは明らかである。犯罪助長・過激表現は報道に関する内容も含まれるが、主に「犯罪助長・過激表現をエンターテインメントとして描写すること」についての項目であるために、こちらも報道そのものとは異なると考えられる。

上記をふまえると、報道は「起こったことを伝える」という役割を視聴者に期待されており、視聴者は報道に客観的かつ公正・中立な内容を求めていると考える。そこに作り手の意図を加えるこ

とは許されず、視聴者は厳しい目を持って報道に接触しているのではないか。

さらに第三者効果が報道への批判に対して認められたという分析結果をふまえると、第三者効果傾向の強い人は、客観性が欠ける報道は他者に悪影響を与えると考えていると想定できる。報道に対する批判尺度には一面的であったり偏向報道と感じられる内容と関連している。つまり、他者が意図的な報道によって振り回されたり、ミスリードされると意識するのではないか。そのため、視聴者が客観性や中立性がない報道とみなしたときに他者への悪影響を危惧し、批判が生じると考える。さらにそこには「自分はそのような報道に影響は受けませんが、他者は受ける」という第三者効果が働く。その根底には「自分は大丈夫」「自分は報道に影響されない」という自信が存在していると想定する。

### 5.3 犯罪助長・過激表現とFirst person effectとの関連

一方で本稿では、第三者効果から犯罪助長・過激表現への批判に有意な負の効果が認められた。つまり、第三者効果の変数として用いた他者への見積りから自分への見積りを引いた差分がマイナスに大きく、第三者効果とは逆の現象である「他者よりも自分の方が強くテレビの影響を受ける」と考える傾向にある人が犯罪助長・過激表現を批判すると解釈できる。

「他者よりも自分の方が強くテレビの影響を受ける」という現象は先行研究において「逆第三者効果」、あるいはfirst-person effect(以下、FPEと表記)と呼ばれているものに非常に近い。Innes & Zeitz(1988)はメディアの政治広告や暴力描写ではなく、公共広告に関する態度に対してFPEが生じると指摘した。先行研究では、FPEが生じやすいメッセージとして、公共広告などの「社会的に望ましいメッセージ」が挙げられている。たとえばタバコ撲滅広告(Meirick, 2005)や飲酒

運手の撲滅広告(Innes & Zeitz, 1988; Meirick, 2005)、臓器提供広告(White & Dillon, 2000)などが挙げられる。対する第三者効果が生じやすいメッセージとしては、本稿の序論で述べたとおり、ネガティブな内容(暴力、ポルノ描写、ギャング、タバコやアルコールを扱う描写や過激なラップ歌詞)が多い。従って、ネガティブなメッセージに対しては第三者効果が生じやすいのに対して、FPEは比較的ポジティブなメッセージに起こりやすいと考えられてきた。

しかし先に述べたように、本調査分析ではFPEの傾向にある人ほどテレビの犯罪助長・過激表現を批判するという結果が得られた。犯罪助長・過激表現は社会的に望ましいメッセージとはいえないため、先行研究で得られた知見とは異なる結果となった。なぜこのような結果が生じたのだろうか。

本調査で扱った犯罪助長・過激表現に対する批判を尋ねる尺度は「殺人事件に使われた有害物質を紹介する」「誘拐事件について、加害者が被害者をどのように洗脳したかなど手口を詳細に再現する」などで構成されている。一見、「このような手口を他者が真似するのではないか」という第三者効果に基づく批判が生じるように思えるが、重回帰分析ではそのような結果は認められなかった。

この点に対して本項では、テレビの犯罪助長・過激表現に接触することで視聴者が「多くの人が犯罪の手口を知ってしまう」「犯罪を模倣する人が増え、自分や家族が被害者になる可能性が高くなるのではないかと恐怖を感じる」と推測した。その結果、自分に対して具体的な被害(犯罪被害)をもたらしかねないような放送内容への批判が促されるのではないか。犯罪助長・過激表現は本稿で分類した他の批判(危険・下品描写、報道、ドラマ)とは異なり、視聴者の不安や恐怖を煽る内容に関する項目を含むことをふまえると、これに恐怖を感じる人がいることは当然といえる。つまり「(他者は被害に遭いにくいかもしれないが)自分が何らかの被害に遭いやすいのではないか」

という過剰な恐怖，即ちFPEを生じることで，恐怖によって誘発される類の批判が促されるのではないかと考える。

今後は上記仮説が支持されるかどうか，直接的に検討することが必要となる。つまり第三者効果に代表される，いわば「他者を守ろうとする正義感や公正さ」によって誘発されるテレビ批判と，そうではなくFPEに代表される「自分が怖い思いをしたくないという恐怖感」によって誘発されるテレビ批判を明確に区別し，それぞれのメカニズムについて統計的に検討する余地があるだろう。

#### 5.4 本研究の意義と課題

本稿は第三者効果とテレビ批判の関連を検討することを出発点として行ったが，それよりも他者への見積りの方がテレビ批判に影響を与えるということが明らかになった。しかし第三者効果の影響が認められた報道に関しては，報道に対して視聴者が持つ厳しい視線という点から考察をすることができた。報道への批判は第三者効果と密接に関連するという結果は，今後さらに検討されることが求められる。

また犯罪助長・過激表現への批判に関しては，第三者効果の逆であるFPEという新たな視点から議論を進めた。FPEに関しては国内での研究がほとんどなく，第三者効果のような日本語での呼称も定まっていない状態である。本稿の結果をもとにさらに研究を重ねることで，第三者効果と関連するFPEに対しても理解を深めることができると期待する。その出発点として，本稿の試みは意義深いものといえる。

続いて本稿の課題について述べる。まず，今後テレビ批判と関連する理論的検討をさらに進めることが求められる。本稿ではテレビ批判の関連理論として第三者効果関連に絞って分析を行ったが，他にもテレビ批判を説明する理論を精査し，調査を重ねることで体系的な研究が可能になるだろう。たとえば，ドラマに関する批判には原作に

対する愛着やこだわりという意味でファン心理が関連していると予測できる。

さらに本稿では冒頭でも述べた通り，主に視聴者からのテレビ番組に対するネガティブな態度および行動を包括して「テレビ批判」と定義した。そのため本稿ではテレビ番組に限った事象を扱ったが，テレビで放送されるのは番組以外にもコマーシャルがある。この点をどのように扱うのかについては，今後検討する必要があると考える。

本稿ではテレビ批判態度と他者への影響の見積り，第三者効果との関連を検討することに留まった。今後はさらなる研究の蓄積を通じて，テレビ批判研究の発展を目指したい。

#### 注

- (1) 国内でテレビに対する批判・不満について尋ねる調査は少ないながらも存在する。NHK放送研究所が1985年から5年おきに実施している「日本人とテレビ」では，テレビ視聴行動とともにテレビに対する意識も尋ねている。1985年から2010年の調査の中で「はい」と答えた割合が高かったテレビに対する批判・不満と捉えられる意見として，「マスコミが伝えていることはほぼ事実とは思わない」「人びとの意見は，知らないうちにマスコミの言うとおりに動かされていることが多い」「テレビは青少年の非行や暴力行為を助長した」が確認できた。しかし，あくまでデータの一部で単純集計結果として提示されているだけで，これらについて詳しく言及されていない。また，同じくNHK放送文化研究所が2001年から実施している「番組総合調査」でもマイナス意見についての言及がある。「テレビ番組に対する意識・評価の現況」とし，当時のテレビ番組（NHK・民放含む）に対する感想や印象を「とても満足一大変不満」の5件法で尋ねる項目があるが，不満

と回答した人の割合は不明であった。

- (2) 出典：桜井哲夫 (1994) TV魔法のメディア 筑摩書房
- (3) 成功は自分に帰属し失敗は環境に帰属するという、自分にとって都合の良い帰属のこと (池上・遠藤, 2008)。
- (4) 他にもテレビ批判との関連が予想される理論として、「メディアが自分と反対側の陣営にとって有利な方向に歪んでいると認知する傾向」を指す敵対的メディア認知 (Vallone, 1985) に言及する。敵対的メディア認知は理論そのものがテレビ批判に直結する可能性があるという点では第三者効果よりも重要と考えられる可能性もあるが、「他者はメディアから影響を受けやすい」という認識に基づくという点で第三者効果と同様のメカニズムを持つ理論である。さらに、敵対的メディア認知は「他者はメディアの影響を受けるが、自分は影響を受けない」という第三者効果傾向に加え、自分が支持する政党に関する内容など「自我関与が高いトピック」(Perloff, 1989) に接触した際に生起する傾向があると想定できることから、第三者効果の派生理論といえる。以上をふまえると、本調査で第三者効果に加えて敵対的メディア認知も扱うことは、根本は同じ概念を扱うと解釈できる。そのため、本稿では「他者はメディアの影響を受けるが、自分は影響を受けない」という概念をより端的に示している第三者効果のみを扱うこととする。
- (5) 具体的には、自分・他者を問わずテレビが影響を与えうる可能性を想起させる項目を残し、そうでないものを削除した。例えば、削除した項目は「ドラマに出演している俳優・女優の演技が下手だ」「出来事の当事者となる人物を執拗に追いかけて、無理やりインタビューしようとする」などである。

これらに対して視聴者が「この描写は他者に影響を与えるだろう」と考える可能性は低いとみなし削除した。なお、変更前と変更後で本稿において独立変数として扱った「他者への見積り」と「第三者効果」の効果は、係数の正負、およびその係数が統計的に有意であるかのどちらについても、結果に変化はみられなかった。

- (6) 「他者への見積り」と「第三者効果」を同時に投入すると多重共線性がみられたため、別々にモデルを作った。

#### 参考文献

- Albert C. Gunther (1991) What We Think Others Think Cause and Consequence in the Third-Person Effect, *Communication Research*, 18, pp. 355-372.
- (1995) Overrating the X-rating: The third-person perception and support for censorship of pornography, *Journal of Communication*, 45(1), pp. 27-38.
- Anita G. Day (2008) Out of the living room and into the voting booth: An analysis of corporate public affairs advertising under the third person effect, *American Behavioral Scientist*, 52(2), pp. 243-260.
- Banning, S (2001) Do you see what I see? Third-person effects on public communication through self-esteem, social stigma, and product use, *Mass Communication and Society*, 4 (2), 127-147.
- Cohen, J., Mutz, D., Price, V., & Gunther, A. (1988) Perceived impact of defamation: An experiment on third-person effects, *Public Opinion Quarterly*, 52, pp. 161-173.
- Davison, W.P. (1983) The third-person effect in communication, *Public Opinion Quarterly*, 47, pp. 1-15.



- Gerbner, G. and Gross, L. (1976) Living With Television: The Violence Profile, *Journal of Communication*, 26, pp. 173-199.
- Golan, G. J., & Banning, S. (2008) Exploring a link between the third-person effect and the theory of reasoned action: Beneficial ads and social expectations, *American Behavioral Scientist*, 52(2), pp. 208-224.
- Golan, G. J., Banning, S. A., & Lundy, L. (2008) Likelihood to vote, candidate choice, and the third-person effect: Behavioral implications of political advertising in the 2004 Presidential election, *American Behavioral Scientist*, 52, pp. 278-290.
- 橋元良明 (2011) 『テレビと日本人—変わりゆく日常』 岩波書店
- Hoffner, C., Buchanan, M., Anderson, J., Hubbs, L., Kamigaki, S., Kowalczyk, L., et al. (1999) Support for censorship of television violence, *Communication Research*, 26(6), pp. 726-742.
- 池上知子・遠藤由美 (2008) 『グラフィック 社会心理学 第2版』サイエンス社
- 池内裕美 (2010) 「苦情行動の心理的メカニズム」 『社会心理学研究』 25(3), pp. 188-198.
- Innes, J. M., & Zeitz, H. (1988). The public's view of the impact of the mass media: A test of the "third-person" effect, *European Journal of Social Psychology*, 18(5), pp. 457-463.
- 岩男寿美子 (2000) 『テレビドラマのメッセージ—社会心理学的分析』 勁草書房
- Kas Kalba (1975) The electronic community: A new environment for television viewers and critics(eds,) *Television as a social force: new approaches to TV criticism. Richard Adler: New York Praeger*, pp. 141-163.
- 国広陽子 (2013) 「団塊の世代—テレビと成長をともし、老いに向かう」 萩原滋編 『テレビという記憶 テレビ視聴の社会史』 新曜社, pp. 77-99.
- Lasorsa, D. L. (1989) Real and Perceived Effects of 'America', *Journalism Quarterly*, 66, pp. 373-378.
- Lee, C., & Yang, S (1996) Third-person perception and support for censorship of sexually explicit visual content: A Korean case, *Sungkok Journalism Review*, 7, pp. 21-39.
- Manes, A. L., and Melnyk, P (1974) Televised models of female achievement, *Journal of Applied Social Psychology*, 4, pp. 365-374.
- McLeod, D. M., Eveland, W. P., Jr., & Nathanson, A. I (1997) Support for censorship of violent and misogynic rap lyrics: An analysis of the third-person effect, *Communication Research*, 24(2), pp. 153-174.
- McLeod, D. M., Detenber, B. H., & Eveland, W. P. J (2001) Behind the third-person effect: Differentiating perceptual processes for self and other, *Journal of Communication*, 51, pp. 678-695.
- Meirick, P. C (2005) Rethinking the target corollary: The effects of social distance, perceived exposure and perceived predispositions on first- and third-person perceptions, *Communication Research*, 32 (6), pp. 822-843.
- 諸藤絵美・平田明裕・荒巻央 (2010) 「テレビ視聴とメディア利用の現在 (1): 「日本人とテレビ・2010」調査から」 放送研究と調査, 60(8) pp. 2-29.
- 諸橋泰樹 (2001) 『ジェンダーの罭 とらわれの男と女』 批評社
- Nathanson, P and Young, K(2006)*Misandry; Men in popular culture; Sex discrimination against men; Men-Identity*, McGill-Queen's University Press. (2016) 久米泰介訳: 『広がるミサンドリー: ポピュラーカルチャー, メディアにおける男性差別』 彩流社

- 大石裕 (2010) 「能動的オーディエンス論の構成」  
法學研究：法律・政治・社会, 83(2) pp. 73-93.
- Pamela J. Creedon and Judith Cramer (2006)  
*Women in Mass Communication*, Thousand Oaks: SAGE Publications
- Perloff, R. M. (2002) The Third-Person Effect (eds,) *Media Effects*. Bryant, J., and Jillmann, D: London: Lawrence Erlbaum Associates, pp. 489-506.
- Rojas, H., Shah, D. V., & Faber, R. J. (1996) For the good of others: Censorship and the third person effect, *International Journal of Public Opinion Research*, 8 (2), pp. 163-186.
- 齋藤誠子 (2016) 「日本のテレビ番組に対する批判の類型—BPO に寄せられた視聴者意見の分析—」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』82, pp. 75-92.
- (2017) 「Twitterにはどのような『テレビ批判』が投稿されるのか：媒体によって異なる規範意識」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』84, pp. 35-51.
- 桜井哲夫 (1994) 『TV 魔法のメディア』ちくま新書
- 佐々木輝美 (1996) 『メディアと暴力』勁草書房
- 白岩祐子・唐沢かおり (2013) 「被害者参加人の発言および被害者参加制度への態度が量刑判断に与える影響」『実験社会心理学研究』53(1), pp. 12-21.
- 田所承己 (2007) 「テレビにとって“やらせバッシング”とは何か—『やらせ問題』のテレビ史的意義」長谷正人・太田省一編『テレビだヨ！全員集合：自作自演の1970年代』青弓社, pp. 221-232.
- 竹村朋子(2012)「テレビ番組視聴に関するメディア利用行動と利用動機の検証：テレビを所有しない若者への質的インタビュー調査」立命館産業社会論集, 48(2), pp.153-172.
- Tiedge, J.t., Silverblatt,A., Havice, M.J, Rosenfeld, R. (1999) Discrepancy Between Perceived First-Person and Perceived Third-Person, Mass Media Affects, *Journalism Quaterly*, 68, pp. 141-154.
- Theodor W. Adorno (1954) How to Look at Television, *Film, Radio, & Television*, 8, pp. 213-235. (1969) 平沢正夫訳『テレビと大衆文化の諸形態』平凡社
- 富山英彦 (2005) 『メディア・リテラシーの社会史』青弓社
- Vallone, R. P., Ross, L., & Lepper, M. R (1985) The hostile media phenomenon: Biased perception and perceptions of media bias in coverage of the Beirut Massacre, *Journal of Personality and Social Psychology*, 49, pp. 577-585.
- 渡辺武達 (1995) 『テレビ—「やらせ」と「情報操作」』三省堂
- White, H. A., & Dillon, J. F (2000) Knowledge about others' reaction to a public service announcement: The impact on self persuasion and third-person perception., *Journalism & Mass Communication Quarterly*, 77, pp. 788-792.
- 山本明 (2013) 「第三者効果とメディア・リテラシー」『日本心理学会第77回大会論文集』, 77
- 安野智子 (1996) 「メディアの影響力の認知は世論形成を媒介するか 第三者効果による世論形成過程モデルの試み」『選挙研究』11, pp. 46-60.
- Youn, S., Faber, R. J., & Shah, D. V. (2000) Restricting gambling advertising and the third-person effect, *Psychology and Marketing*, 17(7), pp. 633-649.
- Zillmann. Dolf., Bryant. J and Huston, Aletha C. (2013) *Media, Children, and the Family Social Scientific, Psychodynamic, and*

*Clinical Perspectives*, Mahwah: Taylor and Francis.

[付記] 本稿は、2017年度慶應義塾大学博士課程学生研究支援プログラムによる研究成果の一部である。

---

## 原著論文

---

# 公益通報者保護法における3号通報保護要件緩和の具体的方策

## ——メディアを通報先とした告発者へのインタビュー調査をもとに

Discussions of Specific Measures about Relaxing Protection Requirements under the Whistleblower Protection Act in Japan: From an Interview Survey of Whistleblowers who Disclosed Information to the Media

キーワード：

内部告発報道, 情報源, 公益性, 表現の自由, 知る権利

keyword：

media reporting of whistleblowing, news sources, public interest, freedom of expression, right to know

東京大学大学院情報学環 松原 妙華

Interfaculty Initiative in Information Studies, The University of Tokyo Taeka MATSUBARA

---

### 要約

内部告発報道は市民の知る権利に応えるものとして評価される一方で、情報源である告発者は組織から不利益取扱いを受ける場合がある。日本では、告発者を組織の不利益取扱いから保護するため、2004年に公益通報者保護法が制定され、メディアへの通報は法3条3号で保護されることとなった。しかし、その保護要件の厳しさは法案作成時から指摘されており、3号通報保護要件の見直しは、2018年に法改正に向けて再開した公益通報者保護専門調査会の論点のひとつとなったが、告発経験者や報道関係者の声が法改正に反映されるのか不安な状況がある。

そこで本稿は、メディアを告発先とした告発経験者を対象にインタビュー調査を行い、3号通報保護

要件の緩和について検討する。まず、立法及び法改正に向けた議論での3号通報保護要件に関する論点を明らかにし(2章)、その論点ごとに、内部告発の正当性に関する先行研究や裁判例を整理した上で(3章)、告発者へのインタビュー調査結果を提示する(4章)。そして、それをもとに具体的方策(通報対象者の範囲の拡大、主観的要件の維持、通報対象事実の拡大、切迫性の削除、真実相当性の緩和、特定事由の緩和、不利益取扱い等からの保護、証拠の収集・持出行為の免責、公益性による要件緩和)について考察を加え(5章)、最後に、告発者の表現の自由と市民の知る権利を含む内部告発報道の公益性を守る3号通報の重要性を指摘する。

## Abstract

Whistleblowers sometimes receive dismissal or other disadvantageous treatment from business operators after revealing wrongdoing to the media. In Japan, the Whistleblower Protection Act was enacted to protect whistleblowers in 2004. Whistleblowers who disclose information to the media can be protected in Item 3 of Article 3. However, they are subject to the most stringent requirements, which have continued to be criticized since the bill was drafted. This matter was discussed in the Expert Examination Committee which was called up in 2018 to move toward legal reform.

This paper examines how to relax requirements of whistleblowers protected in Item 3 of Article 3 through an interview survey of whistleblowers who disclosed information to the media. First, Section 2 sorts out the issues of requirements in Item 3 of Article 3, which were discussed in the 159th session of the Diet and the Expert Examination Committee. Next, Section 3 summarizes previous research and court judgments about the ethical or legal justification of whistleblowing. After that, Section 4 researches actual examples of whistleblowing to the media from an interview survey of 7 whistleblowers and Section 5 suggests how to relax requirements to protect whistleblowers. Finally, this research concludes that reporting of whistleblowing in the news advances the public interest and whistleblowing to the media is necessary to guarantee the freedom of expression of whistleblowers and the right to know. If requirements are relaxed, Item 3 of Article 3 in the Whistleblower Protection Act would contribute to this advance.

## 1 はじめに

米国家安全保障局の情報収集活動に関する内部告発（スノーデン事件）や富裕層の租税回避行為に関する機密文書の提供（パナマ文書事件、パラダイス文書事件等）を端緒とした報道のように、近年、告発者と記者が協働して不正行為を公にする事例が相次いでいる。2018年4月に提出された欧州委員会の告発者保護に関する指令案の中では、情報源である告発者の保護は報道の自由や民主主義にとって重要であることが指摘されており、今後、EU加盟国でメディアへの告発者を保護する法制度整備が進んでいくと考えられる<sup>(1)</sup>。

日本では、告発者を組織の不利益取扱いから保護する公益通報者保護法が2004年に制定され、メディアへの告発は3条3号で保護されることとなったが（以下3条3号にもとづく通報を「3号通報」という。）、その保護要件の厳しさは法案作成時から指摘されており、法案に対する附帯決議で3号通報保護要件は見直しの対象となった。これをもとに、本法は改正に向けた議論が続けられているが、3号通報に関する改正の議論は、内部通報や行政通報に比べて充分であるとは言い難く、告発経験者や報道関係者の声が法改正に反映されるのか不安な状況がある<sup>(2)</sup>。

そこで本稿は、情報源としての告発者保護の視点から当事者の声を3号通報保護要件緩和の議論に活かすことを目的に、メディアを告発先とした告発経験者を対象にインタビュー調査を行い、その結果を考察する。まず2章で、改正に向けたこれまでの議論において、要件が厳格であるため緩和すべきとする意見と風評被害等から緩和には慎重であるべきとする意見があることを確認し、保護要件及び告発者保護のための法制度に関する論点をこれまでの法改正に向けた議論をもとに整理する。次に、保護要件は法的保護に値する内部告発を規定する側面があるため、3章で内部告発の正当性に関する議論の蓄積がある先行研究及び裁

判例を論点ごとに整理する。そして4章でインタビュー調査から得られた具体的データを示し、5章で2～4章の内容を踏まえながら論点ごとに考察を加え、緩和に向けた具体的方策を提示する。最後に、3号通報は情報源である告発者保護だけではなく、告発者の表現の自由と市民の知る権利を含む報道の自由にとって重要であることを指摘し、3号通報保護要件を緩和すべきとする結論で本稿を結ぶ。

## 2 3号通報に関するこれまでの議論

### 2.1 3号通報の保護要件

公益通報者保護法では、内部通報（3条1号）、行政通報（3条2号）、それ以外の外部通報（3条3号）と徐々に保護要件が厳しく設定されており、3号通報として保護されるには、内部通報や行政通報と共通する要件（表-1①②③④）以外

表-1 3号通報の保護要件

①労働者であること
②不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でないこと
③通報対象事実に該当すること
④通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること
⑤当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる通報先であること
⑥次のいずれかに該当すること（特定事由） イ 内部通報または行政通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合 ロ 内部通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ハ 労務提供先から行政通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合  
 ニ 書面により内部通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合  
 ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

に追加的的要件（表-1⑤⑥）を満たす必要がある。

## 2.2 法制定時の国会における議論

国会における3号通報に関する議論は主に2点に集約される。第一に、保護要件が厳格であることである。第159回国会での議論では「要件を等しくすべき」、「内部でも外部でもいいという体系をつくらない限りこの法律の意味を達することにはならない」、「外部への要件が極めて厳しくハードルが高いため、通報者を萎縮させ不正行為が企業内部や行政機関内に閉じ込められてしまう」という意見があったが<sup>(3)</sup>、これに対しては、悪意に基づく風評被害のリスクを回避するために必要であると説明された<sup>(4)</sup>。

第二に、イ～ホの立証の困難性及び一般条項の設置についてである。「一般法理への悪影響を防ぐためには、一般的保護要件を明記してイ～ホ以外の場合にも保護される余地を残すことが不可欠」、「通報者にとっては知り得ないもの、立証し得ないものになっている」、「イ～ホの後に包括的規定を入れるか、行政通報後に相当期間内に措置がなされない場合には外部通報を認めると規定した方がいい」等の指摘があった<sup>(5)</sup>。これに対しては「制度の予見可能性を高めるため定めており、実際上の運用に当たってはほとんどのケースは尽くされている、一般条項を設けて法律関係を不安定にするよりもこの方がよい」、「公益通報の対象

範囲や外部通報要件について社会的にコンセンサスが確立していると言えない状況認識のもとで、制度運営の混乱をできるだけ避けて通報者の保護を図ろうとした」という説明がなされた<sup>(6)</sup>。

結局、政府案が原案の通り可決されたが、法案に対する附帯決議で「通報者の範囲」、「通報対象事実の範囲」、「外部通報の要件」、「外部通報先の範囲」の再検討が付記された<sup>(7)</sup>。

## 2.3 法改正に向けた議論

公益通報者保護法附則2条で、本法は施行後5年を目余に検討を加え、必要な措置を講ずるものとされており、2010年に公益通報者保護専門調査会（以下「専門調査会」という。）が設置され、付帯決議に記された4項目が具体的課題として調査・審議された。3号通報に関しては、国会での議論と同様に「通報要件が厳しすぎる」<sup>(8)</sup>、「一般条項を設けては」<sup>(9)</sup>という意見が複数上がったが、「企業内部での通報を優先し、そこで円満に解決することが労働者にとっても望ましい」、「いきなりマスコミに持っていくのはみなにとって不幸なこと」、「現行法は内部通報が機能していない場合に外部通報ができる要件として具体化されておりわかりやすい」、「事実ではないことが判明した場合、回復不可能かつ甚大な風評被害が生じてしまう」といった意見があがり<sup>(10)</sup>、一致する結論に至らず、法改正は見送られた<sup>(11)</sup>。

その後、消費者庁で調査が重ねられ、2015年に公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会（以下「検討会」という。）が開催され、法律分野の専門家による検討の必要性からワーキンググループが設置された。ここでは、「報道被害の深刻な実態がある」、「マスコミも多種多様、濫用の可能性も見極めて検討する必要がある」という慎重な意見がある一方で、「濫用的通報に対しては不正の目的を企業側が立証することで真実相当性判断とのバランスをとることも考えられる」、「行政通報とマスコミ通報のバランスを考える必

要があり、真実性は行政通報よりハードルをあげるべき」という内部通報や行政通報とのバランスをとる考え方や、「行政が通報を受けてもきちんと対処しないことが現にある、既遂の法律違反は基本的に外部に出せるようにすべき」という条件によっては3号通報の要件を緩和すべきとする意見、「通報事実の公共性、公益目的、真実相当性があればイ～ホを要求する必要はない」、「行政通報には法的守秘義務がある一方、報道機関には情報源の秘匿という報道倫理があり、事実誤認の責任は通報者ではなく行政機関ないし報道機関が受けるべき」という行政通報と3号通報の要件差を疑問視する意見など、様々な意見が上がった<sup>(12)</sup>。

その後、2018年に内閣総理大臣の諮問を受けて専門調査会が再開された。ここでは行政通報も含めた外部通報保護要件がまず議論され、「それぞれの段階で厳格にしていくべき」、「今の構造を維持した上で行政通報が機能する方向で緩和を考えてもよい」、「行政通報が機能しなければ3号通報に走ってしまうため行政通報の緩和を考えるべき」<sup>(13)</sup>といった行政通報保護要件の緩和に重点を置く意見が上がり、それを踏まえた上で3号通報の議論がなされた。「企業の悪影響を考えると慎重な対応が前提」、「風評被害の懸念がある」、「風評被害のリスクや労働者の誠実義務とのバランスを考えるべき」といったこれまでの慎重な意見と同様の意見があがる一方、「真実相当性を合理的理由として緩和すべき」とする意見や、「特定事由を加えて緩和すべき」、「実効的な内部通報制度が整っていないことを特定事由に加えては」、「制度間競争という観点から特定事由を組み直しては」<sup>(14)</sup>という特定事由を検討し直す意見が多く上がった。結局、最終報告書では、3号通報の真実相当性要件を維持し、特定事由に事業者が内部通報体制の整備義務を履行していない場合を追加し、ホに財産に対する危害を追加するという方向性が示された<sup>(15)</sup>。

## 2.4 3号通報保護要件に関連する主な論点

これまでの改正に向けた議論から、3号通報が関連する主な論点をまとめると表-2となる<sup>(16)</sup>。

I～VIは保護要件に関わる論点、VII及びVIIIは通報者保護のための法制度に関わる論点である。

表-2 3号通報保護要件に関連する主な論点  
(括弧内は論点に関連する表-1 ①～⑥保護要件)

I 通報者の範囲の拡大 (①)
II 主観的要件の緩和 (②)
III 通報対象事実の拡大 (③)
IV 切迫性及び真実相当性の緩和 (④)
V 特定事由の緩和 (⑥)
VI 内部通報や行政通報との関係 (⑤, ⑥イ～二)
VII 不利益取扱い等からの保護
VIII 証拠収集・持出行為の責任の免責

## 3 先行研究及び裁判例における議論

### 3.1 参照する先行研究及び裁判例

保護要件は内部告発の正当性が問題となるため、本章では正当性に関する先行研究や裁判例を要件ごとに整理する。先行研究は内部告発の正当性の議論が蓄積されている米国のビジネス倫理研究を中心に取り上げ、裁判例は日本の法的観点から内部告発報道が問題となった雇用関係に関する裁判例及び名誉毀損裁判例を取り上げる。雇用関係に関する裁判では、一般法理として、告発内容の真実性・真実相当性、目的の公益性、手段・方法・態様の相当性を総合考慮して内部告発の正当性が判断され<sup>(17)</sup>、告発者を被告とする名誉毀損裁判では、告発者の告発行為と名誉毀損との間に相当因果関係が認められる場合に、免責要件として真実性・真実相当性、事実の公共性、目的の公益性の判断が行われている<sup>(18)</sup>。



## 3.2 内部告発の正当性に関する議論

### 3.2.1 通報者の範囲 (①)

先行研究は告発主体を「組織のメンバーあるいはかつてのメンバー」とするものが多く、「内部関係者」と定義し、OBや役員、取引先業者を包含するものもある(桜井 2006: 13)。役員を含めると明確に言及する研究もあり(Bowie & Duska [1982] 1990: 73)、役員には株主に対する責任だけでなく、それ以上に公に対する基本的社会的責任があるとする(James 2001: 308)。また、メンバーとすると組織や個人間にあるコミュニティを連想させるため、パーソンを使用し、組織不正に関する情報にアクセスできるかどうかを重視する立場もある(Jubb 1999: 86)。これは情報の開示権限がある者も告発者に含むかという議論に関連し、開示権限がない者とする立場(Near & Miceli 1985: 3, Courtemanche 1988: 36, Chambers 1995: 192)であれば、役員を含まない方向となる。その一方で、開示権限がある者であっても、開示が許可されている場合と要求されている場合があり、前者は自発的及び選択的であるため、告発に含めるとする議論もある(Jubb 1999: 89)。

### 3.2.2 主観的要件 (②)

裁判例では、目的が不当であるか(医療法人思誠会事件、D大学事件、愛媛県警察官裏金告発事件)、または主目的が公益目的か(トナミ運輸事件、田中千代学園事件)を判断し、加害目的や地位保全等の私利目的の場合を除外する一方で、感情的な反発や不満の併存を許容する。

先行研究でも、目的や動機に倫理性や公益性を求めるものが多く、告発の場合にも他者に危害を加えてはならないという一般的な道義的責任があるとして、復讐のための告発を除外する(De George [1982] 1999: 245)。一方、告発者に正当な目的や動機を求めない立場もあり、目的や動機は多くの場合が混在的かつ多義的で、事態の進展に応じ

て変化していくため、公益なのか組織利益なのか個人的な恨みなのか判別不能であることを理由としてあげる(Elliston et al. 1985: 7)。しかし、この立場の場合でも、動機は告発の正当化において重要な要素であると指摘されている(Jubb 1999: 89)。

また、外部通報は組織への不服従を意味し、組織価値に反する点よりも深刻な心の葛藤が生じる点に焦点を置き(Jubb 1999: 91)、倫理的ジレンマに直面させる回復不可能なステップこそが告発の核心であり、外部通報のみが告発と呼ばれるにふさわしいとする議論もある(奥田 2002: 117)。裁判例でも、2年半程沈黙を守り、悩んだ上で患者家族に真実を伝えようとした医師に対して公益目的を認めたものがある(日本医科大学事件・地判)。

### 3.2.3 通報対象事実 (③)

先行研究では、違法行為に限定せず、不正行為もしくは倫理的違反まで含めるものが多いが、不正内容の個人性については議論があり、非個人性を要件として公共の利益を求める立場(Boatright [1993] 2003: 105, 馬淵 2005: 101)と、基本的人権の侵害に関連したプライバシー侵害やセクハラ、財産的被害も対象とする立場(James 2001: 311)がある。前者の中には、必要性のある告発を他者に直接危害を及ぼす場合の深刻な生命・身体に対する被害・危険に限定し、セクハラは個人的問題として道徳的に許される告発とするもの(De George [1982] 1999: 242)もあるが、この考え方は道徳的問題の解決に役立たないと後者から批判されている。

### 3.2.4 切迫性及び真実相当性 (④)

先行研究では、不正が生じるまで時間がある場合には内部是正のチャンスがあるとして切迫性を求める立場(Bowie & Duska [1982] 1990: 75)や、過去や将来の不正行為を対象とするかは現在の危急の告発を検討してから検討すべきとして、

切迫性を取り入れる立場（馬淵2005：101）もあるが、不正行為の時制はあまり議論されておらず、むしろ告発者が告発時に不正の証拠をどの程度収集でき、どこまで確信があるかという点に焦点が当てられている。確たる証拠と成功可能性を求めるもの（Bowie & Duska [1982] 1990：75-77）や、合理的で公平な第三者を確信させる証拠と必要な変化が公表によってもたらされると信じるに足りる理由を求めるもの（De George [1982] 1999：255-256）がある一方で、告発が誤りである場合も含めて、信念に基づいた告発を認めるもの（Miceli & Near 1992：18）や、客観的な不正ではなく不正であると信じることで足りるとするもの（James 2001：307）、告発者は情報にアクセスする権限がなく証拠を集めることが困難であるため、不正であると純粋にかつ合理的に信じていれば十分とするもの（Elliston et al. 1985：13, Jubb1999：87）など、客観的証拠を求めない立場もある。

雇用関係の裁判例では、ビデオテープ（アワーズ事件）や意見書・統計資料（国立感染症研究所事件）では真実相当性が認められず、第三者機関の調査や公正取引委員会の立入検査等によって違法性が客観的に裏付けられている場合に真実性が認められ（トナミ運輸事件）、また内部調査が行われている等の状況がある場合に真実性が否定されなかった（愛媛県警察官裏金事件）。

一方、名誉毀損裁判例では、そもそも報道と内部告発の因果関係を認めない場合（医療法人思誠会事件、群英学園事件・地判、日本医科大学事件・地判）があり、因果関係が認められる場合に真実相当性が判断される。そこでは、客観的な根拠が求められ、不正経理の関係書類等がある場合（群英学園事件・高判）や、在職中の業務実態に基づく見聞や同僚の供述等がある場合（きょくとう名誉毀損事件）に真実相当性が認められた事案がある一方で、手術ミスに関する事実と合致する専門家の意見があったとしても、真実と判断した当時において判断の相当性がなかったとして真実相当

性を認めなかった事案もあり（日本医科大学事件・高判）、事実の摘示時において真実と信じる相当の理由が求められている。

### 3.2.5 通報先の相当性、開示の合理性（⑤）

通報先については、「対処する影響力」（Near & Miceli 1985）や「不正行為を是正する潜在能力」（Jubb 1999：87）といった是正力に着目するものもあれば、通報が適切に対処できる権限者に届くことを重視し「通常のコミュニケーション・チャンネルを使用しないこと」として、報道機関への通報も効果的であるとするもの（Boatright 2003：205）や「組織外の権威者または公」を通報先とするもの（Couetemanche 1988：36）など、是正力だけでなく公開力に着目するものがある。

公開力に着目する場合には、不正の調査や是正を期待する上で不正情報が公になること（going public）を重視し、公的情報として市民がアクセス可能となることを成功の基準とするものがあり、議会の議事録や新聞記事になることを例として挙げる（Elliston et al. 1985：7-12, Jubb1999：90）。そして、「公になること」は内部通報の延長線ではなく、他の方途が閉ざされた時の最後の頼りとなる全く別の新しい道として確保する必要性をとく（Jubb 1999：91）。

一方裁判例では、手段の相当性の中で判断され、報道機関に対して容易に告発を行なった場合には厳しい批判が加えられている。虚偽報道による被害と原状回復の困難性が指摘され（群英学園事件・高裁）、裏付け取材のない報道姿勢は誤報の危険性が高いとして通報先の相当性が認められていない（田中千代学園事件）。さらに、相当性を逸脱した組織への報復措置と評価された場合もある（アンダーソンテクノロジー事件）。

### 3.2.6 内部通報や行政通報との関係（⑥イ～ニ）

先行研究には、内部の是正力への疑問から公に

なることまで求めるもの（前述3.2.5）や、組織による報復の可能性から報道機関や規制機関への告発を認めるもの（Chiasson & Johnson 1995 : 24）がある一方で、使用者への忠誠義務から内部通報を行うべきとするもの（Bowie & Duska [1982] 1990 : 75）や、内部での是正可能性が全くない場合の慎重な外部への告発に道徳的正当性を認めるもの（De George 1999 : 253）など、公にする前に内部では是正策を尽くすことを求める立場がある。この立場は内部通報前置に加えて、外部通報の場合の挙証性及び成功可能性を要件として挙げるが（前述3.2.4）、そこには告発者への不利益取扱い等を考慮した告発者保護への思いが基礎にある（増淵2005 : 84）。

裁判例でも、雇用契約上の誠実義務や信頼関係維持の観点から内部での是正努力を求めている（群英学園事件・高判、田中千代学園事件等）。緊急性が認められる場合（D大学事件）や組織側には是正可能性がない客観的状況がある場合（トナミ運輸事件）に例外的に外部公表が許されるとするが、是正努力として、緊急性のない場合には内部での調査や議論、団体交渉を求め（D大学事件）、内部通報する場合には不正事実の摘示や法違反の具体的指摘を求める（トナミ運輸事件）。

### 3.2.7 深刻な被害、不正の重大性（⑥ホ）

先行研究では、告げ口と告発の区別のためや（Bowie & Duska [1982] 1990 : 74, Elliston et al. 1985 : 12）、告発を軽視して告発者や組織に悲惨な結果を与えないために（Jubb1999 : 87）、深刻性が必要とする立場がある。また、深刻でない場合は改善策が多く、内部告発によって企業が被る被害よりも公衆に与える被害が小さく済む場合があるとして、外部通報は深刻な生命・身体に対する被害・危険を対象とし、些細なものを告発することに反対するものもある（De George 1999 : 250）。これに対しては、告発目的を不正加担の防止とする立場から、告発目的を危害の防止に置

き、告発事例の多くを正当化できないという批判がある（Davis1996 : 9）。

## 4 内部告発者に対するインタビュー調査

### 4.1 調査対象及び方法

告発者に関する調査は消費者庁によって行われているが<sup>(19)</sup>、メディアを告発先とした場合に特化した調査ではないため、本稿はメディアに告発を行い、実名が報道されたA～Gの7名を対象にインタビュー調査（以下「本調査」という。）を行った。具体個別的な経験を包括的に考察するため、匿名での掲載をお願いし、告発年は事例特定の可能性があるため明らかにしない。

調査方法は、告発者のライフワークや人生観に関わる部分が大いことを考慮して、質的研究法の中でもライフストーリー研究を参照した<sup>(20)</sup>。調査の準備として、対象者が関わる告発事例に関する書籍、記事、論文等の文献及びテレビ番組や映画等の映像資料から分析要素に関する部分を抜き出し、詳細な質問票を作成した。対象者には自由な回答を得るため大まかな質問票を事前に送付し、半構造化インタビューを行った。インタビュー時は対象者の許可を得て録音を行い、音声は調査者の発言も含めて書き起こした。

本調査は2013年8月～2018年9月に継続的にを行い、書き起こした文字テキストのフィードバック及び調査対象者による確認作業、追加のインタビュー調査、データの分析を並行して行った。データ分析の方法は、グラウンデッド・セオリー・アプローチやSCAT等<sup>(21)</sup>を参照しながらコーディングし、対象者から得たデータを元の文脈から切り離し、関連するコードごとにデータをまとめた。

### 4.2 インタビュー調査の結果

#### 4.2.1 告発者

A～Gのうち、3名が民間事業者、4名が行政機関の不正について告発を行った。役員、取引先

事業者、退職後にメディアに告発を行った者を含んでいる。

#### 4.2.2 告発の目的・動機

AとGは、告発事実は客観的に公益性の高い事実であるが（後述4.2.3）、明確に正義感を否定した。Aは「社会正義など全然なく感情的に動いた、公益にリンクするところはない」と言い切る。Gは「正義感というよりも、安い給料で従業員を利用して偽装をし、一人が財を成して万骨枯れるという経営は許せない気持ちが大きかった」一方で、本人も不正に関与していたことから、不正が明るみになれば自分も逮捕されると追い詰められており、「保身のための告発行為だった」と語る。他方、Bは正義感というものが告発には必要だとし、腹いせで行う告発を否定する。

また、組織や同僚への思いや仕事への情熱から告発する場合もあった。Dは「部下に対する気持ちを組織不正の隠蔽に利用され、その時の怒り、憤り、寂しさ、情けなさといった複雑な気持ちが告発時に残っていた」と振り返る。また、対象者の中には嘘や不正が許せず、組織に正当さを求める気持ちが強い者がいた。Eは公務員が嘘を吐くつくことに嫌悪感を持ち、「少なくとも自分の目の届く範囲においては正しい組織を目指す、それは公益だ」と業務を正すためだったと話し、Fは「大好きな組織をクリーンにしたかった。正しいことをしている以上、行けるところまで貫きたかった」と語った。

#### 4.2.3 告発内容とその違法性の認識

A～Gは、食品偽装、組織の裏金制度、独占禁止法違反、公文書偽造、組織内の不正経理等の通報を行っており、公益性の高い事実だった。

B、C、Eは最初から法違反の確信があった。Bは「犯罪行為だという認識があったから記者会見を行った」が、メディアが取り上げるかについては懐疑的であった。Cは「顧客や消費者に迷惑を

かけている状態にあったため、法違反の確信と証拠を持った上で、メディアに訴えた」。Eは「すぐ虚偽文書とわかったが、着任後すぐの業務で組織不正なのか過失なのかわからないまま業務を進めてしまった」と自分のミスとして悔やんでいる。

DとGは明らかな法違反の確信はなかったが、入社初日から「おかしい、変だ」という違和感があった。Dは「配属後すぐに違和感があり、先輩に聞いたところ、あまり聞いてよい雰囲気ではなかったためそれ以上聞かなかった」。Gは「法律違反かどうかわからないが、間違いである確信はあった。省庁に告発していた時は法違反の確信からではなく、我慢しきれなくなったから」と語る。Fは「日常茶飯事に大っぴらに行われていたため、不法行為という認識はそんなになかった」が、取引先の業者や家族に指摘されて徐々にその違法性に気が付いていった。

#### 4.2.4 告発内容の切迫性

A～G全てが既遂の不正事実についての告発だった。一部、Gが継続的に行われている不正の中で、不法な商品がまさに発送されようとしているところを阻止しようと行政通報を行ったが、結局、行政による是正措置はなされなかった。また、Cは「まだ不正が行われていない場合に果たして通報できるか。どうやって証明して主張するのか。メディアの人も実際起こってしまってからでないとなかなか対応できない。未遂の場合は内部にしか通報できない可能性がある」と、未遂の場合の外部通報の困難さを語った。

#### 4.2.5 真実相当性及び証拠持出行為

本調査では告発者による証拠収集の困難さがわかった。Dは「組織不正のシステムがわかったのは課長になってから。さらにはっきりと認識したのは部長になってから。組織不正の全体像は役職が上がらないと見えてこない」と語る。証拠資料は担当部署の者でなければ手に入らず、Dは発言

の裏付けとなる証拠や記録がないまま告発を行っており、「組織は事実無根だと否定するだろうし、自分の発言だけで世間やマスコミが信用してくれるか不安もあった」と話す。Eは内部資料の持ち出しにあたるのではという懸念から、文書番号を控えるなどして最低限のものを持ち出すにとどめたが、告発後に提起した裁判で文書提出の要求に応じてもらえず、裁判中に関係書類が破棄されていき、「自分でもっと収集しておけばよかった」と後悔を語った。Gは自分が入手できる証拠書類等は限られていたが、他の退職者らと告発を行なったため、仲間が各々の立場で収集したことで多くの証拠が集まり、不法行為が立証できた。「各々が積極的に偽装したのではなく社命に基づいたものという証拠として持ち出した」と、証拠持出しは自分たちを守るためだったと語った。

また、自力で証拠収集を行なった者もいる。Cは自分が消費者となって実際にサービスを利用することで違法性を明らかにした。Gの場合は、通報先の記者が消費者として購入した商品を分析に出し、食品偽装の証拠を手に入れた。決定的証拠がなければメディアは報道に至らない側面があり、告発者とメディアが協力して証拠を集めることは調査報道において少なくない。Aは「業界の話は記者に伝わらない部分もある。明らかに不正だとわかる証拠を見せたから、メディアが動いた。絶対的な証拠はメディアが発見してくれた」と語る。

#### 4.2.6 通報先の相当性

Aは全国紙記者の取材を契機に不正を知ったが、その記者の他に旧知の他紙記者に連絡をした。「意気消沈して苦しい時、何度となく一緒に飲んで、慰めてくれて。そういう経緯があった。…だから遠い支局員に電話して」と、遠くから取材に来てくれた記者への信頼を語った。Bは弁護士からの依頼を契機に記者会見を行った。Cは学生時代から親しみがあつた全国紙支局を訪ね、業界の違法行為について告発した。Dはジャーナリスト

からの依頼を契機にテレビ出演し(匿名)、その後、弁護士に相談の上で記者会見を行った(実名)。Eは内部で告発しても相手にしてもらえず、組織不信に陥り、「公にする以外に不正は止まらない、業務を直すことはできない」と考え、全国紙2社に証拠書類を見せた。そのうちの1社には友人がいた。Fは組織による隠蔽が行われたため、公にしたいという思いが強くなり、友人の知る記者に情報提供をした。Gは新聞社、雑誌社、テレビ局の3社に情報を送り、連絡がきた新聞社の取材を受け、全国紙の記事の正確さに信頼を置く。

#### 4.2.7 3号通報前の不正是正行為

対象者たちは、手法や程度は異なるものの、3号通報の前に不正是正に向けた行動をとっていた。

Aはメディアに告発する前に、記者が取材に来たことを組織の担当者に伝え、警告した。Bは組織不正に関わることを拒否し続けたため不利益取扱いを受け続けた。Cは社内の違法行為を役員に直訴したが取り合ってもらえず、それよりも大きな業界の違法行為についてなど対応してもらえないはずがないと、新聞社に告発を行なった。Dは役職が上がった時に、不正行為をやめようと会議で提案し、内部機関紙に意見を投稿したが、組織的システムとなっている不正を是正することはできなかった。Eは上司やその上の部署に相談をし、調査を依頼したが対応してもらえなかった。Fは内部や行政機関に実名で通報したが、不正が矮小化された調査結果が出て、組織的な隠蔽が行われるようになった。Gは自身が不正に関わっており内部是正をはかることができず、匿名で行政通報を繰り返していたが応じてもらえなかった。

#### 4.2.8 内部通報及び行政通報による不正是正の困難性

D, F, Gは、不正を認めない組織の姿勢や不正是正に動こうとしない行政に苛立ちを覚え、実名報道を選択した。Dは「組織はかたくなに否定

…このままほっといたら、他組織の不正の時と同じような事態になると思った。…誰が言っているかわからない証言はとるにたらないっていうわけです。…匿名ではだめという意味かと。じゃあ、いいよ…これが最後だと思った」と、自分が何とかしなければならないという思いがあった。Fは「名前を出さなかったから、組織はきちんとやらなかったと思った。…組織は逃げてるじゃない、ないないみたいな感じで。…そしてもう定年した後だから…もうここで」と、退職を機に実名報道の取材を受けた。Gは匿名で何度も行政通報を行ったが不正正に繋がらず、告発報道後によく警察の捜査が入った。

#### 4.2.9 告発による不利益

違法の認識があった告発者は、当初から組織不正に関わることに強い拒否の意思表示をし、組織から不利益取扱いを受けた。Bは20代で昇任した際に組織不正への協力を拒否し、定年退職するまで昇任しなかった。Cは告発後28年間昇進することなく、組織の圧力は閑職に追いやるだけでなく、暴力団による脅迫にまで及んだ。Eは通報後、専門外の業務や草刈り業務等に就き、6年間で4つの部署を異動し、うち3つは前後任者のいない役職だった。Fは内部で執拗な嫌がらせにあった。通報後も不正を訴えた上司の下で働くことになり、上司から罵倒される日々を送った。嫌がらせの電話が自宅や実家にかかり、自分の業務や家庭に影響が及び、精神は限界を超えていた。「報道後には組織からの締め付けがさらに強くなり、組織内で監視されていた」と語る。

DとGは、既に組織不正の仕組みの中に取り込まれており、自分は共犯者であるという思いを抱きながらも不正正に向けて動いた。彼らは退職後に告発を行うが、不正に加担していたという罪悪感を未だに拭えていない。Dには実名報道後、組織関係者から批判の手紙が届いた。Gは親族から非難を受け、告発への理解が得られなかったと

語る。また、告発者は職場では同僚から遠巻きに冷視され、組織の中で孤立感を強める。Bは「自分が食堂に現れるとシーンとなり、廊下やエレベーターでは人が避けていった」と話す。Fも「告発者のレッテルを貼られ、誰も近寄らなくなってしまった」と全く同じ経験をしている。

さらに、告発者の職場を奪うような動きも出てくる。Aは、組織の偽装に関与したとして、初報の約8か月半後に営業停止命令を受けた。告発を契機に売り上げが激減し、事業は休業に陥った。Eは取材を受けたことを理由に、組織から懲戒処分申し立てを受けた。新聞社がその事実を取り上げた後に不問となったが、Eは「結果論で報道が影響したかどうかは全然わからない…正直に事実関係の話しただけなのに、処分されるのが今の組織」と語る。また、告発は同僚たちの職場を奪う結果にもなり得る。Gの会社は初報の約1週間後に全社員に向け解雇を予告し、1ヶ月後に自己破産手続きが決定した。Gは解雇された従業員に対して自責の念が強い。これは告発後に起きた家族の不幸や病気等に関しても同様で、告発者は自分の告発にその原因があると感じる傾向にある。

Cは「裁判で勝つことをもって保護されるというけど、それは違う。推定規定や立証責任の転換などで民事ルールとして強化するというよりは、組織に不利益取扱いをさせないよう抑止力を持たせる制度にしなければ守られない」と主張する。

## 5 考察

### 5.1 考察の枠組

以上、本調査の結果(4章)を踏まえて、3号通報保護要件に関する立法における議論(2章)や内部告発に関する先行研究及び裁判例(3章)もあわせ、本章では保護要件緩和に向けた具体的方策について考察を加える。なお、日本が法案作成時に参考とし、メディアへの告発も保護対象とする英国法の関連規定も本章で取り上げるが、歴

史的・文化的背景から日本に直接導入することは困難であるため参照にとどめる。

## 5.2 3号通報保護要件緩和の具体的方策

### 5.2.1 通報対象者の範囲の拡大

役職が高くなければ組織不正の全体像は見えてこない事例や、役員であっても不正の現場に居合わせなければ証拠を入手することが困難である事例をみると（前述4.2.5）、不正是正のためには不正に関する情報にアクセスできるかどうかという点が重要であり（前述3.2.1）、組織内の役職や雇用形態等で制限を設ける意味は見出せない。

英国法：Public Interest Disclosure Act 1998（以下「PIDA」という。）は、employeeと区別されたworkerを保護し（section 43A）、雇用契約者に限定されない（雇用権利法：Employment Rights Act 1996（以下「ERA」という。）230（3））。さらにERAのworkerの範囲を超えた就業者を規定し（section 43K）、日本法の労働者よりも通報者の範囲が広く設定されている（Lewis et al. 2017：142-162）。

### 5.2.2 主観的要件の維持

調査対象者に不正目的の者はいなかったが、完全な公益目的であったと言い切る者は少なかった（前述4.2.2）。不正行為の渦中にある告発者には個人的な感情も含め様々な感情が生起する。裁判例でも公益性までは求めず、不正目的のものを排除し保護しない方法をとる（前述3.2.2）。

一方で、先行研究は公益性を求めるものが多い（前述3.2.2）。英国法では私利目的でないことを要求するが（section 43G（1）（c））、改正により<sup>(22)</sup>、これまで要求していた誠実性の要件（section 43G（1）（a））が削除され、公益のためになると合理的に信じていることが要件となった（section 43B（1））。こうした公益性に焦点を当てる動きは、国際的なコンセンサスであると言われており（Lewis et al. 2017：74）、主観的なものではな

く社会と一定程度共有できる公益性に軸を置く方法も考えられるが、一方で告発者にとって心理的な負担になる可能性は否めず、悪意や虚偽の場合を排除するなどの最低限の要件を維持するのが適当であると考えられる。

### 5.2.3 通報対象事実の拡大

現行法が対象とする法令違反行為は、別表に対象法律が掲げられているものに限定され、刑罰規定のある法律であることが前提となっている<sup>(23)</sup>。しかし、不法行為の最中にいる告発者は感覚として違和感があっても、法違反までの認識を持つことは難しく、法違反の確信があったとしても、別表の対象法令違反であると特定することは困難である（前述4.2.3）。

また、個人的問題と評価されるような不正まで対象事実に入れるのか（前述3.2.3）は、基本的人権の侵害の中にどの程度公益性を見出し、個別的労働関係を規定する労働基準法ではなく公益通報者保護法で保護するのかという問題でもある。不正による危害が組織内部の個人に向けられているのか、それとも社会問題として公益性につながるものであるのかを見極め、後者を本法による保護の対象となるよう法設計すべきである。

### 5.2.4 切迫性の削除

先行研究では切迫性を要件とする立場もあるが（前述3.2.4）、切迫性がある場合に外部に通報するのは困難である（前述4.2.4）。対象事実の時制を問わず、生じるおそれがあるものを含む英国法のように（section 43B（1））、切迫性というよりも不正を予防・防止するという点で、未遂の不正も通報できる仕組みにすることも考えられる。その場合には疑わしい場合でも通報できる制度にし、内部の調査体制を促進する、もしくは保護要件の真実相当性を軽減する必要がある。

### 5.2.5 真実相当性の緩和

現行法における真実相当性とは、通報内容を裏付けられる内部資料や関係者による信用の高い供述がある場合など、相当の根拠がある場合をいい<sup>(24)</sup>、裁判例では違法性の事実が客観的になければ真実性の証明が困難な状況があった（前述3.2.4）。これに対して、英国法は公益のためになると合理的に信じていること（section 43B(1)）及び開示情報及び主張が実質的に真実であると合理的に信じていることで足りる（section 43G(1)(b)）。

真実相当性要件は不正の挙証責任を誰に負わせるのかという問題であり、3号通報で本要件を厳格にする場合、告発者の挙証責任を重くすることにつながり、組織と告発者個人の間にある情報格差のもと、告発へのハードルは高くなる。しかし、組織不正の場合、一端の業務に携わる者にとって不正に関する証拠収集は困難であり、不正の全体像をある程度把握できる立場の者ですら困難な実態がある（前述4.2.5）。

一方で、告発者と記者は利害が一致している側面があり、協力して証拠を収集した事例（前述4.2.5）から考えると、自分で収集した証拠を持って行政通報をしても適切な調査をしてもらえないよりは、メディアに相談した方が真実相当性を高める結果となる場合もあるため、通報先にメディアを選択する告発者も少なくないだろう。

3号通報は内部通報や行政通報による是正が期待できない場合に行われることが多く（前述4.2.8）、事業者や行政機関の通報体制整備や証拠持出行為の免責条項設置が困難であるならば、3号通報の真実相当性をある程度緩和し、他の通報先と同時に、または選択的に通報できる仕組みにすることも考えられる。

### 5.2.6 特定事由の緩和

英国法も日本法の特定事由と同様の規定があり、開示した場合に不利益を受けることや証拠の

隠滅が行われると合理的に信じていることを求める（section 43G(2)(a)(b)）。

しかし、告発者は組織や行政機関が対応してくれないと予見しながら告発を行うわけではない。告発者は自分の業務に関する不正の相談や通報をする過程で組織や業界の不正システムに気がつき、さらに組織的な隠蔽によって不正が是正されることはない次第に気がついていく（前述4.2.8）。また、内部通報や行政通報で不正是正を図った結果、不利益取扱いを受ける（前述4.2.7, 4.2.9）。特定事由の立法趣旨は予見性を高める点にあったが（前述2.2）、イ～ニは、告発過程における結果的なものであり、内部通報や行政通報で不正是正が困難な場合でなければ3号通報の選択が困難な仕組みとなっている。

通報を契機に組織から不利益取扱いを受けること自体が、不正是正が困難な状況を示しており、正当な告発者は不正是正につなげようと適切な報道をしてくれると信頼を置くメディアを選択する（前述4.2.6）。3号通報に対しては、一貫して風評被害の懸念があるが（前述2.2, 2.3）、通報先の是正力と公開力は連動するという研究もある（前述3.2.5）。告発者にとって、メディアを告発先として報道に踏みきることは、自分を犠牲にして組織の論理で不正を隠蔽しようとする動きを社会問題化し、自分の正しさを世間に問う手段でもある。こうした告発者にとっては、3号通報を他の通報と並列的に選択できるよう特定事由を緩和することが望ましいだろう。

### 5.2.7 不利益取扱い等からの保護

通報先の守秘義務や、守秘義務違反や不利益取扱いをした場合の事業者への行政措置及び刑事罰の導入は、これまでの改正の議論の中で検討されてきたが、通報者の匿名性の確保及び不利益取扱いの禁止についてはガイドラインの改正にとどまっている<sup>(25)</sup>。専門調査会でも、守秘義務の法制化は内部通報及び行政通報ともに「今後、必要



に応じて検討」とされ、また、不利益取扱いへの対処は行政措置（助言・指導・勧告・公表）の導入にとどまり、命令や刑事罰の導入は「今後、必要に応じて検討」となった<sup>(26)</sup>。

内部通報を優先した方が組織や労働者のためになるという意見もあるが（前述2.2）、消費者庁による調査では通報経験者の約4割が解雇、労務上の不利益取扱いもしくは事実上の嫌がらせ等を受けており<sup>(27)</sup>、本調査でも告発者は3号通報前に内部通報もしくは行政通報を行った結果、労務上もしくは事実上の不利益な取り扱いを受けた実態がある（前述4.2.7, 4.2.9）。

現行法は、裁判規範として公益通報を理由とした解雇を無効とするが（3条）、5条の不利益取扱いの禁止で法律行為のみならず事実行為も対象としており<sup>(28)</sup>、行為規範の側面も有している。告発者にとっては裁判で争うこと自体が負担であり（前述4.2.9）、本法の行為規範性を強めて、不利益取扱いを事前に抑止できる制度が必要である。これをガイドラインや行政措置で担保できるのか、それとも刑事罰まで導入して告発者保護を徹底させるのか、今後のさらなる課題となる。現行法のままでは、在職しながら告発を行う場合に何らかの不利益取扱いを受けることを告発者に覚悟させることにつながる。正当な告発を行った者に対して不利益取扱いを行った場合に個人もしくは組織に対して何かしらの罰則がなければ、公益のための告発は告発者個人の負担に任せたままのものとなってしまふ。

### 5.2.8 証拠の収集・持出行為の免責

本調査では、告発者個人による証拠持出しの困難性と証拠持出行為を理由に組織から訴えられる懸念が告発者にあることがわかった（前述4.2.5）。3号通報の場合、行政通報とは異なり調査権限が通報先がない場合が多く、内部証拠は告発者自身による収集しか方法がない。3号通報の場合に真実相当性の要件を厳格にし、さらに通報のための

証拠持出し行為で罰せられる可能性がある制度になると、3号通報の選択可能性はかなり低いものとなる。

証拠収集行為が内部告発の手段の相当性部分で争われた裁判例では、証拠持ち出し行為が内部告発を行うために不可欠な行為であり、害する目的や不用意に内容を漏洩しない限りにおいては不相当とまではいえないとしたものがある（大阪いずみ市民生協事件）。また、内部資料のコピーを持ち出した行為について通報対象事実の公共性が高い場合に、持出行為を理由とした解雇を権利の濫用として認めなかった場合（医療法人思誠会事件）や、不正改善や疑惑解明に寄与し、組織利益につながった場合に、取得行為の違法性を減殺した場合もある（宮崎信用金庫事件・高判）。これらの裁判例を参考に、告発行為の正当性と連動させた証拠持出行為等の免責条項を設置すべきである。

### 5.2.9 公益性による要件緩和

公益性を主観的要件に入れる方法（前述5.2.2）や、不正が重大で公益性が高い場合に保護要件を除外する規定を設置するなど（PIDA section 43H (1)(e),(2)）、公益性を重視する国際的な傾向は近年の改正により一層強まっている<sup>(29)</sup>。特に、メディアへの通報は報道による公益性とも関連しており、通報の公益性が高い場合に特別な要件緩和措置をとることも検討すべきであろう。

## 6 おわりに

現行法では外部通報よりも内部通報がしやすい仕組みになっているが、告発者による内部是正は難しく（前述4.2.7）、内部通報をしても組織によって証拠文書の存在や告発者の発言内容の信用性が否定され、告発者の覚悟は再び組織の論理で否定されていく実態があった（前述4.2.8, 4.2.9）。真偽不明の情報が流出しやすい時代の流れもあり、情報源の匿名性を許さない社会になってきて

いるのであれば、真実相当性要件及び告発先における調査のあり方は制度上ますます重要となる。

2018年の専門調査会では、行政通報の保護要件を緩和するとともに（前述2.3）、行政通報に対応する一元的窓口を消費者庁に設置すべき方向性が示された<sup>(30)</sup>。しかし、行政通報に関する調査措置義務（公益通報者法10条）に関して、行政機関の調査権限や範囲、調査官の人員等の実際的な問題もあり、不正に対して専門性の高い調査を行うことの難しさもある。実際、専門調査会報告書には行政通報保護要件の緩和に伴い行政通報件数が増加した場合に対応が困難になる懸念が示されている<sup>(31)</sup>。また、本調査では報道によって社会問題化しなければ適切な対応をしない行政機関の実態がみえた（前述4.2.8）。行政機関による対応・調査によって不正が是正される制度となるのか不安な状況があるのならば、3号通報の保護要件緩和でこれを補うような制度設計も考えられるのではないだろうか<sup>(32)</sup>。3号通報に対しては、一貫して風評被害の懸念があるが（前述2.2, 2.3）、そうした報道に対しては通報先の相当性要件（前述3.2.5）や名誉毀損裁判で対応することも可能である。

内部告発の目的は組織内の不正是正にあるが、3号通報の中でも特にメディアへの告発は、内部通報や行政通報とは異なり、組織の論理によって正当化された不正を世の中に問い、不正の事実を市民と共有しようとするところにその意義がある。市民は、報道を通じて告発者の表現を受け取り、告発者に共感するとともに不正に怒り、自己を統治する。3号通報にはこうした告発者の表現の自由と市民の知る権利を含む告発報道の公共性を守る側面があり、3号通報保護要件の緩和は民主主義にとっても重要な問題でもある。

また、告発報道は市民の知る権利に応えるものとして通報先の記者は評価されることが多いが、情報源となった告発者は、英雄として描かれながらも組織からの不利益取扱いや同僚からの冷視を

受けることがある（前述4.2.9）。3号通報保護要件の見直しは、こうした報道側と告発者の間にある不均衡をどのように同法が修正するのか、つまり、公益性の高い告発をしながらも報道を契機に不利益を受ける告発者をどこまで法が守るのかという問題でもある。告発者が受ける不利益は事実上のものが多く（前述4.2.9）、報道で告発者を支援できる側面もあるが、それには限界がある。情報源である告発者保護も含めた、告発報道の公益性を法がどう守るのかという視点で、いまいちど3号通報保護要件の見直しを考える必要がある。

そして何よりも、メディアを通報先とした場合の3号通報においては、告発者及び告発報道を守る者として、通報先の記者や報道機関が担う役割は大きい。3号通報保護要件の緩和の問題だけでなく、取材源秘匿や報道内容の真実性確保、報道の公共性等の報道倫理に関する問題として検討する必要がある、これは今後の課題としたい。

## 注

- (1) COM (2018) 218, C8-0159/2018, Council of the EU, Press Release 40/19, 25.01.2019等参照。本司令案は、欧州議会法務委員会（2018年11月）及び欧州連合理事会（2019年1月）で採択され、欧州議会と加盟国の間で暫定合意した（2019年3月）。なお、欧州議会では修正案が提出され、内部通報前置ではなく外部への通報も選択できる制度にすることや調査報道記者を保護することなど、メディアへの告発の保護を強化した内容となっている。
- (2) 改正に向けた議論の流れ（本文2.3）を参照のこと。検討会（2015年）で初めて告発経験者が委員となったが、専門調査会（2018年）では委員に告発経験者や報道関係者は含まれなかった。
- (3) 順に、第159回国会（以下省略）衆議院内閣委員会議録14号（平成16年5月14日）

- 31頁市村浩一郎委員，同会議録39頁吉井英勝委員，参議院会議録26号（平成16年6月2日）8頁吉川春子委員発言。
- (4) 衆議院内閣委員会議録14号31頁永谷安賢政府参考人，同会議録39頁竹中平蔵国务大臣発言。
- (5) 順に，衆議院内閣委員会議録15号（平成16年5月19日）4頁田中厚参考人，参議院内閣委員会会議録18号（平成16年6月10日）27頁浅岡美恵参考人，衆議院内閣委員会議録15号35頁横路孝弘委員発言。
- (6) 参議院内閣委員会会議録18号27頁，同会議録19号（平成16年6月10日）4頁，いずれも永谷安賢政府参考人発言。
- (7) 衆議院内閣委員会公益通報者保護法案に対する付帯決議第9項，参議院内閣委員会公益通報者保護法案に対する付帯決議第6項。
- (8) 例えば，第1回三木由紀子委員，仲田賢委員，第3回三木信夫委員，山本雄大委員発言。
- (9) 例えば，第4回山本雄大委員，第5回大杉謙一委員発言。
- (10) 順に，第1回橋本陽子委員，大杉謙一委員，第5回橋本陽子委員，第7回田井久恵委員発言。
- (11) 消費者委員会公益通報者保護専門調査会「公益通報者保護専門調査会報告～公益通報者保護法の施行状況についての検討結果～」6頁（平成23年2月18日）。
- (12) 順に，第8回升田純委員，島田陽一委員，山口利昭委員，光前幸一委員，拝師徳彦委員，第5回田中亘委員，第8回井手裕彦委員（オブザーバー）発言。
- (13) 順に，第12回春田雄一委員，石井淳子委員，柿崎環委員発言。
- (14) 順に，第12回中村美華委員，後藤準委員，石井淳子委員，林尚美委員，浦郷由季委員，柿崎環委員，水町雄一郎委員発言。
- (15) 消費者委員会公益通報者保護専門調査会「公益通報者保護専門調査会報告書」20-21頁（平成30年12月）。
- (16) 前掲注（11），（15）等の報告書を参照。
- (17) 荒木尚志『労働法（第3版）』465頁（有斐閣，2016）。
- (18) 松原妙華「内部告発を端緒とする報道のあり方—その正当性を担保する役割」マス・コミュニケーション研究84巻136頁（2014）。
- (19) 公益通報者制度に関する意見聴取（2014年），労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査（2012年，2016年）が行われた。
- (20) 桜井厚，石川良子編『ライフストーリー研究に何ができるか：対話的構築主義の批判的継承』（新曜社，2015）等参照。
- (21) N・Kデンジン，Y・リンカン編（平山満義監訳）『質的研究ハンドブック』（北大路書房，2006），佐藤郁哉『質的データ分析：原理・方法・実践』（新曜社，2008）等参照。
- (22) 企業規制改革法：Enterprise and Regulatory Reform Act 2013 section17, 18(2)(a)。
- (23) 消費者庁消費者制度課編『逐条解説・公益通報者保護法』77頁（商事法務，2016）。
- (24) 前掲注（23）112頁。
- (25) 消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」8-11頁（平成28年12月9日）。
- (26) 前掲注（15）30-31，34-35頁。
- (27) 消費者庁「平成28年度労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査報告書」43頁。
- (28) 前掲注（23）128頁。
- (29) 韓国の公益申告者保護法：공익신고자 보호법も2015年改正により，公益侵害の是正をさらに強化する方針をとり，公益侵

害の拡大及び再発防止に必要な調査や措置が拡充された（9条5～8項）。

- (30) 前掲注（15）32頁。  
 (31) 前掲注（15）19頁注10参照。  
 (32) 前掲注（19）意見聴取において、宇賀克也教授は制度間競争（事業者内部、行政機関の通報処理体制を充実させる有効な方法として、他の制度利用の障壁を低くすること）の点から、外部通報要件の緩和を提案した。宇賀克也「公益通報者保護法について—行政法的視点から」13-14頁（意見聴取第8回2016年1月27日提出資料）。

#### 参考文献

- Boatright, John Raymond (2003) *Ethics and the Conduct of Business*, 4th ed., Pearson Prentice Hall.
- Bowie, Norman E. & Ronald F. Duska (1990) *Business Ethics*, 2nd ed., Prentice Hall.
- Chiasson, Michel & Johnson, Ghene H. (1995) Blowing the whistle: Accountants in industry. *CPA Journal* 65(2), pp24-27.
- Courtemanche, Gil (1988) The Ethics of Whistle Blowing, *Internal Auditor*45(1), pp36-41.
- Davis, Michael (1996) Some Paradoxes of Whistleblowing, *Business and Professional Ethics Journal* 15(1), pp3-19.
- De George, Richard T. (1999) *Business Ethics*, 5th ed., Prentice Hall.
- Elliston, Frederick et al. (1985) *Whistleblowing Research: Methodological and Moral Issues*, Praeger, New York.
- James, Gene G. (2001) Whistle blowing: Its moral justification, *Business Ethics* (Alan Malachowski ed., 2001), pp307-322.
- Jubb, Peter B. (1999) Whistleblowing: A Restrictive Definition and Interpretation, *Journal of Business Ethics* 21(1), pp77-94.
- Lewis, Jeremy et al. (2017) *Whistleblowing: Law and Practice*, 3rd ed., Oxford University Press, Oxford.
- 馬淵浩二 (2005) 「倫理問題としての内部告発」中央学院大学社会システム研究所紀要6(1), pp99-108.
- 増淵隆史 (2005) 「道徳的義務としての内部告発とその限界」哲学41, pp79-101.
- Miceli, Marcia P. & Near, Janet P. (1992) *Blowing the Whistle*, Lexington Books, New York.
- Near, Janet P. & Miceli, Marcia P. (1985) Organizational dissidence: The case of whistle-blowing, *Journal of Business Ethics* 4(1), pp1-16.
- 奥田太郎 (2002) 「ホイッスルブローイングの何が問題なのか——哲学的ホイッスルブローイング論の試み」情報倫理学研究資料集IV, pp113-124.
- 桜井稔 (2006) 『内部告発と公益通報：会社のためか，社会のためか』中央公論新社。

#### 参考裁判例

- 医療法人思誠会事件：東京地判平成7年11月27日労判683号17頁。
- 群英学園事件：前橋地判平成12年4月28日LEX/DB28060319，東京高判平成14年4月17日労判831号65頁。
- 宮崎信用金庫事件：宮崎地判平成12年9月25日判時1804号137頁，福岡高裁宮崎支判平成14年7月2日判時1804号131頁。
- 大阪いずみ市民生協事件：大阪地裁堺支判平成15年6月18日労判855号22頁。
- 日本医科大学事件：東京地判平成16年7月26日判時1886号65頁，東京高判平成17年11月9日判タ1236号278頁。

トナミ運輸事件：富山地判平成17年2月23日判  
時1889号16頁。

アワーズ事件：大阪地判平成17年4月27日労判  
897号26頁。

D大学事件：広島地裁福山支判平成17年7月20  
日LEX/DB28101989。

国立感染研究所事件：東京地判平成17年9月15  
日労判905号37頁。

きょくとう名誉毀損事件：福岡地判平成18年3  
月7日判タ1252号290頁福岡高判平成19年4  
月27日判タ1252号285頁。

アンダーソンテクノロジー事件：東京地判平成  
18年8月30日労判925号80頁。

愛媛県警察官裏金告発事件：松山地判平成19年  
9月11日LLI/DB06250599。

田中千代学園事件：東京地判平成23年1月28日  
労判1029号59頁。

\*本研究におけるインタビュー調査の一部は、  
JSPS特別研究員奨励費JP13J08979の助成を受  
けたものです。

---

## 研究

---

# タイ・チェンマイ県の4校における児童・生徒の情報通信メディア環境と情報行動に関する意識調査

## —狂犬病予防のメディア教育開発のための予備調査

The awareness survey in both the information and communication media environment and the information behavior of students at 4 primary and secondary schools in Chiang Mai province, Thailand-The preliminary study for developing the media education tool for rabies prevention

キーワード：

メディア教育, 感染症情報, 情報行動, タイ, 狂犬病予防

keyword：

media education, Infectious disease information, information behavior, Thailand, rabies prevention

明治大学情報コミュニケーション学部 小田 光 康

The School of Information and Communication, Meiji University Mitsuyasu ODA

Chiang Mai University Wilaiwan Petsophonakl

Chiang Mai University Yada Aronthippaitoon

Chiang Mai University Piya Na Bangchang

明治大学感染症情報分析センター 廣川 真理

The Infectious Disease Information Analysis Center, Meiji University Mari HIROKAWA

---

### 要 約

タイ・チェンマイ県では狂犬病予防対策がなされてきたが、いまだその根絶には至らない。その専門性などから子供らへの伝達が十分とは言えない。本研究では現地状況を踏まえた狂犬病予防のメディア教育開発プロジェクト研究の予備調査として、タイ国内のメディア環境と教育環境の概要を同定すると共に、同県の4校における児童・生徒のメディア環境と情報行動を調査した。回答者は男性が48.6%、

女性が51.4%で、母語はタイ語方言が45.6%、少数民族言語が31.2%、タイ語が22.2%であった。「1日のメディア利用時間」は1時間から3時間までの合計で全体の3分の二を占めた。「最もよく利用するメディア」はスマートフォンが最も多く57.4%、続いてテレビが32.4%だった。「最もよく利用するコンテンツ」ではSNSが39.4%、ゲームが33.0%、動画が20.0%と続いた。「ニュースの入手先」のうち、テレビが46.6%、次いでスマートフォンを利用したSNSが27.5%、パソコンを利用したポータルサイトなどが17.1%であった。移動体通信網等や初等中等教育の普及の程度や生活環境を背景に、地域、性別、年齢層、母語によって有意に異なるメディア環境や情報行動が存在することが確認された。タイ語リテラシーの低い児童を最優先すると、動画やゲームを利用した非言語的な狂犬病予防のメディア教材が有効であろう。一方でテレビなど従来のマスメディアを介した広報や啓蒙も継続する必要がある。

### Abstract

The awareness survey in both the information and communication media environment and the information behavior of about 700 students at 4 primary and secondary schools in Chiang Mai province, Thailand was conducted on March 2017 as the preliminary study for developing the media education tool for rabies prevention in Asian countries. Rabies is a fatal disease and presents especially in poor and vulnerable locations in the Asia and Africa. Globally, children between the ages of under 15 are frequent victims for rabies. This survey was conducted in such environment. The education on dog behavior and bite prevention for children is the essential factor to prevent from rabies infection. In order to develop this education tool, it was necessary to investigate students' media environment and information behavior before hand. In this survey, the effective responses were aged 6 to 19. The popular media devices were smart phone (57.4%), TV (32.4%), and PC (8.3%) in order. The mode of daily media usage was from 1 hour to 3 hours (62.7%). The result of Chi-Square test showed students living in rural area tend to use mass media, on the other hand, students in urban area tend to use Internet media: Males tend to prefer collective communication, on the other hand, females tend to prefer personal communication. In conclusion, it can be said that Internet media is very popular in all over the age of students surveyed regardless of school region, age, gender, and mother tongue, and it should be used as the educational media tool for rabies prevention.

## 1 はじめに

日本国内では狂犬病予防法が1950年に制定され、犬の登録、予防接種、野犬の抑留が徹底されるようになり、1957年には狂犬病の発症が見られなくなった。しかし、アジアを中心に世界のほとんどの国・地域で依然として猛威を振るい、世界保健機関（2015）（以下、WHO）によると、確認されている限りで年間5万5千人以上のヒトと10万頭以上の動物が感染死している。ただ、この数字には統計調査が及ばない山間地域、紛争地域、難民地域などは含まれない。東南アジアでは10億人以上が狂犬病感染の危機に曝されているという（図1）。

狂犬病は、狂犬病ウイルスを保有するイヌなどに咬まれたりして感染する人獣共通感染症である。治療に関しては狂犬病ワクチン等を投与する方法があるが、発症した場合はほぼ100%死に至る（新井, 1998）。被害者全体のうち、3割から5割が15歳以下の子供らである。被害の原因は子供らの犬への好奇心と狂犬病に関する知識の欠如とされる（Asabe Adamu Dzikwi et al., 2012）。WHO、国連食糧農業機関、そして狂犬病制御世界同盟が共同で2017年3月、「2030年までに狂犬病による死亡者ゼロ」という目標を掲げた。また、本研究の調査対象であるタイ王国（以下、タイ）政府もこれに足並みをそろえる政策を打ち出した（WHO, 2017a）。

タイでの狂犬病によるヒトへの被害は1912年に初めて確認され、翌1913年にワクチン生産や狂犬病診断などを行うパウタラサファ研究所がバンコクに設立された。1982年以前には、主に犬のワクチン接種率が低いため毎年300人以上のヒトの狂犬病死亡者が報告された。狂犬病の予防と制御は、1955年の狂犬病予防法の施行によりタイの公衆衛生省と農業省が主導することになった。生後2ヶ月以上のすべてのイヌには予防接種をし、タグが付することが義務づけられ、また公的機関での予防教

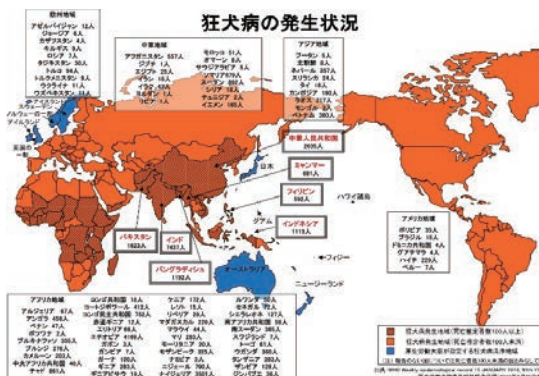


図1 世界の狂犬病の発生状況地図  
（出典：日本厚生労働省, 2016）

育も導入された。その後の狂犬病死亡者は減少し続け2010年には年間15人となった。しかし、イヌの予防接種率は約20%と低迷し、タイ全域で広範な教育キャンペーンが進められている（Tenzin M. P. Ward, 2012）。Thailand Ministry of Agriculture(以下、タイ農業省)は2020年までに狂犬病清浄化を宣言しものの、2017年ごろから首都バンコクやタイ北部や南部でイヌの狂犬病が再流行しだし、年間約400件が確認された。タイ国内77州のうち35の州で狂犬病ウイルスが発見され、2018年4月までの1年4ヶ月間で11人の感染死亡が確認された。2018年11月現在でもタイでは狂犬病は厳しい監視下にあり、全国の病院、行政機関、教育機関では、イヌやネコの飼い主に予防接種を促すほか、パンフレットの配布などの広報活動を実施している（BBC, 2018）。

また、野犬対策面では隣国との地理的な問題もある。タイと国境を接するミャンマー・ラオス・カンボジア・マレーシアはいずれも狂犬病蔓延国であり、国境を越えて狂犬病に感染した犬が侵入してくる。さらに宗教上の問題もある。仏教国であるタイでは野犬の殺処分は禁止されている。一方で農村部や山間部での医師・獣医師不足もあり、自衛のための狂犬病教育策が求められている（Thailand Ministry of Public Health/タイ公衆衛生省, 2016）。こうした中、インド南西部で狂



犬病に関する学校教育が成果を挙げ、WHOは狂犬病予防の学校教育に期待をかけている（WHO, 2017b）。本研究の調査対象地域にはタイ語を母語としない児童・生徒が存在する一方、狂犬病予防内容の難解さや、それに対応する教師の量的質的な問題もあり、狂犬病予防という専門的かつ緊急を要する課題について、児童・生徒に正確かつ分かりやすく、そして教師などに頼らず周知させる方法論が求められている。

狂犬病の予防方法は医学・獣医学的に確立されている。ただし、この市民社会への周知・教育・啓蒙といった社会情報の流通面で未整備の部分がある。近年、「New Public Health」など公衆衛生学領域に社会学や教育学といった社会科学系領域との学際的な融合を目指す学問領域が発展しつつあり、狂犬病に関する情報を一括管理するシステムの構築などが検討されている（WHO, 2015）。

こうした実態を踏まえ、筆者らは2015年春から共同で、狂犬病予防のためのメディア教育開発プロジェクト研究をタイ・チェンマイ県で開始した。チェンマイ県内の特に農村・山岳地域でいままなお狂犬病被害が年間3-4件程度で突発的に発生し、その予防・制御策を本研究のタイ側共同研究者らがこれまで10年間以上にわたって自治体や学校、仏教寺院それぞれの関係者と共に対応してきた。学校や家庭で教師や保護者、専門家に頼らずとも、児童や生徒に人気のあるメディア機器を活用して、一人であるいは複数人で気軽に楽しく狂犬病に関する知識を習得するシステムを構築することが狂犬病予防に効果的であると考えられる。そして、この実現可能性や教育効果の測定方法などを事前に評価する必要がある。そこで本研究はこのプロジェクト研究の予備調査と位置づけた。2章ではタイ国内の情報通信とメディアの状況、3章ではタイの教育制度、そして4章ではチェンマイ県の社会状況について、それぞれ文献調査の実施結果を主に記した。一方、5章と6章では現地でのアンケートによる意識調査について

記した。この調査では、タイ・チェンマイ県の初等・中等学校4校における児童・生徒の情報通信メディア環境と情報行動を調べた。

## 2 タイ国内の情報通信とメディアの状況

本章と、続く3章と4章はタイ国内のメディア環境と教育環境の概要を同定する文献調査の結果である。タイで狂犬病予防のためのメディア教育を導入する際に、情報通信網の発達程度やメディア機器の普及度、そして児童・生徒のリテラシー程度が大きく影響する。ここではタイ国内の情報通信とメディア状況の概観について述べたい。

タイ政府は2011年5月、ブロードバンドアクセスの拡大やコンピューター教育導入を核とした「ICT2020」と銘打った情報コミュニケーション技術（ICT）政策の枠組みを打ち出した。この結果、2016年1月時点ではブロードバンド加入者は623万人おり、調査対象のチェンマイ県を含めほぼタイ全域でパソコンやスマートフォンを通じてインターネット通信が可能な状況にある。

携帯電話については、人口6912万人のタイで2015年末現在、携帯電話加入者数は8480万人と、その普及率は100%を超えている。実地調査では児童・生徒であってもほぼ全員がスマートフォンを保有し、学校に持参していた。またテレビは地上波放送や衛星放送で国公営と民間の事業者がある。ラジオは2016年末で地域局、公共局、商業局を合わせ4,547局ある（日本総務省, 2016）。山間部の現地調査では、調査対象学校周辺地域のほぼ全世帯でテレビ受信機が設置されており、山岳少数民族世帯の主要な情報源となっていた。

## 3 タイの教育制度

チェンマイ県内で狂犬病予防のためのメディア教育を導入する際には、その前提として教育制度の整備が欠かせない。特に、山岳少数民族や不法

移民といったタイ社会の周縁部で生活する児童・生徒の基本的なメディアの機器操作やリテラシーが不可欠となる。ここではタイ国内の教育制度や基本的なメディア・リテラシー教育を概観したい。

「2007年タイ王国憲法」では第49条に「教育の権利」として「人は国があまねく、かつ良質に整備する12年以上の基礎教育を平等に受ける権利を有する。貧困者、障害者もしくは困窮者は費用を負担することなく、他人と同等の教育を受けるため国の支援を受けなければならない。職業または民間機関の教育研修、国民の選択的教育、自己学習及び生涯学習は国から保護及び奨励を受ける」と定められている（ジェットロ、2007）。

Thailand Ministry of Education（以下、タイ教育省）（2016）によれば、1999年のタイ国家教育法および2002年の義務教育法により、教育制度には1）正規、2）非正規、3）非公式という3種類が存在する。正規教育はその目的、方法、カリキュラムの評価基準が明確に定められているものである。一方、非正規教育は、管理手順やカリキュラムなどの条件に柔軟性を持たせたものである。2016年現在、就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育の各学校に通う人数は合計約1637万人、うち初等教育学校が504万人、前期中等教育学校が315万人（19.9%）だった。在学率はそれぞれ102.7%と96.8%である。

正規教育の初等教育学校では最低6年間の義務教育を受ける。中等教育は前期と後期の2つに分かれ、それぞれ3年間の課程である。また非正規教育では正規教育に準じたカリキュラムを持ちながら、一部に特徴を持たせたものがある。例えば、調査対象となった山岳少数民族居住地域の学校ではモンテッソーリ教育を導入していたほか、新興富裕層の多い地域の初等教育学校ではプログラミング教育を強化していた。また、多民族・多言語国家であるタイでは、福祉教育の制度が存在する。貧困や人種差別などにより通常の教育を受けることができない子どもたちに対して教育の平等を図

るために特に設計されている。その一例として、調査対象となった3つの学校で、山岳少数民族や不法移民に向けたタイ語の補習制度や寄宿舎制度が存在した。

調査対象の4校ではコンピューター教育が初等教育段階からカリキュラムに組み込まれていた。各学校にはコンピューター室があり、インターネットに接続されたパソコンが数十台設置され授業で使用されるほか、放課後には児童・生徒が自由に使えるようになっていた。これらの児童・生徒は日常的にスマートフォンを学校に持参し、休み時間にはそれを使ってゲーム等で遊んでいた。

#### 4 チェンマイ県の社会状況

The Office of Chiang Mai Prefecture（チェンマイ県庁）（2017）と在チェンマイ日本国総領事館（2016）によると、チェンマイ県はタイ北部の高原地帯に位置し、面積は約2万平方キロメートルとタイ国内で2番目に大きく、北部はミャンマーと接し、首都バンコクとは異なる民族構成や生活習慣が随所に見られる。タイには県、郡、町、村という順に細分化される地方行政区分が存在し、人口密集地域には市という自治都市が設置される。チェンマイ市はこの一つで、調査対象1校はこの域内に設置されていた。

チェンマイ県内の行政単位は25郡、204町、2,066村から構成される。人口は約168万人、うち9の少数民族約40万人が21の郡にまたがって居住している。チェンマイ市内を含むタイ北部の標準語はタイ語だが、北部方言といわれるタイユアン語が主要言語でありいまなお広く使われている。また、多数の山岳少数民族の言語が存在するが、通用範囲は部族内に限定される。山岳民族同士の共通語としてはラフ語が用いられている。宗教は仏教が主流だが、キリスト教やイスラム教、そして原始宗教・アニミズムも広く浸透している。本研究の調査対象4校すべてで、民族や言語でこれ

らの特徴が見られた。2015年の県民総生産額は約1841億バーツであり、タイの国内総生産の約1.4%を占める。その内訳はコメやマンゴーなどの第1次産業が22.2%、電子部品産業などの第2次産業が9.5%、観光業が主な第3次産業が68.3%である。2015年の外国人観光客は約280万人にのぼった。近年は近隣諸国との国境貿易が増加している(Thailand Ministry of the Interior/タイ内務省, 2016)。

現地調査では、調査対象周辺地域のいずれも自治体活動や住民集会在が活発で、狂犬病予防の講習会在が自治体や主要寺院単位で実施されていた。また、チェンマイ県内農村部及び中山間部の一部の初等教育学校では、自治体職員と教員が協働して狂犬病予防に関する教育が実施されていた。

## 5 アンケートによる意識調査研究

### 5.1 調査研究目的

本研究の前章までの調査でタイ国内では現在、電話やインターネットといった情報通信網やテレビや携帯電話・スマートフォンというメディア機器の普及率が高く、また初等・中等教育が広く行き渡り、そのカリキュラムに国の情報政策的にコンピューター教育が導入され、児童・生徒であっても日常的にメディアに接している実態が分かった。また、狂犬病など公衆衛生情報は行政からマスメディアを通じて市民社会にニュース報道されるのが一般的である。本章は、主に児童・生徒に向けた狂犬病予防に関するメディア教育の開発プロジェクト研究を今後実施するにあたり、当該地域の児童・生徒のメディアの利用状況、利用メディアの指向、メディア・コンテンツの利用指向、そして狂犬病発生など時事的な情報の入手経路といったメディア環境と情報行動を同定することを目的とすると共に、今後のメディア教育教材開発時の調査のための質問票作成やサンプリング方法、アンケート調査実施方法、結果測定方法の実

現可能性と妥当性を検討する予備調査の結果内容を示した。

### 5.2 調査対象の学校

この調査は、狂犬病予防のためのメディア教育開発プロジェクト研究の前提となるチェンマイ県内の児童・生徒の情報通信メディア環境と情報行動を調べる予備調査という位置づけである。調査対象の学校選定として、本調査では以下の制約が存在したことをまず述べる。調査期間がタイ国内の初等・中等学校の休暇期間と重なり、調査実施可能な学校が非常に限定的であった。加えて、学校責任者及び保護者から調査実施の協力を得られる学校が限定的であった。将来的な調査で想定する疫学的な地域介入研究を実施する場合、こうした要因をクリアする必要がある。これらの制約の下、チェンマイ県内で狂犬病発生の可能性が高い以下の条件に合致し、調査協力の得られる学校を選定した。ゆえにランダム・サンプリングによる選定では無い。1) 山岳少数民族などマイノリティが多く居住する中山間地域, 2) 医療機関が少なく、野犬管理が不十分な農村地域, 3) 都市部であっても不法移民・難民が多い地域, 4) 多様な言語・人種・宗教構成が見られる地域一である。

これらを条件に下記の4校を選定した。なお、個人情報や学力格差などの問題を考慮し、学校名は匿名としその所在地のみを記述することにする。選定した学校は、1) Mae Chaem (以下、メーチャム) 郡の初等・前期中等学校 (総児童・生徒数243人), 2) チェンマイ市Suthep (以下、スーセップ) 地区の初等・前後期中等学校 (総児童・生徒数520人), 3) Hang dong (以下、ハンドン) 郡の前後期中等学校 (総生徒数364人), 4) Sop Tia (以下、ソプティア) 郡の初等・前後期中等学校 (総児童・生徒数435人) である。ちなみに、チェンマイ県では初等教育学校と中等教育学校は同じ敷地内あるいは建物内に併設されているケースが多く、本研究の調査対象の学校も同様であった。

### 5.2.1 メーチャムの学校

この学校があるメーチャム郡はチェンマイ市内から南西約120キロ、インタノン山麓を流れるチェム川が形成した盆地に位置する。面積2,713平方キロメートル、人口5万7,214人、人口密度は1平方キロメートルあたり21.1人（2008年）の中山間農村地帯である。またインタノン山地域は国立公園で観光地でもある（タイ内務省、2016）。山岳少数民族が多く居住するが、1980年代まで共産主義勢力が支配し、アヘン生産を主な収入源とする孤立した貧困地域であった。1980年代半ば、タイ政府の農業開発プロジェクトが開始されプランテーション開発が進んだ。現在のメーチャム郡の主な産業は飼料用トウモロコシやダイズを生産する農業である（Tim Forsyth, Andrew Walker, 2011）。

メーチャムの学校は公立で、メーチャム郡の中心部市街地にある。ラーワ族やカレン族などの山岳少数民族の居住区に位置し、こうした民族の学力改善を目的に非正規教育カリキュラムであるモンテッソーリ教育を導入しているのが特徴である。この地域住民は、一般教育学校とこの学校を自由に選択することができる。この学校では学年が異なる児童・生徒が協働して教科の内容を紙芝居にて屋外で発表会を実施するなど、自発性と創造性を重視する教育方法を実施している。

またこの学校には山間部の自宅から通学が不可能な山岳少数民族の児童・生徒が多く、そのための寄宿舎が併設されている。この児童の中にはタイ語の会話や読み書き能力が不十分である場合も多い。このため、福祉教育の一環としてタイ語の補習授業が導入されている。ラーワ族はタイ北部に居住する山岳少数民族で人口はタイ国内で約1万7,000人と言われ、この地域が主な居住地である。アニミズムを主に信仰するが仏教も広まっている。カレン族はこの地域のほか、ミャンマー領内の山岳地域に多く居住する少数民族で独自の母語と生活様式を持つ。アニミズム信仰が主で

あったが、近年は仏教も広がり、平地生活者も多くなってきた（飯島、1965&1971）。

学校関係者への聞き取り調査では、地域の就学率は初等学校と前期中等教育学校共にほぼ100%である。一方、寄宿生の出身村落の就学率は不明である。また、地域の各世帯でのテレビの普及率はほぼ100%で、番組はタイ語が主体で少数民族言語は使用されていない。外国人観光客が訪れる土地柄で、比較的富裕世帯には衛星放送の受信機が設置されている場合もあり、この場合は英語番組を視聴することが可能である。パソコンやスマートフォンを通じたインターネットの地域的な利用率は高いのだが、寄宿舎の一部の山岳少数民族の児童・生徒はスマートフォンを所持していなかった。他の児童・生徒の使用するスマートフォンのほとんどは保護者が使い古した機能的に遅れた中国製のアンドロイドOS版廉価機種だった。

### 5.2.2 チェンマイ市内スーセップ地区の学校

この学校が所在するムアン・チェンマイ郡は、チェンマイ県の県庁所在地がある中心部に位置する。面積152.4平方キロメートル、人口23万4,244人、人口密度は一平方キロメートルあたり1,594.3人である。この学校はチェンマイ市中心部西方の周縁部にあり、ミャンマーからの移民労働者や不法滞在者も多く、貧困世帯が多い。タイにはミャンマーからの移民労働者が200万人ほどおり、その多くがチェンマイ県に居住する。一般的に難民と不法移民の間に明確な線引きがあるわけではない。こうした人々は廃品回収業や解体業などでの安価な労働力として、その居住が黙認されている側面もある（久保、2014）。移民労働者は無差別と平等の原則にもとづき、地元労働者と同等の賃金その他の福利を得る権利がある（山田、2009）。

学校関係者への聞き取り調査では、地域の就学率は前期中等教育学校でほぼ100%、後期中等教育学校で約90%である。ただ、タイ語リテラシー

が極端に低い移民労働者・不法滞在者の児童が一部存在する。また、地域の各世帯でのテレビの普及率はほぼ100%で、番組はタイ語が主体でマンマー語の番組は無い。また、チェンマイという世界的な観光地であり、英語や中国語の番組もある。移民労働者・不法滞在者世帯を含め、児童・生徒のパソコンやスマートフォンを通じたインターネットの利用率はほぼ100%で、保護者が与えた中国製のアンドロイドOS版廉価機種を使用していた。

### 5.2.3 ハンドンの学校

この学校はチェンマイ市内から南に約10キロのハンドン郡に位置する。ピン川の支流が形成した盆地にあるこの郡の面積は277平方キロメートルで、人口は8万3,310人、人口密度は1平方キロメートルあたり300.6人(2014年)である。近年、チェンマイ市の新興住宅地として発展し、都市と農村の特徴の両面を兼ね備えている。主な産業はコメやダイズの農業と家具製造業である。この学校はチェンマイ県の言語、宗教、人種、地域の典型的な多様性を持つ。主流の言語はタイユアン語で、チェンマイ市南部地域に多いイスラム教やキリスト教の児童・生徒も多い。タイ族のほか山岳少数民族も多く通学し、都市生活への過渡期的な生活形態を持つ者が多い。

筆者らの学校関係者への聞き取り調査では、地域の就学率は前期中等教育学校と後期中等教育学校共にほぼ100%である。この地域の各世帯でのテレビの普及率はほぼ100%で、番組はタイ語が主体で少数民族言語は使用されていない。新興富裕世帯が多く、こうした家庭には英語と中国語の番組もある衛星放送の受信機が設置されている場合が多い。地域的なパソコンやスマートフォンを通じたインターネットの利用率はほぼ100%で、全員がスマートフォンを所持していた。児童・生徒が使用するのは新旧入り交じった中国製のアンドロイドOS版廉価機種だった。この学校の特徴

として、富裕層世帯からの要望もあり、非正規教育カリキュラムの一環として、プログラミング教育を導入している点である。

### 5.2.4 ソプティアの学校

この学校はチェンマイ市内から南南西約75キロ、農村地帯のチョーム・トーン郡のソプティア地区に位置する。郡の面積は71万2,297平方キロメートル、人口は6万6,353人、人口密度は1平方キロメートルあたり107.2人(2013年)である。郡内は山岳地帯が広がり、市街地はピン川の形成した平地に広がる。主な産業は農業、牧畜、織物産業、そして観光業である。この地域には多くの山岳少数民族が居住している。この学校にも山岳少数民族向けの寄宿舎があり、周辺の中山間地からの児童・生徒が生活している。このため、タイ語リテラシーの低い児童向けのために福祉教育の一環としてタイ語の補習授業が導入されている。

学校関係者への聞き取り調査では、地域の就学率は初等学校と前期中等教育学校共にほぼ100%である。また後期中等教育学校では約90%である。一方、寄宿生の出身村落の就学率は不明である。テレビの普及率はほぼ100%で、番組はタイ語が主体で少数民族言語は使用されていない。地域的全体でのインターネット利用率は高いのだが、調査対象の学校は寄宿制であることもあり一部の山岳少数民族の児童・生徒はスマートフォンを所持していなかった。他の児童・生徒の使用する機種のほとんどが機能的に遅れた中国製のアンドロイドOS版廉価機種が主だった。

## 5.3 調査方法

調査は2017年2月から3月にかけてそれぞれ4つの学校の許可を受け、総数1,562人のうち放課後に調査協力できる児童・生徒799人に対して実施した。個人情報保護などの観点から、学校名を匿名とすることにした。調査はすべてタイ語で行った。調査ではまず、目的と方法、個人情報の

保護と研究以外でのデータの不使用を説明すると共に、調査中に児童・生徒同士で相談しないよう注意を促した。次にアンケート調査票を配布してその内容説明をした。調査開始後はその学校の教諭と共に適宜、児童・生徒の質問に回答した。また、タイ語のリテラシーが低い低学年や少数民族の児童については、教諭が口頭で質問事項を読み上げるなどの便宜を図った。

## 6 調査結果

本研究ではタイ・チェンマイ県の4つの学校における児童・生徒の情報通信メディア環境と情報行動のアンケート集計結果をMicrosoft社のExcelにまとめた後、そのデータを統計解析ソフト、IBM社のSPSS v.25を利用して分析を実施した。以下でその結果である記述統計結果を記し、続いてカイ二乗検定と残差分析の結果を示す。

### 6.1 記述統計

調査対象者の総数は799人であった。まず調査対象者の属性を見てみよう。それぞれ学校での有効回答はメーチャムで100人(13.0%)、スーセップで286人(37.0%)、ハンドンで175人(22.7%)、ソプティアで211人(27.3%)、合計772人だった。年齢に関する有効回答者(N=762)の平均年齢は12.14歳(Min=6歳, Max=19歳)で、男性が48.6%、女性が51.4%だった。一番人数の多い年齢は13歳(19.2%)、次いで14歳(15.7%)、15歳(13.6%)だった。ちなみに、タイ国内、特に北部山岳地域や移民労働者・不法滞在者地域には無戸籍者が一定数存在し、年齢が不明の場合があり、回答者の中にはこうした者が存在する可能性がある。母語に関する有効回答者(N=772)はタイ北部方言、タイユアン語である「タイ語方言」が352人(45.6%)と最も多く、次いでタイ国内の山岳少数民族地域で使用される「少数民族言語」が241人(31.2%)、タイの公用語

である「タイ語」が171人(22.2%)、そしてミヤンマー語や中国語などの「その他」8人(1%)であった。「タイ語方言」と「少数民族言語」を合わせると全体の約三分の二となり、民族・言語が多様なタイ北部チェンマイ県の特徴を示す結果となった。

次に情報通信メディア環境と情報行動についてのアンケート調査結果を見てみよう。1日あたりのテレビの視聴やパソコンでのウェブサイトの閲覧、スマートフォンのゲームプレイなど「1日のメディア利用時間」については、有効回答(N=766)のうち、最も多かったのが「3時間」で172人(22.0%)、次いで「1時間」が160人(20.5%)、「2時間」が158人(20.2%)と続いた(図2)。1時間から3時間までで全体の62.7%、約3分の2の割合に相当した。

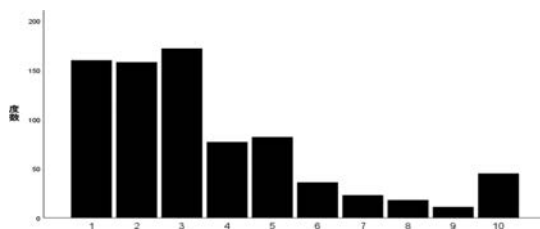


図2 「1日のメディア利用時間」の度数分布

「最もよく利用するメディア」については、有効回答(N=772)のうち「スマートフォン」が最も多く443人(57.4%)、次いで「テレビ」が250人(32.4%)、「パソコン」が86人(8.3%)、そして新聞など「その他」が13人(1.6%)であった(図3)。

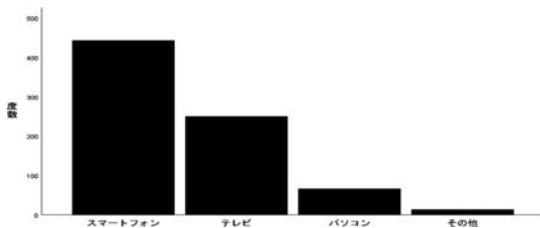


図3 「最もよく利用するメディア」の度数分布

続いて、「最もよく利用するコンテンツ」について見てみよう。有効回答 (N=645) のうち、最もよく利用されているのはFacebookやLINEといった「SNS」で254人 (39.4%)、次いでMinecraftといったスマートフォン・アプリケーションなどの「ゲーム」で213人 (33.0%)、そしてYou Tubeといったインターネット上の動画の「動画」で129人 (20.0%)と続いた (図4)。これら3つのコンテンツで全体の92.4%を占めた。

最後に「ニュースの入手先」について見てみると、有効回答 (N=772) のうち、「テレビ」が最も多く360人 (46.6%)、次いでSNS上で提供されるニュースの「SNS」が212人 (27.5%)、報道機関の公式ウェブサイトやポータルサイトのニュース欄の「ウェブサイト」が132人 (17.1%)であった。一方、「新聞」と「ラジオ」はそれぞれ36人 (4.7%)と21人 (2.7%)と一桁台にとどまった (図5)。

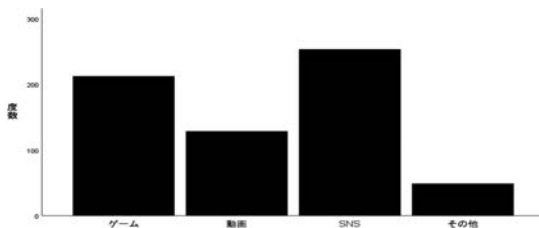


図4 「最もよく利用するコンテンツ」の度数分布

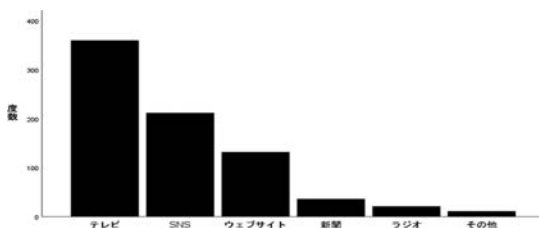


図5 「ニュースの入手先」の度数分布

## 6.2 カイ二乗検定と残差分析の結果

本研究では次に、児童・生徒の属性と、メディア環境・情報行動との間の独立性を検定するためのPearsonのカイ二乗検定と、その関係性の特徴

を明らかにするための残差分析を実施した。具体的には、児童・生徒の属性である「学校」「性別」「年齢層」「母語」の4項目それぞれと、メディア環境・情報行動を示す「1日あたりのメディアの使用時間」「最もよく利用するメディア」「最もよく利用するコンテンツ」「ニュースの入手先」4項目それぞれの関係について、カイ二乗検定と残差分析を実施した。

ここで、記述統計で使用したデータそのままでは各セルの期待度数が不足するなどカイ二乗検定が不可能なため、再分類等のデータ加工を実施した。具体的には「年齢」「母語」「1日のメディア利用時間」「最もよく利用するメディア」「最もよく利用するコンテンツ」「ニュースの入手先」のそれぞれを以下のように再分類した。

「年齢」については、1歳ごとの年齢を「小学校低学年」(6歳から9歳)、「小学校高学年」(10歳から12歳)、「中学校」(13歳から15歳)、「高校」(16歳から19歳)という「年齢層」に再分類した。「母語」について、「タイ語」と「タイ語方言」は意思疎通が可能な類似言語であるためひとまとめにした。また、「少数民族言語」と「その他」はタイ語とは異なる言語であるため、「少数民族言語その他」にまとめた。

「1日あたりのメディア利用時間」を1時間単位から「1-2時間」「3-4時間」「5-6時間」「7時間以上」に再分類した。「最もよく利用するメディア」については、「スマートフォン」「テレビ」「パソコン」をそのままとし、度数の少ない項目をひとまとめにした「その他」の4分類にした。

「最もよく利用するコンテンツ」については、度数の高い「ゲーム」「動画」「SNS」はそのままとし、度数の低い「ポータルサイト」と「検索エンジン」をひとまとめにした「その他」の4分類とした。「ニュースの入手先」については、新旧メディアとの比較をするため、「テレビ」「新聞」「ラジオ」「その他」を「マスメディア」に、また、「ウェブサイト」と「SNS」を「ネットメデ

ア」に、それぞれひとまとめにして2分類とした。

次にPearsonのカイ二乗検定の結果、有意差が認められた場合には、関連の程度を表す係数であるCramerのVを検討した(表1)。表1では1%水準で有意差が認められた場合は濃い灰色に、5%水準で有意差が認められた場合には薄い灰色に、それぞれ塗りつぶした。さらに、有意差をもたらした要因を明らかにするために残差分析を行った。残差分析の結果、調整済み残差で、1%水準で有意差が認められる絶対値1.96以上のセルに着目することとした(表2, 表3, 表4, 表5)。なお、残差分析の結果これらの表ではが有意に上回る場合には薄い灰色に、有意に下回る場合には濃い灰色に、セルをそれぞれ塗りつぶした。

表1 カイ二乗検定と関連性分析の結果

学校	統計値	χ <sup>2</sup> 二乗検定結果		
		d.f	p	v
1日のメディア利用時間	71.802	9	0.000	0.177
最もよく利用するメディア	55.087*	9	NA	NA
最もよく利用するコンテンツ	43.328	9	0.000	0.150
ニュースの入手先	59.41	3	0.000	0.277
性別	5.921	3	0.116	NA
最もよく利用するメディア	30.164	3	0.000	0.198
最もよく利用するコンテンツ	97.476	3	0.000	0.389
ニュースの入手先	7.656	1	0.000	0.100
年齢層	36.708	9	0.000	0.127
最もよく利用するメディア	28.237*	9	NA	NA
最もよく利用するコンテンツ	57.646	9	0.000	0.173
ニュースの入手先	32.027	3	0.000	0.205
母語	11.323	3	0.010	0.122
最もよく利用するメディア	17.711	3	0.001	0.151
最もよく利用するコンテンツ	3.559	3	0.313	NA
ニュースの入手先	9.554	1	0.002	0.111

\* 4セル (25%) が期待度数が5未満

### 6.2.1 学校

児童・生徒のメディアへの意識について、4つの学校間の独立性に関するカイ二乗検定を行った結果、「1日あたりのメディア使用時間」( $\chi^2(9) = 71.802, p < .001, V = .177$ ), 「最もよく利用するコンテンツ」( $\chi^2(9) = 43.328, p < .001, V = .150$ ), 「ニュースの入手先」( $\chi^2(3) = 59.410, p < .001, V = .277$ )の3項目それぞれで、1%水準の有意な差が見られた(表1)。

続いて、これら3項目について残差分析を実施した。「1日あたりのメディア利用時間」の残差分析の結果、メーチャムでは「3-4時間」( $z = 3.2$ )

表2 学校と情報行動の残差分析結果

	メディア利用時間の残差				最も利用するコンテンツの残差				ニュース入手先の残差	
	1-2	3-4	5-6	7以上	ゲーム	動画	SNS	その他	マス	ネット
Mae Chan	-0.4	3.2	-0.7	-2.1	-0.2	0.6	-1.6	2.5	3.6	-3.6
Sutthep	2.8	-3.3	-2.1	2.7	2.7	2.2	-4.9	1.0	0.4	-0.4
Hang Dong	-5.4	0.4	5.4	1.7	-1.4	-1.5	3.5	-1.7	-7.1	7.1
Sop Tia	2.3	0.8	-2.3	-2.1	-1.7	-1.7	3.9	-1.7	3.6	-3.6

が有意に多く、一方「7時間以上」( $z = -3.1$ )が有意に少なかった。スーセップでは「1-2時間」( $z = 2.8$ )と「7時間以上」( $z = 2.7$ )が有意に多く、一方「3-4時間」( $z = -3.3$ )と「5-6時間」( $z = -2.1$ )が有意に少なかった。ハンドンでは「1-2時間」( $z = -5.4$ )が有意に少なく、一方「5-6時間」( $z = 5.4$ )が有意に多かった。ソプティアでは「1-2時間」( $z = 2.3$ )が有意に多く、一方「5-6時間」( $z = -2.3$ )と「7時間以上」( $z = -2.1$ )が有意に少なかった。

「最も利用するコンテンツ」の残差分析の結果、メーチャムでは「その他」( $z = 2.5$ )が有意に多かった。スーセップでは「ゲーム」( $z = 2.7$ )と「動画」( $z = 2.2$ )が有意に多く、一方「SNS」( $z = -4.9$ )が有意に少なかった。ハンドンでは「SNS」( $z = 3.5$ )が有意に多かった。ソプティアでは「SNS」( $z = 3.9$ )が有意に多かった。

「ニュースの入手先」の残差分析の結果、メーチャムで「マスメディア」( $z = 3.6$ )が有意に多く、一方「ネットメディア」( $z = -3.6$ )が有意に少なかった。ハンドンで「マスメディア」( $z = -7.1$ )が有意に少なく「ネットメディア」( $z = 7.1$ )が有意に多かった。ソプティアで「マスメディア」( $z = 3.6$ )が有意に多く、一方「ネットメディア」( $z = -3.6$ )が有意に少なかった(表2)。

### 6.2.2 性別

児童・生徒のメディアへの意識について、性別間の独立性に関するカイ二乗検定を行った結果、「最もよく利用するメディア」( $\chi^2(3) = 30.164, p < .001, V = .198$ )と「最も利用するコンテンツ」( $\chi^2(5) = 97.476, p < .001, V = .389$ ), 「ニュース



の入手先」( $\chi^2(3)=7.656$ ,  $p<.001$ ,  $V=.100$ )の3項目で性別間にそれぞれ1%水準で有意な差が見られた(表1)。

「最も利用するメディア」の残差分析の結果、「スマートフォン」では男性が有意に少なく( $z=-2.8$ ), 女性が有意に多かった( $z=2.8$ )。一方「PC」では男性が有意に多く( $z=5.4$ ), 女性が有意に少なかった( $z=-5.4$ )。「最も利用するコンテンツ」の残差分析の結果、「ゲーム」では男性が有意に多く( $z=9.0$ ), 女性が有意に少なかった( $z=-9.0$ )。「SNS」では男性が有意に少なく( $z=-8.5$ ), 女性が有意に多かった( $z=8.5$ )。「ニュースの入手先」の残差分析の結果、「マスメディア」では男性が有意に多く( $z=2.8$ ), 女性が有意に少なかった( $z=-2.8$ )。「ネットメディア」では男性が有意に少なく( $z=-2.8$ ), 女性が有意に多かった( $z=2.8$ ) (表3)。

表3 性別と情報行動の残差分析結果

	最もよく利用するメディアの残差				最もよく利用するコンテンツの残差				ニュース入手先の残差	
	スマホ	TV	PC	その他	ゲーム	動画	SNS	その他	マス	ネット
男性	-2.8	-0.4	5.4	0.4	9.0	0.0	-8.5	-2.8	2.8	-2.8
女性	2.8	0.4	-5.4	-0.4	-9.0	0.0	8.5	2.8	-2.8	2.8

### 6.2.3 年齢層

児童・生徒のメディアへの意識について、年齢層間の独立性に関するカイ二乗検定を行った結果、「1日のメディア利用時間」( $\chi^2(9)=36.708$ ,  $p<.001$ ,  $V=.127$ ), 「最もよく利用するコンテンツ」( $\chi^2(9)=57.646$ ,  $p<.001$ ,  $V=.173$ ), 「ニュースの入手先」( $\chi^2(3)=32.027$ ,  $p<.001$ ,  $V=.205$ )の3項目で、年齢層間にそれぞれ1%水準で有意な差が見られた(表1)。

「最もよく利用するコンテンツ」の残差分析の結果、「小学校低学年」では「動画」( $z=2.9$ )と「その他」( $z=2.5$ )が有意に多く、一方「SNS」( $z=-5.2$ )が有意に少なかった。「小学校高学年」では「SNS」( $z=-2.9$ )が有意に少なかった。「中学校」では「SNS」( $z=6.1$ )が有意に多く、一

方「ゲーム」( $z=-2.1$ )と「動画」( $z=-2.8$ ), 「その他」( $z=-3.2$ )がそれぞれ有意に少なかった(表4)。

表4 年齢層と情報行動の残差分析結果

	最もよく利用するコンテンツの残差			
	ゲーム	動画	SNS	その他
小学校低学年	1.5	2.9	-5.2	2.5
小学校高学年	1.7	0.8	-2.9	1.1
中学校	-2.1	-2.8	6.1	-3.2
高校	1.7	-0.6	1.9	0.4

### 6.2.4 母語

児童・生徒のメディアへの意識について、「方言含むタイ語」と「少数民族言語その他」という母語の間の独立性に関するカイ二乗検定を行った結果、「1日のメディア利用時間」( $\chi^2(3)=11.323$ ,  $p<.005$ ,  $V=.122$ ), 「最もよく利用するメディア」( $\chi^2(3)=17.711$ ,  $p<.001$ ,  $V=.151$ ), 「ニュースの入手先」( $\chi^2(1)=9.554$ ,  $p<.005$ ,  $V=.111$ )の3項目で、母語間にそれぞれ1%水準で有意な差が見られた(表1)。

「1日のメディアの使用時間」の残差分析の結果、「1-2時間」では方言を含むタイ語が有意に少なく( $z=-2.8$ ), 少数民族言語その他が有意に多かった( $z=2.8$ )。一方「7時間以上」では方言を含むタイ語が有意に多く( $z=2.2$ ), 少数民族その他が有意に少なかった( $z=-2.2$ )。「最もよく利用するメディア」の残差分析の結果、「スマートフォン」では方言を含むタイ語が有意に多く( $z=3.3$ ), 少数民族その他が有意に少なかった( $z=-3.3$ )。一方「テレビ」では方言を含むタイ語が有意に少なく( $z=-3.7$ ), 少数民族その他が有意に多かった( $z=3.7$ )。「ニュース入手先」の残差分析の結果、「マスメディア」では方言を含むタイ語が有意に少なく( $z=-3.1$ ), 少数民族その他が有意に多かった( $z=3.1$ )。一方「ネットメディア」では方言を含むタイ語が有意に多く( $z=3.1$ ), 少数民族その他が有意に少なかった( $z=-3.1$ ) (表5)。

表5 母語と情報行動の残差分析結果

	メディア利用時間 (時間)				最もよく利用するメディア				ニュース入手先	
	1-2	3-4	5-6	7以上	スマホ	TV	パソコン	その他	マス	ネット
方言を含むタイ語	-2.8	0.0	1.8	2.2	3.3	-0.7	1.2	-1.7	-0.1	3.1
少数民族言語その他	2.8	0.0	-1.8	-2.2	-3.3	0.7	-1.2	1.7	0.1	-3.1

## 7 考察

本章では今回の調査で得られた知見をもとに、チェンマイ県の調査対象地域の児童・生徒に向けた狂犬病予防のメディア教育教材開発を実施する場合の留意すべき点に重点を置いて考察を進めたい。

### 7.1 学校

学校間でメディアの利用時間などで有意差が存在したが、これは地域的な特性によることが考えられよう。このため、「1日のメディアの利用時間」については都市部では長い傾向に、農村部では短い傾向にあると考え、以下の方法で再分類し検証した。メーチャムとソプティアを「農村部」に、スーセップとハンドンを「都市部」に再分類して、カイ二乗検定と残差分析を実施した。この結果、「1日のメディアの利用時間」( $\chi^2(3) = 10.305$ ,  $p < .005$ ,  $V = .254$ ) について、都市部と農村部の間で5%水準の有意差が認められた。残差分析の結果、「7時間以上」のセルで「農村部」が有意に少なく ( $Z = -3.0$ )、「都市部」が有意に多い ( $Z = 3.0$ ) ことが分かった (表6)。

表6 「1日のメディア利用時間」に関する都市・農村のカイ二乗検定と残差分析の結果

カイ二乗検定結果				1日のメディア利用時間の残差			
値	自由度	P値	V	1-2時間	3-4時間	5-6時間	7時間以上
10.305	3	0.016	0.254	農村部 0.8	1.6	-0.4	-3.0
				都市部 -0.8	-1.6	0.4	3.0

一般的にタイ北部では都市部に支配層が、農村部には被支配層がそれぞれ居住することが知られ、この間の経済格差が大きいといわれる。近年このような都市・農村の関係が変化しているとい

う指摘もあるが、この地域では依然として一部存在している。チェンマイ県の一人あたりの県内総生産額は年間約11万バーツとされる。調査を実施したタイ北部地方農村での普及型スマートフォンの市場価格は2017年3月現在、3,000バーツ(約1万円)前後であった。さらに、決済手段が限られる地方農村部では、プリペイドのSIMカードの利用が多かった。これらから、低収入家計の多い農村部でのスマートフォン購入が負担となる可能性が高い。また、とりわけ山岳少数民族の村落では農村共同体的生活様式を保ち、コミュニケーションは親密なものになる。メディアを介した間接的なコミュニケーションよりも会話といった直接的なコミュニケーションが都市部と比較して相対的に多いため、メディアの使用時間が短くなることも考えられよう。以上から都市部でスマートフォンやウェブサイトを利用したメディア教育の使用は効果的である可能性がある一方、農村部ではその効果が都市部と比較して低い可能性がある。農村部ではメディア教材といっても紙芝居のようなアナログ的で集団学習が容易なものが適している可能性がある。

次に「ニュースの入手先」の残差分析ではニュースの情報入手に関しては、都市部ではネットメディアが優勢で、一方の農村部ではマスメディアが優勢であった。タイ国内では狂犬病発生などの公衆衛生情報は主に地域自治体でのポスター掲示や住民会合のほか、新聞・テレビによって伝達される。この結果からは、マスメディアを利用した公衆衛生情報伝達は、農村部と比較して都市部では効果的とはいえないことが予想される。一方で、都市部ではネットメディアを利用したメディア教育教材を通じて狂犬病情報を伝達することが有効であることも考えられる。

### 7.2 性別

「最もよく利用するコンテンツ」では男性が「ゲーム」、女性が「SNS」である傾向が存在し

たことから、性別によって利用するメディア・コンテンツの種類やコミュニケーション形態に差があると考えられる。また、「ニュースの入手先」においても男性が「マスメディア」、女性では「ネットメディア」をそれぞれ利用している傾向が存在することから、ニュースに関する情報行動が性別で異なるといえよう。調査対象の児童・生徒のスマートフォン・ゲームの利用状況を観察していると、男子児童が複数で一つのゲームと一緒にプレイしていた。一方、タイでは宗教上の理由などから、公衆の面前では静かで控えめな女子が多い。「SNS」の会話は友人同士一対一の個人的なコミュニケーションである。この背景には男性が集団的コミュニケーションを、女性が個人的なコミュニケーションをそれぞれ好む傾向にあることが考えられる。

こうした点を考慮すると、性別によって異なるメディア教材を使用したほうが狂犬病予防には効果的である場合も想定できる。例えば男性にはスマートフォンの複数人で遊戯できるゲームアプリを介した教材、一方の女性にはSNSなどの会話ソフトを介した教材が有効ではないか。また結果からは、女性と比較して男性に対してはマスメディアを介した公衆衛生情報の伝達が有効である可能性が高い。このため、マスメディアのCMそのものをメディア教材として利用する選択肢も考えられよう。

### 7.3 年齢層

年齢層の残差分析で、小学生低学年では「最もよく利用するコンテンツ」では「動画」が有意に多く、「SNS」が有意に少なかった。また、小学生高学年では「SNS」が有意に少なかった。さらに、中学生では「ゲーム」と「動画」が有意に少なく、「SNS」が有意に多い結果となった。コミュニケーション面からこの結果を考察すると、年齢を重ねるにつれコミュニケーションがより主体的かつ複雑になっていくことが分かる。調査対象の

年齢が進むに従ってコンテンツ利用の形態が変化すると共に、友人や家族とのコミュニケーションが直接的な会話にネットメディアを介したコミュニケーションが加わり、コミュニケーション形態も複雑化すると共に多様化していることが考えられる。

狂犬病予防という専門的な内容に関するメディア教育教材を開発する際、学科学力や読み書き能力の低い児童・生徒に対しては楽しく分かりやすいアニメなどの動画を通じたものが有効であろうし、一定の学力を持った児童・生徒に対してはテキストなど、より高度な情報伝達方法を選択することも可能だと考えられる。ただしテキスト教材の場合、情報の正確性は担保しやすいものの、分かりやすさや興味深さという点で問題が発生する可能性がある。メディア教育は狂犬病予防の理解度を向上させることが優先課題であるため、この点に留意する必要がある。

### 7.4 母語

「1日のメディア利用時間」について「方言を含むタイ語」の児童・生徒が長い傾向にあり、「少数民族言語その他」では短い傾向にあることが分かった。また、「最もよく利用するメディア」について、タイ語族が「スマートフォン」が優勢であるのに対して、少数民族は「テレビ」であった。さらに、「ニュースの入手先」ではタイ語族のマスメディア利用が有意に少なかった。これらはネットメディアの普及がタイ語族と比較して、少数民族では進んでいないことを示唆する。メディア教育教材を開発する際、まず言語的な問題をクリアし、狂犬病予防といった情報の伝達で言語による格差を生み出さないよう留意する必要がある。このため、教材はアニメやゲームといった比較的が多言語展開しやすいメディアの導入することが有効だと考えられる。ただし、少数民族ではタイ語族と比較してスマートフォンの利用率が低く、必ずしもこうしたメディアを通じた狂犬病予

防に関する情報伝達が効率的であるとは限らないことも留意が必要である。むしろ、少数民族の児童・生徒は家庭でのテレビ視聴する機会がタイ語族に比べて多いため、保護者らの補助解説を得ながら狂犬病予防について理解が進むことも考えられる。このような状況においてはメディア選択を択一的にするのではなく、スマートフォンとテレビといったそれぞれのメディアの特性に合致したメディア教材を開発し、それぞれを通じて同時並行的に狂犬病理解を進めるのがより効率的だと考えられる。

## 8 結論

ここで、狂犬病予防のメディア教育開発へ応用するという観点から本研究から得られた知見について述べていきたい。タイ・チェンマイ県の4つの学校では、同国内の移動体通信網やその機器の普及と初等中等教育の浸透などを背景に、デジタル・メディアを利用した多様な情報行動の存在が確認された。山岳少数民族や移民労働者世帯の児童・生徒といったマイノリティであっても、これらのメディアへのアクセスがかなりの程度普及しており、これらの結果を参考にして、狂犬病予防のメディア教育開発を進めていきたい。

狂犬病予防を考える際、狂犬病被害のもっとも多い15歳までの児童・生徒、その中でも自己防衛の必要性が最も高い小学校低学年に焦点を当てる必要がある。また、山岳少数民族などの児童では、タイ語リテラシーが低いケースもある。小学校低学年では受動的に情報収集が可能である「動画」や、単純で非言語的な「ゲーム」の利用率が高かった。そこで、スマートフォン・ベースの「動画」や「ゲーム」を応用した狂犬病予防のメディア教材が有効であろう。一方、少数民族の児童・生徒がもっともよく利用するメディアはテレビであった。このように言語や民族が多様なチェンマイ県では、児童・生徒のメディア環境や情報行動

も多様であることから、狂犬病予防を徹底させるためには、従来のマスメディアを介した広報や啓蒙と共に、スマートフォン・ベースの「動画」あるいは「ゲーム」といった新たな情報伝達経路を並行して開拓することが肝要であろう。

一方で、開発するメディア教材の効果測定に関しても有用な情報を本研究から得ることができた。初等教育学校に進学する年齢が、主に少数民族の寄宿生では異なる場合が多く、同年齢による学力、特に識字率のばらつきが大きいことが分かった。このことからアンケート調査を実施する場合の質問の語彙や方法に特別の留意が必要であることが分かった。また、低学年児童では集中力が低く、授業中であっても友人同士の会話が非常に多いため、アンケート調査を実施する際にその時間的、内容的な長さを工夫する必要がある。同時に、友人同士が話し合って回答しないように工夫する必要も認められた。メディア教育教材を開発し、その教育効果の測定を実施する際には以上の点に特に配慮する必要がある。

## 参考文献

- ・ Asabe Adamu Dzikwi et al.(2012) “Knowledge and Practice about Rabies among Children Receiving Formal and Informal Education in Samaru, Zaria, Nigeria” *Glob J Health Sci.* 2012 Sep 4 (5), pp. 132-139.  
<<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4776965/>> Accessed 2018, January 20
- ・ 新井陽子（国立感染症研究所ウイルス第一部）（1998）「狂犬病とは」  
<<https://www.niid.go.jp/niid/ja/encyclopedia/392-encyclopedia/394-rabies-intro.html>> Accessed 2018, January 18
- ・ BBC (2018) “Thailand rushes to contain rabies outbreak”,  
<<https://www.bbc.com/news/world-asia->

- 43395806> Accessed 2018, November 18
- ・ 飯島茂 (1965) 「タイ国北部における山地カレン族の文化変容」 東南アジア研究 2 (4), pp. 2-19.
  - ・ —— (1971) 『カレン族の社会・文化変容』 創文社, pp. 24-30.
  - ・ 日本貿易振興機構 (ジェトロ) バンコクセンター編 (2007) 「タイ王国2007年憲法 (日本語仮訳)」 <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general\\_1\\_2007.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2007.pdf)>, Accessed 2018, January 20
  - ・ 久保忠行 (2014) 「難民 人の移動をめぐるポリティクス」 『タイを知るための72章』 明石書店, pp. 242-245.
  - ・ 日本外務省 (2017) 「諸外国・地域の学校情報 (タイ)」 <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC10600.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC10600.html)>, Accessed 2018, May 10
  - ・ 日本厚生労働省 (2016) 「狂犬病に関するQ&Aについて」 <<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou10/07.html>> Accessed 2018, November 18
  - ・ 日本総務省 (2016) 「世界通信事情 タイ 平成28年度」 <<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/thailand/detail.html>> <<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/thailand/pdf/066.pdf>> Accessed 2018, January 18
  - ・ Thailand Ministry of Education (2016) “Educational statistics 2016” <<http://www.en.moe.go.th/enMoe2017/index.php/educational-statistics/educational-statistics-2016>>, Accessed 2018, July 6
  - ・ Tenzin M. P. Ward (2012) “Review of Rabies Epidemiology and Control in South, South East and East Asia: Past, Present and Prospects for Elimination”, Zoonosis and Public Health <<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.1111/j.1863-2378.2012.01489.x>> Accessed 2018, November 18
  - ・ Thailand Ministry of the Interior (2016), “Thailand Ampon (county) information” <<http://www.amphoe.com/menu.php?mid=1&am=148&pv=13>>, Accessed 2018, January 18
  - ・ Thailand Ministry of Public Health (2016) “Rabies Situation in Thailand” <<http://www.ddc.moph.go.th/eng/login/filedata/Rabies%20Situation%20in%20Thailand.pdf>> Accessed 2018, January 18
  - ・ The Office of Chiang Mai Prefecture (2017) <<http://www.chiangmai.go.th/english/index.php/welcome/information>>, Accessed 2018, January 18
  - ・ Tim Forsyth, Andrew Walker (2011) “Forest Guardians, Forest Destroyers: The Politics of Environmental The Politics of Environmental Knowledge in Northern Thailand”, University of Washington Press, pp. 20-21.
  - ・ 在チェンマイ日本国総領事館 (2016) <<http://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/chiangmai/soulon.pdf>>, Accessed 2018, January 19
  - ・ WHO (2015) “New global framework to eliminate rabies” <<http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2015/eliminate-rabies/en/>>, (Accessed January 18, 2018)
  - ・ WHO (2017a) “Thailand committed to defeating human rabies by 2020” <[http://www.who.int/neglected\\_diseases/news/Thailand\\_committed\\_to\\_defeating\\_](http://www.who.int/neglected_diseases/news/Thailand_committed_to_defeating_)

human\_rabies\_2020/en/> Accessed 2018,  
January 18

- WHO (2017b) “Education programmes saves lives from rabies in India”  
<<http://www.who.int/features/2017/education-rabies-india/en/>> Accessed 2018,

January 18

- 山田美和 (2009) 「人身取引問題に対するタイの法的枠組みにかんする一考察—ミャンマーからタイへの人口流入を背景として—」, 『アジア経済50巻8号』, 日本貿易振興機構アジア経済研究所 pp. 36-37.



---

## 研究\*

---

# 山間部でのICTを活用したボランティア有償運送の導入プロセス A Study on the Implementation Process of On-demand Non-Profit Transport Service with ICT in Mountainous Areas

キーワード：

オンデマンド交通, 交通空白地, 有償運送, 京丹後市, ウーバー

keyword：

On-demand Transport Service, Areas with No Public Transportation, Fare-paying Passenger Services with Private Cars, Kyo-tango City, Uber

神戸大学 衛 藤 彬 史  
Kobe University Akifumi ETO

---

### 要 約

多くの中山間地域では、生活する上で自家用車が必要不可欠であり、自身で車を運転することが難しく、身近に同乗を依頼できる相手がいない場合、移動に多大な困難を伴う。地方行政の財源が限られている中、十分な交通手段を地域で確保するためには地域独自の交通サービスを構築する必要がある。住民がドライバーを担い、需要に応じて利用者を送迎する仕組みの導入を模索する地域が増えつつある中、配車の手配や運行管理といった業務を省力化するツールとしてICTの活用に期待が高まっているが、実践例は少ない。

本稿では、ICTを活用した地域独自の交通サービスを構築し、交通空白地問題を解消ないし軽減している先進的な事例地において、調整役を果たした実務者を対象に聞き取り調査を実施し、どのようにサービスの導入を進めてきたのか、導入過程における技術利用上の課題は何かを明らかにした。導入当初、高齢者を中心としたサービスの利用者にとって（1）決済システムがクレジットカードのみであること、（2）インターネットやアプリの使用が前提となっていることが利用拡大を阻む主な課題としてあったが、システム上の変更に加え、各ドライバーが車内での現金収受に対応することや、近隣住民らが機器を代理で操作する等の協力体制を地域で構築することで克服していることが分かった。

---

\*原稿受付：2018年11月5日

掲載決定：2019年1月15日



## Abstract

In this paper, I interviewed practitioners who played a coordinating role in cases that overcome or mitigate the problem of the lack of public transportation by building on-demand transport service with ICT. I investigated how the service was introduced and what were the issues and points in the introduction process. At the beginning of the introduction, there were 2 problems for users of services centered on elderly people; (1) the payment system supported credit cards only, (2) services available by people who can use the Internet and applications. After that, in addition to the change on the system, it was found that each driver overcomes the problem by responding to payment in cash in the car and by obtaining collaborators in the community such as neighboring residents who operate the equipment on behalf of the users.

## 1 はじめに

地方行政の財源が限られている中、十分な移動手段を地域で確保するためには、住民が主体的に移送サービスを運営する必要がある。

過度なモータリゼーションの進展と、それに伴う公共交通機関の衰退によって、国内の中山間地域では生活する上で自家用自動車が必要不可欠である。そのため、自身で車を運転することが難しく、身近に同乗を依頼できる相手がいない場合、移動に多大な困難を伴う。そのことにより高齢になってから住み慣れた地域を離れざるを得ない事態や、危険を承知で自ら運転することによる事故が生じている。こうした地域は交通空白地と呼ばれ、年々拡大傾向にある（国土交通省，2013）。

利用者の減少による鉄道やバス路線の廃止・減便への対応として、自治体はこれまで地域の足を確保するという観点から、地域における利用ニーズや利用者数等を勘案し、路線や運行時間、運行頻度、車両等を見直しながら、代替バス、コミュニティバスや乗合タクシー、デマンドバス、デマンド型乗合タクシー等の運行を補助してきた。しかしながら、税収減と人口減がますます進む中、そうしたサービスの質の向上はおろか、維持することさえままならない状況にある。

これらを背景に、地域住民がドライバーを担い、需要に応じて利用者を送迎する仕組みの導入を模索する地域が増えつつある。有償で送迎する行為は、白タク行為に該当し現行法では認められていないが、交通空白地に該当する場合は自家用有償旅客運送制度に基づき特例的に認められている。2015年度時点で、自家用有償旅客運送を実施する事例は500件以上（身障者向けの福祉運送は除く）あり、多くは地元住民団体やNPO等が運行主体となっている。その際、配車の手配や運行管理といった業務を省力化するツールとして情報通信技術（以下、ICT）の活用が期待が高まっているものの、中山間部での導入事例はほとんどない。

数少ない導入事例の1つとして、京都府京丹後市丹後町で運行している「ささえ合い交通」は、地元住民が有償でドライバーを担い、ICTを活用した配車システムであるウーバー（Uber）のアプリを基に、スマートフォンを使って配車し、自家用車を用いたサービスを提供している。同サービスは、丹後町内を拠点に活動するNPOが主体となって運行しており、公的資金に依存することなくドアツードア、即時配車、年中無休の運行を可能にしている。

そこで本研究では、ICTを活用した地域独自の交通サービスを運営し、交通空白地問題を克服ないし軽減している点で先進的な事例である「ささえ合い交通」に注目し、特に技術利用の側面から導入過程における課題とそれへの対応を明らかにする。そのことを通じて、交通過疎問題の解決の一助とすることを目的とする。

## 2 本研究の位置づけ

### 2.1 中山間地域における生活交通の課題と対応

地方において鉄道は約8割の事業者が赤字を抱え、乗合バス交通は民間事業者の約7割、公営事業者の約9割が赤字経営となっている（国土交通省，2013）。不採算路線の減便や縮小も進んでおり、バス路線は2006年度以降15年度までで16,107km(全体の3.9%)、鉄道は平成12年度以降、全国で40路線、879.2kmが廃止（2018年4月1日現在）となっている。

鉄道や乗合バス路線の廃止や減便による住民生活に対する影響への対応として、自治体は代替バス、コミュニティバスや乗合タクシー、デマンドバス、デマンド型乗合タクシー等の運行を補助してきた。廃止路線と同水準のサービスを民間バス事業者に運行委託する代替バスに対して、単なるバス路線の維持だけではなく、積極的に変更を加え、収支率を改善するとともに、利便性の向上を目指したのがコミュニティバスや乗合タクシーで

ある。コミュニティバスでは、路線や運行時間、運行頻度等が見直されることが多いが、これは既存のルートや時間、バス停の位置が利用者のニーズに合わないという課題への対応であるし、バス車両より小型の乗合タクシーの導入は、利用者数の減少を考慮した結果である。

また、特に中山間地域のような需要密度の低い地域において、運行経費のさらなる節減を企図した運行形態として、利用者の必要とする場合のみ運行するのが、デマンドバスやデマンド型乗合タクシーである。デマンド型交通は、地元のタクシー事業者や観光バス事業者等に運行を委託するが多い。関連した対応施策に、一定の条件を満たす交通弱者を対象に、タクシーチケットを配布する場合もあるが、デマンド型交通において、多くの場合、運行経費を運賃収入で賄っておらず（市川、2013）、タクシーチケットの配布と同様に、運行には自治体からの補助金が欠かせない。

こうした今ある公共交通サービスを維持するために自治体は赤字補てんを続けており、国家および地方財政を圧迫している。税収減と人口減がますます進む中、サービスの向上はおろか、現状維持さえもままならない状況にある。

このような地方部における足（モビリティ）の確保に関する問題は、これまで政策的議論に加えて、研究としても交通計画や都市計画、交通経済、交通権、生活支援や福祉、土地利用、地域活性化と幅広い分野で学際的に取り扱われている。

中でも、中山間地域の公共交通に関する先行研究として、地域交通手段のあり方について幅広いレビューに基づき考察した田中（2009）は、バスやタクシー事業者に頼らず、住民の力を活用したボランティア有償運送について、「他の代替交通手段の選択肢が尽きた際に考えられる最後の手段」であると指摘している。

中山間地域における住民、特に高齢者の生活行動に注目した研究には、モビリティとの関わりから論じられた研究が多い。たとえば、柿本（2007）

は、熊本県芦北町の319世帯を対象とした調査に基づき、自動車免許の保有者と比較して非保有者は、行動範囲だけでなく外出率が大きく下がっていることを示した。このことは、自身で車を運転することができない場合、外出機会が大きく失われていることを意味している。合わせて、中山間地域では、高齢者の自動車免許保有率が高く、自ら運転し続ける高齢者も多いことを明らかにしている。

一方で、平成29年交通安全白書によれば、75歳以上の運転者の死亡事故件数は、75歳未満の運転者と比較して、免許人口10万人あたり2倍以上多く発生している。こうした状況からも、中山間地域において自家用自動車の運転に依存しない交通システムが検討されるべきであるが、高齢者のモビリティの確保を目的にコミュニティバスを導入しても、現在、車を利用している高齢者の転換可能性は低いことを示す研究（川西・三星、2001）もある。代替的な移動手段を検討する際に、自分で車を運転する場合と同等か、あるいはそれ以上に利便性の高い移動手段でないと、支持されにくい状況にあることがうかがえる。

## 2.2 デマンド型交通へのICT活用の可能性

これまで、ICTの活用が地域社会の課題解決に寄与するのでは、という関心から、さまざまな分野において、ICTの活用可能性について議論と実践がされてきた。特に、モビリティに関して言えば、デマンド型交通の運行における課題の解決に寄与する可能性が指摘されている。

まず、デマンド型交通では、利用者の配車予約を受け付け、経路を考えて配車するしくみが必要になる。その際、オペレーターには運行計画を作成するための土地勘や経験値が求められる。さらに、リアルタイム（即時）で予約を受け付ける場合にはオペレーターの負担が増大するという課題があった。しかし、ここにICTを活用することで、複数台の車両をリアルタイムで管理・配車することが可能になる。同時に、移動距離やルートの履

歴についても管理可能となるため、オペレーターの作業負担を大幅に軽減できる。

その上で、さらなる課題としてシステムの導入費がこれまでネックとなっていたが、サーバを買い取りではなくクラウド方式で運用することにより、費用負担を下げる事が可能になってきている。こうしたことから、運行管理者(団体)にとって導入のハードルは低くなっているといえる。

### 2.3 事例の特徴

ICTを活用した類似の取組みに、北海道の天塩町での相乗り(ライドシェア)交通や、熊本県荒尾市での相乗りタクシー等がある。本節では、両事例との比較を通じて、対象事例となる「ささえ合い交通」の特徴についてみていく。

前者の相乗り交通は、株式会社nottecoの提供するnotteco(ノッテコ)というライドシェアサービスを基に、移動手段の不足を解消することを目指す取組みである。nottecoは、主に長距離移動を前提とした、移動費を節約したいドライバーと安く移動したい同乗者をつなぐサービスであり、いわばヒッチハイクをオンラインで斡旋するサービスであるが、相乗り交通の実証地域では、地域柄その他の交通機関が限られているため、同乗者が先行で取り残される可能性がある。そうした事態を避けるために、交通手段としての観点から往復での登録および実施というルールを設けている。2017年3月から約7ヶ月間の実証実験、同年11月の本格稼働から間もないため、取組みに対する評価は難しいものの、利用登録者数や利用実績等の点で一定の成果が出ている。しかしながら、サービスの性質上、トリップ(相乗り)の発生が同乗者側による移動ニーズからではなく、ドライバー側の予定ありきになるという点で不確実性を持ったサービスである。すなわち、移動手段が限定的な利用者にとって日常的な移動ニーズに合わせて利用できるサービスではないため、地方部における足の確保という点で単一では不十分であり、スクールバスへの混乗等といった対応策と

同様に、補完的に用いる場合において有用であるといえる。

後者の相乗りタクシーは、株式会社未来シェアが提供するSAVS(Smart Access Vehicle Service)という配車システムを採用しており、三井物産、荒尾タクシー、荒尾市の3者が連携し実施する移動困難者の増加に対応することを目指した取組みである。実証実験中であるため、同様に成果については検証できない部分が多いが、タクシー事業者の営業エリア内での稼働が前提とされている。そのため、デマンド型乗合タクシー事業での配車管理にICTを導入した事例とみることができる。

一方、ささえ合い交通は、ボランティア有償運送のしくみに、ICTを導入した事例である。そのため、タクシーの営業エリア外である山間部で、即時性の高さや受付可能時間の長さ、ドアツードアという利便性を有しながら、公的資金に依存することなく運営しているという点で特徴的な事例である。

上述した3事例について、運行主体・利用料・仕組み等の観点から整理したのが表-1である。利用実績については、事例間の単純比較が困難なこと、利用者数の多さや採算性の高さが必ずしも導入目的と照らしてサービスの優良さを意味しないこと、導入後間もない事例であるため評価が困難であること等の理由から論じていない。

表-1 ICTを活用したデマンド型交通の種類と特徴

	ささえ合い交通	相乗り交通	相乗りタクシー
配車システム	Uber	notteco	SAVS
実施主体	NPO	自治体	民間企業、自治体
ドライバー	地域住民	地域住民	タクシー運転手
利用料(目安)	タクシーの半額程度	実費の半額程度	タクシーの半額程度
仕組み	相互扶助	ヒッチハイク	乗合タクシー
公的補助	なし	なし	あり

以上より本研究では、需要密度が低く、ボランティア有償運送を選択せざるを得ないような地域

で、即時配車やドアツードア等の点で利便性の高い移動サービスを提供している「ささえ合い交通」に着目し、運行におけるICTの有用性について、また地域社会に実装する上での課題と対応について明らかにすることを目指す。

本研究より得られる知見は、ICTの活用による有用性が期待されながらも実践例が限られている中で、地域社会でICTを活用した交通サービスがいかに関導入され、実装されているかを明らかにし、導入手法の提示を目指す点で意義深い。

### 3 方法

#### 3.1 調査対象

##### 3.1.1 事例概要

京丹後市丹後町で運行している「ささえ合い交通」は、地元住民が有償でドライバーを担い、ICTを活用した配車システムであるウーバー(Uber)のアプリケーションを基に、スマートフォンを使って配車し、自家用車を用いた移送サービスを提供している。同サービスは、道路運送法第78条2号に基づく公共交通空白地有償運送として丹後町内を拠点に活動するNPOが主体となり運行している(図-1)。

##### 3.1.2 対象地域

京都府京丹後市丹後町は、京都府の北端部に位置する人口5,392人(2017年4月現在)の旧町である。2004年の市町村合併を経て京丹後市になっ

ている。面積は約501.46km<sup>2</sup>で、森林率は74.3%と高く、市の北側は日本海に面するとともに、その他の周囲は標高400~600mの山地で囲まれている。地形的には府県境をまたいで山陰海岸としてジオパークに指定されていることも特徴的である。また、夏の気温が高く、冬の降雪量が多い日本海側気候に属する。

##### 3.1.3 市内における交通施策

京丹後市内の公共交通施策としては、運行形態や種別の異なる3つのバス交通を地域特性や需要に応じて運行している。路線バスとして「Tバス」、路線バスが対応していないエリアを定期便・ダイヤ型の「市営バス」、予約運行型の市営バスとして「デマンドバス」が運行している。「市営バス」は、2008年より弥栄町・久美浜町・大宮町、2014年より丹後町にて運行している。「Tバス」は、京都府宮津市・京丹後市・与謝郡など丹後半島周辺地域をエリアとするバス会社である。路線バスのほかに船舶、ケーブルカーおよびリフトを運営している。「デマンドバス」は、2014年7月14日より新たに丹後町にて実証運行を開始した。電話による予約運行で、必要とする区間を運行している。予約受付と運行は丹後町のNPO法人が担っている。これらに加えて、デマンドバスの運行を担うNPO法人が地域主体交通として「ささえ合い交通」を運営している(図-2)。

#### 3.2 調査方法

調査は、関連文献のレビューに加え、ささえ合

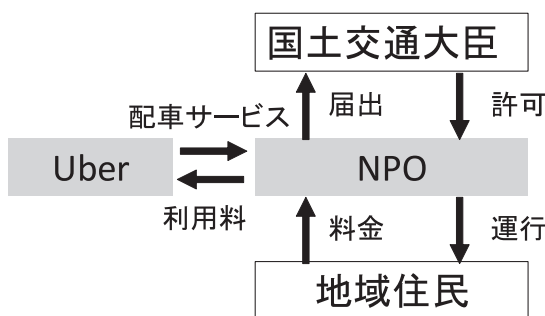


図-1 事業形態 (ささえ合い交通)

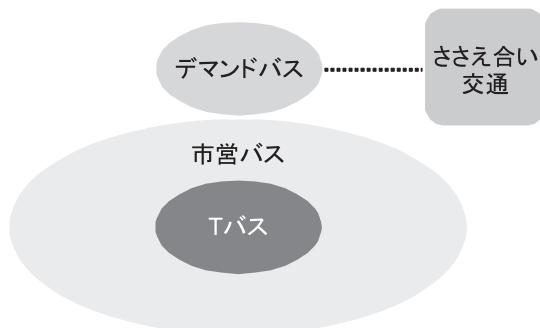


図-2 京丹後市における交通体系

い交通の運行を担う「NPO法人 気張る！ふるさと丹後町」の代表であるA氏への聞き取り調査を実施した。聞き取り調査は、2017年9月7日にA氏の自宅にて実施した。

## 4 結果

### 4.1 「ささえ合い交通」運行の経緯

京丹後市丹後町で運行している「ささえ合い交通」は、日本初のスマートフォンを使って配車し、自家用車を用いて運行している事例として注目を集めている。このささえ合い交通に加え、デマンドバスの運行を担う「NPO法人 気張る！ふるさと丹後町」の代表であるA氏は、デマンドバスの運行を担う中で、デマンドバスの利用には事前予約が必須であり、乗車できる曜日や地域に限られている等、ドアツードアで即時配車の交通を望む住民からさらなる地域交通の充実を望む声を受け、対応策を考えていた。そんな折に、京丹後市およびウーバー・テクノロジーから連携の要請があったという。ウーバー（Uber）とは、アメリカ合衆国の企業であるウーバー・テクノロジーズが運営する、自動車配車ウェブサイトおよび配車アプリで、一般人が自分の空き時間と自家用車を使って他人を運ぶ仕組みを提供している。この仕組みをベースに丹後町内から京丹後市内のどこにでも、移動したいときにいつでも移動できる交通サービスを導入することで、移動の利便性を高め、持続可能な地域交通の運行を目指すのがささえ合い交通である。

### 4.2 運行形態および実績

ささえ合い交通の運行形態として、運行時間は午前8時から午後8時まで年中無休で運行している。区域は、乗車は丹後町のみ、降車は京丹後市全体となっている。利用料金は、最初の1.5kmまで480円、以遠は120円/kmが加算され、タクシー料金の半額程度で使うことができ、丹後町住民に加えて、観光客等の来訪者も利用可能である。サービスはドアツードア、即時配車を可能にしており、

利用者数は月に平均60組以上が利用している。運行開始から2年となる2018年5月25日時点で、総走行距離は12,241kmとなっており、一定の成果を得ている。

### 4.3 運営上の課題と工夫

サービスはスマートフォン等の情報通信端末に加え、クレジットカードの利用を前提としている。そのため、高齢者等が使うにはハードルが高く、導入にあたり課題が多くあった。以下では、地域で利用を促す上で直面した主な課題ごとに、解決に向けたアプローチについてまとめている。

#### 4.3.1 サポーター制度

まず、スマートフォンやタブレットといった端末の使用にハードルがある高齢者等の利用を支える仕組みとして、サポーター制度がある（図-3）。サポーターには2種類あり、端末等の操作が苦手な利用者の代わりに配車手配を代行する「代理サポーター」と、端末を操作するスキルはないが、代理サポーターに取り次ぐ役割を担う「取次サポーター」が存在する。近隣住民や区長、民生委員、議員等、利用者にとって身近な人が取次サポーターを担うことで、利用する上でのハードルが下がっている。こうした仕組みは取組みを進める中で構築されていった。サポーターは合わせて40人ほどおり、地域内の高齢者の大半は、この代理サポーター制度を活用している。

この動きと合わせて、個人による端末の利用のみを前提としていたウーバーのアプリも、代理人

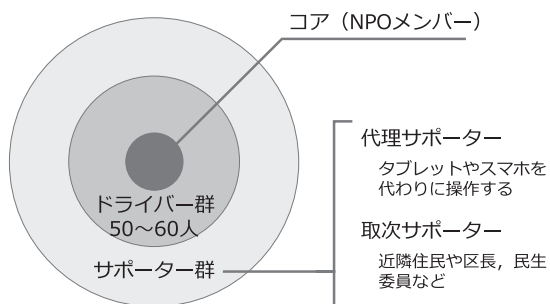


図-3 ささえ合い交通の運営体制

による操作を可能とする仕様に変更された。取組みに対する協力姿勢はあるものの、取次サポーターが取り次ぐのみで機器を直接操作しないのは、利用可能な端末を持っていないという理由もあるが、それ以上に、端末操作や利用登録、アプリの導入や起動に対して難しさや煩わしさを感じていることが主な理由としてある。

#### 4.3.2 現金併用制の導入

次に、利用料決済に関する課題に言及する。ウーバーのルールとして車内での現金の受け渡しは原則として禁止されている。しかし、利用者のほとんどはクレジットカードを持っていない。その場合、サポーターに立替を依頼することになるが、利用後3日以内にサポーターに現金を渡さなければならないため不人気だった。

また、サポーターは善意から無償で協力しているが、利用者から料金を回収できなかった場合、自身のクレジットカードから料金が引き落とされてしまう。そのため、運営上そうしたリスクを負わせてまで協力を要請できないという課題があった。そこで、ウーバージャパンにウーバー本社に掛け合ってもらった末、仕様上現金での決済が可能となり、車内で現金が収受できるようになった。そうすることで、もしトラブルが起こった場合でも、NPOとドライバーと利用者で話し合うので、サポーターは巻き込まれずに済むようになった。同時に、当初は車内での現金収受は想定されていなかったため、仕様変更の際には一部のドライバーから反発があったが、複数回に及ぶドライバー間での協議を経て解決した。

#### 4.3.3 協力的なドライバーの確保

現在、ささえ合い交通のドライバーとして登録しているのは18名である。運行管理の有資格者1名につき19台まで車両を配置できる、というルールがあるため、現時点で18名だが、ドライバーとして協力可能な住民は50名ほど存在している。最大18台が稼動することを考えると、手動による運行管理および配車は困難となる。さ

さえ合い交通では、利用者は空車の位置をアプリ上で確認できる。GPSを用いた位置情報の共有は、利用者だけでなく、ドライバー間での確認にも役立っている。ささえ合い交通では、対応時間を午前8時から午後8時までのあいだ年中無休としているが、固定シフトを組んでいない。しかしながら、運行開始以来、ほとんど常に利用可能な（町内で東西に2台ずつ配車可能なドライバーがいる）状態が保たれている（図-4）。

工夫として、この状態を維持するよう心がけるという姿勢がドライバー間で共有されている。そのため、たとえば、配車可能を示すマークが地図上で消えれば、配車がかかったことがわかるため、配車可能と表示していないドライバーが「対応可能台数が少ないので対応しよう」と意思決定することができる。登録ドライバーには可能な限り状況をチェックしながら、配車がかかれば待機に回することを心がけておく姿勢が求められている。

もう一点、ドライバー確保の際に留意したこととして、A氏は人選をあげている。「自営業の方等、現役で働いているが、時間の融通が利く仕事であれば、その時間なら協力できるというドライバーが出てくる。つまり、いろんなカードをバランスよく組み合わせることを意識し、公募はせず声をかけていった」という。この他にも、ドライバーの中にはスマホやアプリの操作に不慣れな人もいたが、習得していったという。

このように、ドライバーには有償運送以外の面

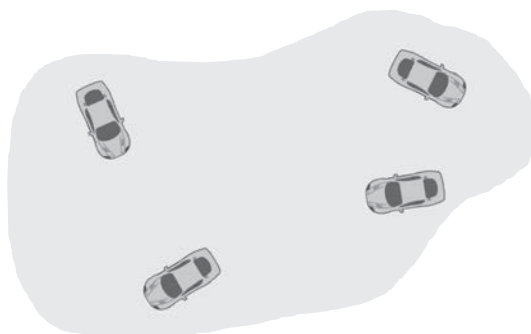


図-4 アプリ上に表示されるイメージ

で協力姿勢が求められることから、第一に金儲けが目的ではない、取組みに共感し、協力的な人に依頼することの重要性を強調している。

## 5 考察

以上より、中山間地域でICTを活用したボランティア有償運送の導入を進める上での要点を、技術利用面と運営体制面の2つの側面から考察する。

### 5.1 技術利用面からみた要点

配車管理や走行距離の算出・記録、位置情報のリアルタイムな共有等、ささえ合い交通を運営する上でICTは有用に機能している。しかしながら、地域社会での活用に向けては、情報端末やアプリの操作に不慣れな人が多かった。ドライバーは、システムを利用することによる運営上のメリットを知ること習得する姿勢がみられたが、利用者は、システム上の仕様変更と合わせて、サポーター制度にみられるようなアナログな対応を組み合わせアプローチした点が特徴として挙げられる。ICTを活用したサービスであっても、サービス利用者によるICT利用を必ずしも前提とせず、その場合にオペレーターへの作業集中を避ける仕組みとして、サポーター制度を構築したことが要点として考えられる。

### 5.2 運営体制面からみた要点

協力的なドライバーを確保することは、ボランティア有償運送を導入する際の課題や条件として指摘されている内容（若菜・広田，2016）とも合致しており、導入する際の要点として妥当性が高い。もう一つ、実際に取組む中で出てきた課題に漸進的に対応しながら、アプリや仕組みの改善を進めたことが要点として考えられる。現金併用制への移行に際して、「走りながらの改善だったので、みんなが応えてくれた」とA氏は述懐している。半年間の経験の中で、利用者が本当に困っているということをドライバーが実感していたため、当初は想定していなかった車内での現金の取

り扱いについても、納得の上で対応することができた。最初から完璧な設計を目指すのではなく、状況や課題に応じて修正しながら進めていく姿勢の重要性を同事例より窺い知ることができよう。

## 6 おわりに

本研究では、ICTを活用したボランティア有償運送の導入過程を示した上で、課題と対応について明らかにすることができた。調査設計上、「ささえ合い交通」の利用者やドライバー、サポーターに対する聞き取りを実施することができず、調査対象が代表者1名のみであるため、他からの視点を合わせた検証ができていない点において不備が残る。今後は、サービスに関わる他の関係主体に対するさらなる調査実施をふまえ、実装に関する方策の一般化を目指したい。

### 謝辞

本研究は、2016年度エディテージ研究費基礎研究グラント、平成29年度農業農村工学会学術基金の助成を受けて実施した。また、調査に協力いただいたNPO法人 気張る！ふるさと丹後町には感謝申し上げる。

### 参考文献

- 市川嘉一（2013）「全国市区調査からみたコミュニティバス・乗合タクシーの導入・運行・利用の全国的実態に関する考察：「持続可能な生活交通」の視点に着目して」、『交通学研究：研究年報』（56），pp. 107-114.
- 柿本竜治（2007）「中山間地域における生活交通行動の現状と課題」，山中進編『山間集落の維持と再生』，成文堂，pp. 117-138.
- 川西宏・三星明宏（2001）「地方部における高齢者のモビリティ確保に関する研究—和歌山県白浜町を事例として—」、『土木学会全国大会第56回年次学術講演会講演概要集』IV-144.



国土交通省 (2013) 「地域公共交通の現状等について」

<<http://www.mlit.go.jp/common/001011383.pdf>> Accessed 2018, August 21.

国土交通省 (2017) 「過疎地域における地域公共交通の現状と課題」

<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000569916.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000569916.pdf)> Accessed 2019, February 22.

田中耕市 (2009) 「中山間地域における公共交通の課題と展望」, 『経済地理学年報』55巻1号 pp. 33-48.

内閣府 (2017) 「特集 高齢者に係る交通事故防止」, 『平成29年交通安全白書』.

北海道天塩町 (2017) 「天塩～稚内「相乗り交通」取り組み」, 第8回シェアリングエコノミー検討会議 (資料8-7).

<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>

[senmon\\_bunka/shiearingu/dai8/shiryoku8-7.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/shiearingu/dai8/shiryoku8-7.pdf)> Accessed 2019, February 22.

若菜千穂・広田純一 (2016) 「住民主体の外出支援としての空白地有償運送の導入プロセスの分析」, 『農村計画学会春期大会学術研究発表会要旨集』, 2-3.

NPO法人気張る!ふるさと丹後町 ささえ合い交通

<<http://kibaru-furusato-tango.org>> Accessed 2018, August 21.

UBERニュースルーム, 「NPO法人 気張る!ふるさと丹後町が京都府京丹後市で運行する「ささえ合い交通」が2周年を迎えました」

<<https://www.uber.com/ja-JP/newsroom/kyotango-2nd-anniversary/>> Accessed 2018, August 21.

---

## 研究

---

# メディアの効用認識とモラルの関連性 ——メディアは「幸福な老い」に寄与するか

## Media Gratifications and Successful Aging Among the ‘Young Old’

キーワード：

利用と満足, メディア, リタイア, 幸福な老い, モラル

keyword：

uses and gratifications, media, retired, successful aging, morale

東洋英和女学院大学 小寺 敦之

Toyo Eiwa University Atsushi KOTERA

---

### 要 約

シニア層のメディア利用についての研究の多くが、社会や他者とつながろうとする動機が彼らのメディア利用を促進していると主張し、メディア利用と「幸福な老い」にはポジティブな関係があることを示唆してきた。本研究は、「利用と満足研究」の視点と方法に基づき、シニア層のメディア効用と「幸福な老い」との関係を明らかにするものである。

東京近郊で実施した調査 (n=1,644) の結果、ほとんどのメディア効用はモラルに寄与しておらず、とりわけテレビの消費的効用とモラルは一貫してネガティブな関係にあることが示された。つまり、モラルの低い人ほどテレビの消費的効用を高く認識しているということであり、シニア層のテレビ利用に対する従来の見方が過度に楽観的であったことを示唆するものとなった。

また、「利用と満足研究」は、社会との関わりの減少が機能的代替としてのメディア利用を促進するとの仮説を有しているが、リタイア者のメディア効用が「幸福な老い」に大きく寄与している証拠も見出せなかった。これはリタイアによって失われた社会活動をメディアが補完するという従来の考え方に異議を唱えるものである。

メディア利用に関する調査研究では、老年期の社会適応について活動理論を支持するものが多いが、本研究はこれに否定的な見解を示すものとなっている。

### Abstract

Research literature about media use in aging has argued that the motivations to fulfill the need

to connect with others or societies facilitate the elderly's use of media and has suggested that media contribute to their fulfilling life or successful aging. From a uses and gratifications perspective, this study examines how the elderly's use of media relate to their successful aging.

The results of a convenience sample survey in the Tokyo area (n=1,644) indicated that most media gratifications may not contribute to successful aging among the Japanese 'young old' (58~70 years). Scores from the Morale Scale are negatively correlated with media gratifications, especially consummatory gratification in television viewing. This suggests that the previous view about the role of television in aging is invalid and may be too optimistic.

In addition, the contribution of media gratifications to scores on the Morale showed little difference between retired and non-retired. This result raises questions about prevailing notions that the retired elderly lose motivation in their life and media complement their commitment to society and their social activities.

Although previous research has tended to accept the activity theory which supposes that communication would be maintained at an active level throughout the aging process, this study does not support this hypothesis.

## 1 問題の背景

高齢化社会が本格化する中、医療や福祉サービスの充実に向けて、あるいは新たな市場の開拓に向けて、シニア層の生活にメディアを積極的に活用しようとする試みが続けられている。社会的弱者の安心・安全に寄与する、あるいは健康的でアクティブな生活を促すなど、技術を積極的に活用した高齢化社会を目指す態度には一定の意義があるが、このような取り組みには、シニア層がこれらをどのように捉えているかという利用者側の視点が抜け落ちる傾向がある。

さらに踏み込んで言えば、メディアはそもそも人々の「幸福な老い (successful aging)」に貢献し得るのかという議論から行う必要があるだろう。メディアを活用した高齢化社会という枠組みは非シニア層が掲げるものであり、非シニア層が感じる有用性が必ずしもシニア層のそれと一致するとは限らないからである。シニア層のメディア利用が「幸福な老い」を促進するものでなければ、情報社会におけるメディアの活用という枠組みやその在り方について問い直す必要が生じるかもしれない。

以上の問題意識に基づき、本論文では、シニア層のメディア利用と「幸福な老い」との関係性を社会調査によって明らかにする。とりわけ、メディアの効用認識を分析軸とする「利用と満足研究 (uses and gratifications studies)」の立場から、シニア層のどのようなメディア利用が「幸福な老い」にどのように寄与しているのかを検討したい<sup>(1)</sup>。

## 2 メディア効用と「幸福な老い」

(1) メディアは「幸福な老い」に寄与するか

シニア層のメディア利用については、テレビを中心に幾つかの調査研究が行われてきた。特に、メディア利用行動研究の一領域である「利用と満足研究」の立場からは、シニア層はメディアから

どのような効用を得ているかという探求をもとに、彼らのメディア利用の背景や意味を捉える試みが続けられてきた。

例えば、多くの調査研究において、シニア層は娯楽志向的ではなく情報志向的であることが一貫して示されてきたが (Bower, 1973; Davis, 1971; Steiner, 1963; Wenner, 1976)、それはテレビが社会とのつながりや社会への所属感覚を提供するツールであるからとの説明がなされてきた (Davis et al., 1976; Harwood, 2018; Hilt & Lipschultz, 2005; 香取, 2000; Schramm, 1969)。シニア層は、学習 (learning) や自己確認 (learning about self) など、社会的にアクティブであり続けようとする視聴動機が強いと指摘する研究もある (Ostman & Jeffers, 1983)。電話 (O'Keefe & Sulanowski, 1995) やインターネット (Dixon, 1997; Kong & Lee, 2017; Quinn, 2013) のようなソーシャルメディアにおいても、社会や他者とならうとする動機がシニア層の利用を促進しているとの報告があり、概してシニア層は社会との関わりを求めてメディアを利用する「アクティブユーザー (active consumer)」(Young, 1979) であるという見方が、多くの調査研究で共有されている。

これらの研究は、シニア層のメディア利用にポジティブな意味づけを与えるものとなっている。つまり、メディアはシニア層の社会参加を少なからず実現しており、メディアを用いた、あるいはメディアを通じた直接的・間接的な社会参加は、幸福感や生きがいを持った生活を送ることを促進していると示唆しているのである。

ところで、老年学の分野では「離脱理論 (disengagement theory)」と「活動理論 (activity theory)」という相反する立場の論争を中心に、「幸福な老い」についての検討が長年進められてきた。前者は加齢に伴う社会的離脱が個人の幸福につながるというものであり (Cumming & Henry, 1961)、後者は高齢になってもアクティブであり続けることが幸福感を高めるというものである

(Lemon et al., 1972)。

メディア利用と「幸福な老い」との関係に真正面から取り組んだ研究は見られないが、Graney & Graney (1974) はパネル調査を通じて、加齢に伴う物理的なアクティビティの減少に対応してメディアの利用が増加することを部分的に見出しており、「若者とは少し異なった方法で」シニア層は社会への関心の追及を続けていると考察している。シニア層のメディア利用は「離脱理論」では説明できないとの指摘は他にも見られ (Davis et al., 1976; Schramm, 1969; Nussbaum et al., 2000)、メディアに対する積極的態度と「幸福な老い」はポジティブな関係にあることがここでも示唆されている。

だが、シニア層のメディア利用が「幸福な老い」に寄与しているか否かについては、直接的な検証を経て議論が進んできたわけではない。高い効用や利用量を肯定的に解釈して、これを社会参加と同一視してきた側面も否定できないのである。

メディアへの志向性が高いことは、彼らがアクティブな生活を送っていることを意味するのであろうか。以下では、シニア世代のメディアに対する効用認識が「幸福な老い」にどのように関わっているかを直接的に明らかにしていきたい。すなわち、「メディアの効用認識は、幸福な老いとポジティブな関係にある」か否かを検証するというわけである (仮説1)。

## (2) リタイアとメディアの代替機能

「利用と満足研究」は、メディアは社会活動や対人関係の代替として機能するとの理論的視座を有している。つまり、メディアは人々の目的達成のための手段のひとつであり、直接的にその目的を果たすことが不可能である場合は、メディアがその補完・代替機能を果たすと考えられているのである (Katz et al., 1974)。

シニア層のメディア利用についても「メディアは社会的に許される方法で代替活動を提供してい

る」(Powell & Williamson, 1985)、「メディアは対人関係の代替として機能している」(Bliese, 1982) というように、加齢に伴う活動能力・活動範囲の低下に対してメディアが代替機能を提供するという解説が散見される。つまり、かつてと同程度の社会活動が実現できない状況で、人々はメディア利用によってその欲求を埋め合わせるというわけである。

そうであれば、シニア層の社会生活において重要な転換点と思われるリタイア (就業からの離脱) は、メディア利用に大きな影響を及ぼし得るライフイベントになると思われる。Comstock et al. (1978) は、シニア層のテレビ利用の増加を「リタイアによって生じた余暇、かつて対人関係で埋めていた時間を埋める」行動であると分析しており、Kubey (1980) もリタイア者のテレビ利用が「かつて仕事で得られていた情報欲求を満たすもの」へと変容する可能性について指摘しているが、これらの代替機能が奏功しているのであれば、リタイア者は非リタイア者に比べてメディアから多大な効用を得ているはずであり、また非リタイア者よりもメディア利用が「幸福な老い」に寄与しているはずである。すなわち、「リタイア者の幸福感は、非リタイア者の幸福感に比べてメディア利用のポジティブな影響を受ける」と考えられるのである (仮説2)。

## 3 方法

本研究では、社会調査によって上述した課題に取り組んでいくこととした。調査は、東京近郊 (東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県) 居住の58～69歳の男女2,600名に質問票を郵送する形で実施された<sup>(2)</sup>。

質問項目は、メディアの効用認識に関する項目、「幸福な老い」に関する項目を中心に、性別、年齢、現在の就業状況と10年前の就業状況をそれぞれフルタイム、パートタイム、仕事なし (主婦

含む)で問う項目で構成された。

### (1) メディアの効用認識

メディアの効用認識は、10のメディア(新聞、本・雑誌、テレビ、ラジオ、ビデオ・DVD、電話(固定電話)、携帯電話・スマートフォン、パソコン、友だち、音楽)に対する12の利用目的をそれぞれ4件法(1=あてはまらない、2=少しあてはまる、3=あてはまる、4=とてもあてはまる)で尋ねた。本項目は、利用量ではなく効用認識を問うものであるため、そのメディアを利用していない場合は「あてはまらない」に回答してもらった。

12の効用項目は、Lometti et al. (1977), Elliott & Quattelebaum (1979), Kippax & Murray (1980), Rubin (1983), Perse & Coutright (1993)などの先行研究のメタ分析を通して汎用性の高いものを開発した。すなわち、(a)日常生活に役立つ情報を得るため、(b)世の中の出来事や話題を知るため、(c)何かのやり方を学ぶため、(d)自分の考えを育むため、(e)他の人が何を考えているか知るため、(f)リラックスするため、(g)暇つぶしをするため、(h)現実逃避するため、(i)楽しい気持ちになるため、(j)他の人と話題を共有するため、(k)孤独を紛らわせるため、(1)元気をもらうため、である。

### (2) 「幸福な老い」

幸福とは何か、何を以て幸福とするかについては、その概念が用いられる分野や用途によって異なり、それをどのように計測するかという操作的定義を用いることでその概念についての議論が代替されることが多い。例えば、経済学的なアプローチでは、政治状況やインフラ、公共サービスや住環境など幸福に寄与すると考えられる指標を基に、地域や国の「幸福度」を数値化することが行われている(Frey & Stutzer, 2002; Graham, 2011)。

人々の望ましい老い方を意味する「幸福な老い」

についても明確な学術的定義は存在せず、心理学や社会学の分野では、社会属性や生活状況から独立した主観的な幸福感情(subjective well-being)を捉えるというアプローチがこれに代わって用いられてきた。「幸福な老い」に影響を及ぼす要因を実証的に探るために、生活満足度や自尊感情などの多彩な尺度が「幸福な老い」の指標として用いられてきたのである。また、日本では「生きがい」という独自の包括的概念があり、これが「幸福な老い」の文脈で議論されたり、あるいは実証研究に向けた概念の精緻化が試みられているが(長谷川ら, 2001; 柴崎・青木, 2011)、統一的な概念の提示には至っていない。

本調査でも「幸福な老い」の定義を追求することは留保し、代わりに内外で広く用いられ、標準化されてきた自記式尺度である「改訂PGCモラール・スケール」(Lawton, 1975; 古谷野, 1981)をこの指標として用いることとする。モラール(morale)とは、もともと士気を表す用語であったが、Kutner et al. (1956)がシニア層の心的状態を評価する指標として老年学に持ち込み、以降「幸福な老い」の指標のひとつとして多くの研究が積み重ねられている概念である。

Lawton (1975)による同尺度は、「さびしいと感じることがある」「年をとることは考えていたより良いことだと思う」「今の生活に満足している」「若いときと同じように幸福だと思う」などの17項目から成り立っており、各項目の回答によりそれぞれ1点が付与されるものである。点数が高いほうが「幸福な老い」の度合いが高いとされる(17点満点)。

なお、同尺度は、「心理的動揺」「孤独感・不満足感」「老いに対する態度」の3因子に分かれることが示されているが、本研究では、老いや社会活動に対するポジティブな態度がメディア利用とどのように関連しているかを探るという研究のファーストステップとして、因子別の詳細な分析は行わず尺度の合計点のみを用いることとする。

## 4 結果

質問票は2017年11月10日に発出され、11月30日までに返送されたものを有効票として扱った。回収数は1,644で、回収率は63.2%であった。なお、調査時に70歳に達していたサンプルが87あったが、これもデータに含めることとした。

サンプルの平均年齢は64.6歳で、男性750人(45.6%)、女性894人(54.4%)であった。現在の就業状況は、フルタイム就業が515人(31.3%)、パートタイム就業が443人(26.9%)、仕事なしが682人(41.5%)、無回答が4人(0.2%)であった。

各メディアに対する効用認識については、テレビを筆頭に、新聞、本・雑誌や、友だち(直接的

な対人関係)の多くの項目で比較的高い値を示している(表1)。電話(固定電話)よりも携帯・スマホやパソコンの方が高いことは、シニア層におけるメディア環境の変化を示唆するものでもある。

効用項目によって違いが大きいメディアも見られる。新聞は情報志向的な効用が高く、友だちは「楽しい気持ちになるため」という項目(M=3.04)、音楽では「リラックスするため」という項目(M=3.03)が目立って高い。

続いて、これらの効用項目を縮約するために探索的因子分析(最尤法・プロマックス回転)を行ったところ、先述した10のメディアすべてで類似性のある2因子構造を示したことから、(a)日常生活に役立つ情報を得るため、(b)世の中の

表1 効用項目の記述統計

	新聞		本・雑誌		テレビ		ラジオ		ビデオ・DVD	
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD
(a) 日常生活に役立つ情報を得るため	2.80	0.89	2.62	0.87	2.90	0.75	1.87	0.99	1.53	0.79
(b) 世の中の出来事や話題を知るため	3.07	0.90	2.46	0.88	3.21	0.66	1.97	1.03	1.46	0.72
(c) 何かのやり方を学ぶため	2.00	0.83	2.63	0.89	2.45	0.82	1.47	0.74	1.67	0.89
(d) 自分の考えを育むため	2.27	0.89	2.46	0.90	2.22	0.80	1.57	0.78	1.50	0.76
(e) 他の人が何を考えているか知るため	2.25	0.88	2.14	0.87	2.40	0.78	1.65	0.84	1.37	0.65
(f) リラックスするため	1.82	0.83	2.42	0.90	2.77	0.79	1.97	1.00	2.33	1.08
(g) 暇つぶしをするため	1.61	0.73	2.03	0.90	2.49	0.92	1.72	0.91	2.03	1.03
(h) 現実逃避するため	1.10	0.36	1.34	0.66	1.47	0.74	1.18	0.47	1.42	0.78
(i) 楽しい気持ちになるため	1.64	0.72	2.34	0.87	2.71	0.77	1.86	0.94	2.37	1.09
(j) 他の人と話題を共有するため	2.34	0.84	2.20	0.81	2.53	0.77	1.67	0.84	1.72	0.84
(k) 孤独を紛らわせるため	1.17	0.44	1.33	0.63	1.56	0.78	1.34	0.68	1.39	0.75
(l) 元気をもらうため	1.67	0.79	2.10	0.87	2.27	0.86	1.68	0.87	1.98	1.01

	電話		携帯・スマホ		パソコン		友だち		音楽	
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD
(a) 日常生活に役立つ情報を得るため	1.47	0.77	2.51	1.03	2.45	1.21	2.12	0.85	1.36	0.67
(b) 世の中の出来事や話題を知るため	1.26	0.57	2.33	1.03	2.23	1.15	2.09	0.86	1.36	0.64
(c) 何かのやり方を学ぶため	1.30	0.61	2.22	1.04	2.37	1.17	2.00	0.84	1.24	0.56
(d) 自分の考えを育むため	1.21	0.51	1.77	0.86	1.79	0.92	2.14	0.84	1.44	0.73
(e) 他の人が何を考えているか知るため	1.41	0.71	1.91	0.90	1.76	0.91	2.38	0.86	1.25	0.56
(f) リラックスするため	1.23	0.55	1.85	0.90	1.68	0.90	2.67	0.89	3.03	0.97
(g) 暇つぶしをするため	1.15	0.45	1.88	0.95	1.72	0.93	1.83	0.89	2.22	0.99
(h) 現実逃避するため	1.07	0.30	1.26	0.59	1.20	0.55	1.34	0.66	1.59	0.90
(i) 楽しい気持ちになるため	1.34	0.66	1.91	0.88	1.69	0.87	3.04	0.86	2.93	0.98
(j) 他の人と話題を共有するため	1.67	0.87	2.26	0.90	1.80	0.92	2.76	0.86	1.67	0.82
(k) 孤独を紛らわせるため	1.16	0.45	1.41	0.72	1.27	0.61	1.68	0.87	1.63	0.87
(l) 元気をもらうため	1.41	0.74	1.78	0.88	1.51	0.78	2.80	0.92	2.70	1.02

出来事や話題を知るため、(c) 何かのやり方を学ぶため、(d) 自分の考えを育むため、(e) 他人が何を考えているか知るため、(j) 他人と話題を共有するため、という6項目に高い負荷のある因子を「道具的効用」、(f) リラックスするため、(g) 暇つぶしをするため、(h) 現実逃避するため、(i) 楽しい気持ちになるため、(k) 孤独を紛らわせるため、(l) 元気をもらうため、という6項目に高い負荷のある因子を「消費的効用」と名付け、10のメディアごとにそれぞれ因子得点を算出した。

これまでも人々のテレビ利用は、コンテンツに対する目的指向的・情報探索的な効用を求める「道具的利用 (instrumental use)」と、メディアそのものへの習慣的・娯楽的効用を求める「習慣的利用 (ritualized use)」に (Rubin, 1984), あるいは「コンテンツ効用 (contents gratification)」と「プロセス効用 (process gratification)」に (Cutler & Danowski, 1980) 区分できることが指摘されてきたが、メディアを横断して同様の区分が有効であることが示されたことになる。

一方、モラール・スケールの平均値は11.7点(標準偏差3.78)であり、年齢との間に非常に弱い有意な正の相関が見られた ( $r=.087, p<.01$ )。加齢がモラールの低下を招く直接的な要因でないことは既に多くの研究で示されているが、正の相関を示している点は改めて別の観点から検討する必要があるだろう。性別や就労の有無とモラールの間に有意な差は確認できなかった。

(1) メディア効用とモラール

まず、年齢・性別・就業の有無を統制してメディア効用とモラールとの関係を見ると、有意な正の相関を示すものは見られなかった(表2)。消費的効用については、新聞 ( $r=-.071, p<.01$ )、本・雑誌 ( $r=-.067, p<.05$ )、ラジオ ( $r=-.062, p<.05$ )、携帯・スマホ ( $r=-.059, p<.05$ ) など、多くのメディアで弱いながらも有意な負の相関が

表2 モラールと効用認識の偏相関分析 (n=1,644)

	相関係数
道具的効用(新聞)	.024
消費的効用(新聞)	-.071 **
道具的効用(本・雑誌)	.032
消費的効用(本・雑誌)	-.067 *
道具的効用(テレビ)	-.058 *
消費的効用(テレビ)	-.181 ***
道具的効用(ラジオ)	-.029
消費的効用(ラジオ)	-.062 *
道具的効用(ビデオ・DVD)	-.029
消費的効用(ビデオ・DVD)	-.062
道具的効用(電話)	-.033
消費的効用(電話)	.009
道具的効用(携帯・スマホ)	-.022
消費的効用(携帯・スマホ)	-.059 *
道具的効用(パソコン)	-.054 *
消費的効用(パソコン)	.040
道具的効用(友だち)	-.036
消費的効用(友だち)	-.034
道具的効用(音楽)	-.005
消費的効用(音楽)	.011

(\*  $p<.05$ , \*\*  $p<.01$ , \*\*\*  $p<.001$ )

示されている。テレビについては、道具的効用 ( $r=-.058, p<.05$ )・消費的効用 ( $r=-.181, p<.001$ ) のいずれにおいても負の相関を示しており、他のメディアと比較してその係数も高いことが分かる。

メディアの利用がモラールに影響を及ぼしている可能性も否定できないものの、モラールの高い人がそうでない人に比べてメディアへの有用性を感じていないと解釈する方が妥当であろう。モラールの高い人はメディア利用とは別の活動に有用性を感じている可能性もある。

いずれにせよ、仮説1「メディアの効用認識は、幸福な老いとポジティブな関係にある」は支持されなかつただけでなく、むしろ逆の傾向が示されたわけである。



続いて、各メディア効用が、モラルに影響を及ぼし得る要因としてどの程度強いのかを明らかにするために、モラルを従属変数、年齢、性別(男=1, 女=0)、就労の有無(有=1, 無=0)、各メディア効用を独立変数とした重回帰分析(ステップワイズ法)を行った(表3)。

表3 モラルに影響を与える変数 (n=1,333)

	$\beta$	p
消費的効用(テレビ)	-.204	***
道具的効用(本・雑誌)	.073	*
年齢	.104	***
消費的効用(パソコン)	.144	**
道具的効用(パソコン)	-.093	*
$R^2$	.060	***

(\* p<.05, \*\* p<.01, \*\*\* p<.001)

全体的な説明力は弱く ( $R^2=.06$ ,  $p<.001$ )、性別や就労の有無、そして多くの効用項目が説明変数から除外されたが、年齢、本・雑誌の道具的効用、パソコンの消費的効用がポジティブな影響を与えていること、テレビの消費的効用、パソコンの道具的効用がネガティブな影響を与えていることが示された。メディア効用がモラルに与える影響は限定的であると言えるが、テレビの消費的効用とモラルがネガティブな関係にあることは間違いなさそうである。

## (2) リタイア者のメディア効用

続いて、リタイア者と非リタイア者のモラルにメディア効用がそれぞれどの程度の影響を及ぼしているかを比較検討した。

まず、現在の就業状況と10年前の就業状況についての回答をもとに、サンプルを6グループに分割した。すなわち、現在も10年前もフルタイムで就業していると回答した者を「現役(フルタイム)」(30.4%)、両時期ともパートタイムで就業していると回答した者を「現役(パートタイム)」

(13.0%)、現在はパートタイムだが10年前はフルタイムで就業していたと回答した者を「現役(フル→パート)」(12.2%)、現在は仕事をしていないが10年前はフルタイムで就業していたと回答した者を「リタイア(←フルタイム)」(14.4%)、現在は仕事をしていないが10年前はパートタイムで就業していたと回答した者を「リタイア(←パートタイム)」(16.5%)、そして両時期とも仕事をしていない(主婦含む)と回答した者を「仕事なし」(16.5%)に分けた。それ以外の回答パターン(3.0%)については分析から除外した。

先述したように、「利用と満足研究」では、人々は社会活動の低減をメディア利用によって補い、社会とのつながりを維持すると想定している。したがって、本研究の文脈に即して言えば、社会活動の大きな低減と考えられるリタイアは、メディアへの態度を大きく前進させる可能性があり、非リタイア者(「現役」または「仕事なし」)よりもリタイア者(「リタイア」)のメディア効用が「幸福な老い」にポジティブに影響していると予想されるのである。

以上の仮説を検証するため、モラルを従属変数、年齢・性別(男=1, 女=0)・各メディア効用を独立変数とした重回帰分析(ステップワイズ法)をグループ別に行ったが、リタイア者と非リタイア者で際立った違いは見られなかった(表4)。

もちろん、6グループそれぞれに特徴が見出されなかったわけではない。多くの効用項目が説明変数として除外されたが、現役(フルタイム)群では、モラルにポジティブな影響を及ぼしているものとして、音楽の消費的効用が残された( $\beta=2.471$ ,  $p<.05$ )。また、フルタイムからのリタイア群では本・雑誌の道具的効用が( $\beta=.197$ ,  $p<.01$ )、パートタイムからのリタイア群ではラジオの消費的効用が( $\beta=.269$ ,  $p<.01$ )、それぞれモラルにポジティブな影響を与えているものと示された。本・雑誌の道具的効用については、社会活動の代替機能を果たしていると解釈できな

表4 モラールに影響を与える変数（就業パターン別）（n=1,594）

	現役 (フルタイム) n=499	現役 (フル→パート) n=201	現役 (パートタイム) n=214	リタイア (←フル) n=236	リタイア (←パート) n=172	仕事なし n=272
	$\beta$	$\beta$	$\beta$	$\beta$	$\beta$	$\beta$
年齢	2.154 *			.155 *		2.129 *
性別(ダミー)				.185 **		
道具的効用(本・雑誌)				.197 **		
消費的効用(テレビ)	-2.926 **	-.192 *	-.210 **	-.253 **	-.383 ***	-3.714 ***
消費的効用(ラジオ)					.269 **	
消費的効用(音楽)	2.471 *					
$R^2$	.040 **	.037 *	.044 **	.152 ***	.142 ***	.088 ***

(\* p&lt;.05, \*\* p&lt;.01, \*\*\* p&lt;.001)

くもないが、これ以外の多くの効用が除外されたことを考えると、全体的にはメディアは社会活動の代替として「幸福な老い」に寄与するには至っていないと言わざるを得ないだろう。

また、これまでの分析と同様に、テレビの消費的効用はすべてのグループでネガティブな影響を及ぼしていた。言い換えれば、就業状況やリタイアの有無を問わず、テレビの消費的効用はモラールとネガティブに結びついている。モラルの高い人は、テレビに消費的効用を求めていないという共通点があるというわけである。

いずれにせよ、仮説2「リタイア者の幸福感は、非リタイア者の幸福感に比べてメディア利用のポジティブな影響を受ける」は支持されなかったとの結論が妥当であるように思われるが、全体的な説明力が弱く、年齢や性別、メディア効用だけでは、シニア層のモラールをほとんど説明できないことも指摘しておく必要があるだろう。少なくとも、シニア層の「幸福な老い」にメディアが果たしている役割は限定的であり、過度にこの役割を強調することは（少なくとも本研究からは）適切ではないと言えよう。

## 5 考察

老年学の分野でも「幸福な老い」を実現する要

因についての明確な結論は導かれていないが、年齢が必ずしも説明要因とならないという見解は、モラールと年齢に正の相関が示された本調査の結果からも追認されよう。調査対象となったシニア層においては、加齢は必ずしも不幸なことと認識されていないようである。

しかしながら、メディア利用が「幸福な老い」に寄与すると仮説に対しては、これを支持する結果は得られなかった。本調査では、メディア効用の影響力は全体的に弱く、またモラールとの関係についてはネガティブなものが多いという結果が示されたからである。特に、テレビの消費的効用については、ほとんどの分析でモラールとネガティブな関係を持つ要因として挙げられた。シニア層のテレビ利用時間は他の年齢層より多いとされてきたが、これが必ずしもポジティブな意味を持っていない可能性がある。消費的効用は「暇つぶしをするため」「現実逃避するため」「孤独を紛らわせるため」などの項目に重心が置かれたものであり、モラルの低い人ほど高い消費的効用を示すということは、これらが後ろ向きの活動であることを示唆するのである。シニア層のテレビ利用が高い背景にこの構造が存在しているとするならば、テレビは社会参加ではなく社会的離脱をサポートするメディアであると言えるかもしれない。

これ以外でも、本調査では活動理論を主張する傾向があった従来の研究を追認することができなかった。すなわち、シニア層の活動範囲・能力の低下に対してメディアが代替機能を提供しているという証拠は見出せなかったのである。パソコンの道具的効用がモラルにネガティブな影響を及ぼしているという点も、これが社会参加を積極的に促しているわけではないことを示している。インターネットを通じた情報収集が他のメディアを用いるよりも非精力的な活動へと変容してきたのかもしれない。

実は、「利用と満足研究」が想定してきたメディアの機能的代替性については、それを否定するような調査結果もある。例えばHays et al. (1998)は健康悪化による教会参加の減少に対して、宗教メディアがその代替となっていないことを明らかにしており、メディアが社会活動の代替機能を持つと主張してきたGraney (1975)さえも、メディアは完全に損失を埋めることができず、長期的には社会関係は減少するとして、活動理論と離脱理論の両方を支持する考察を行っている。また、Bliese (1982)も、代替行動は必ずしも生活満足度を上げるわけではないと指摘している。本調査がこれらの議論への材料を提供できるとするならば、(少なくとも本調査が実施された日本の文脈においては)活動理論を支持する証拠はほとんど見出せなかったということになるだろう。

一方で、モラルにポジティブな影響を及ぼすメディアが皆無だったわけでもない。その意味で、本研究は離脱理論を支持するものでもない。本・雑誌の道具的効用、パソコンの消費的効用などは、モラルにポジティブな影響を及ぼしている要因として挙げられた。いずれのメディアにも共通するのは、これらは一定の能動性が必要とされることに加え、加齢に伴う認知能力の低下が生じる中でも比較的自分のペースで利用できるという点であろう。シニア層は他の年齢層とは異なった形でメディアを利用しており、そして他の年齢層とは

異なった形での効用を得ていると推察されるのである。

しかしながら、分析全体を通して諸要因の説明力が弱かったことから分かるように、シニア層の「幸福な老い」が、メディア効用や限定的なデモグラフィック要因のみで説明できるわけではないことも認識する必要がある。収入や学歴、家族構成、過去のメディア経験がシニア層のメディア利用に影響を及ぼしているとの指摘はこれまでもなされてきたが (Burnett, 1991; Doolittle, 1979; Morrison, 1979; Robinson et al., 2004; Rubin & Rubin, 1982; Schramm, 1969)、健康状態や居住環境を含め、シニア層には他の年齢層以上の複雑性がある (Robinson et al., 2004)。したがって、メディア利用と「幸福な老い」の関係についても、本調査で扱わなかった多くの複雑な要因が絡み合うものと思われ、メディア効用が「幸福な老い」とネガティブな関係にあるという本研究の見解も、この双方を規定する別の強力な変数によるものかもしれない。

最後に、本研究の限界についても言及しておきたい。まず、調査対象についての問題が指摘できる。比較的一般性を有しているとは言え、調査対象は完全なランダムサンプリングによって選ばれた人々ではない<sup>(2)</sup>。とりわけ、地理的制約の少ない東京近郊の人々を対象としていることで、メディアの役割を過小評価している可能性がある。また、この種の調査に協力してくれるシニア層は、おそらく比較的充実した生活を送っている人々、言い換えれば潜在的にモラルが高い人々である傾向にある。そうであれば、モラルが年齢と正の相関を示したことも説明できよう。

また、本論文では、「幸福な老い」の指標として用いたモラル・スケール自体に十分な検討を加えてない。「幸福な老い」とは何か、モラル・スケールが果たしてその指標として適当であるかという議論を留保したわけである。多くの調査で用いられているとは言え、同尺度には批判的な意

見もあり、その妥当性については改めて検討する必要がある。別の尺度を用いた場合に、本調査と逆の結果が示される可能性も否定できない。

さらに、本分析ではその合計得点を用いたが、先述したように、本調査で用いたモラル・スケールは一次元ではなく3因子構造を有する尺度である (Lawton, 1972, 1975)。シニア層のどのような心理的側面にメディア利用が関わっているかを具体的に理解するためには、個別因子ごとの分析も行っていく必要がある。

本研究では「利用と満足」の立場から、主観性の高い「効用」を分析変数としてきた。接触時間のような客観的指標ではなく、志向性・態度という主観性の高い指標を用いる是非については改めて検討される必要がある。ただし、単純接触量が多いことが必ずしも当該メディアにコミットしていることを意味しないことは、本論文が提起する議論として付記しておきたい。

いずれにせよ、シニア層のメディア効用とモラルの結びつきが総じてネガティブであったことは、メディアが「幸福な老い」を促進する、あるいはメディアは社会活動の補完機能・代替機能を果たすというこれまでの見方に疑問を投げかけるものであり、これまでの研究が過度に「楽天的な見方 (optimistic perspective)」を有していた可能性を指摘するものでもある。先行研究におけるバイアスの有無やそれを生み出した背景については別途検討する必要があるが、いずれにせよ私たちはシニア世代のメディア利用をまだ理解できていないということは断言できよう。

## 注

- (1) 高齢者に関する日本の法律・法令では65歳以上を「高齢者」と定義するものが多いが、本研究で実施する調査には65歳未満の回答者も多く含まれるため、本論文では「高齢者」ではなく「シニア層」と表記する (英語タイトルは比較的若い高齢者という意味

でyoung oldを用いている)。なお、本論文で引用・参照している文献には、「高齢者」「老人」(older adults, seniors, elderly)を対象としたものが多いが、論文内ではこれらも「シニア層」として統一表記した。

- (2) 本研究の実査部分は、日本リサーチセンターに委託し、同社が所有する郵送調査パネル「TRUST PANEL(トラストパネル)」を用いた。「TRUST PANEL」は同社が毎月実施している無作為抽出ベースの訪問留置調査の回答者がモニターとなったもの (継続協力に同意した回答者がモニターとなったもの) であり、通常の公募型パネルよりもランダム性が高いとされる。本調査で使用したモニターは、2017年1月1日時点の住民基本台帳人口をもとに、母集団人口構成比 (男女各6層) に従って抽出された訪問留置調査の回答者をベースに構成されている。

## 謝辞

本研究は、日本学術振興会科学研究費 (若手研究B) (17K13862「老年期の社会適応とメディア利用の変化に関する調査研究」) の助成を受けて実施されたものです。

また、本論文は、社会情報学会2018年学会大会 (島根大学) での口頭発表「メディアの効用認識と『幸福な老い』の関連性」をもとに執筆したものです。

## 参考文献

- Bliese, N. (1982) Media in the Rocking Chair: Media Uses and Functions Among the Elderly. in G. Gumpert & R. Cathcart (eds.) *Inter/Media: Interpersonal Communication in a Media World (second edition)*. Oxford University Press, pp. 624-634.
- Bower, R. (1973) *Television and the Public*.

- Holt, Rinehart & Winston, Inc.
- Burnett, J. (1991) Examining the Media Habits of the Affluent Elderly. *Journal of Advertising Research* 31 (5): 33-41.
- Comstock, G., S. Chaffee, N. Katzman, M. McCombs & D. Roberts (1978) *Television and Human Behavior*. Columbia University Press.
- Cumming, E. & W. Henry (1961) *Growing Old: The Process of Disengagement*. Basic Books.
- Cutler, N. & J. Danowski (1980) Process Gratification in Aging Cohorts. *Journalism Quarterly* 57 (2): 269-276.
- Davis, R. (1971) Television and the Older Adult. *Journal of Broadcasting* 15 (2): 153-159.
- Davis, R., A. Edwards, D. Bartel & D. Martin (1976) Assessing Television Viewing Behavior of Older Adults. *Journal of Broadcasting* 20 (1): 69-76.
- Dixon, J. (1997) *Predicting Seniors' Use of Cyberspace*. Garland Publishing.
- Doolittle, J. (1979) News Media Use by Older Adults. *Journalism Quarterly* 56 (2): 311-317, 345.
- Elliott, W. & C. Quattlebaum (1979) Similarities in Patterns of Media Use: A Cluster Analysis of Media Gratifications. *Western Journal of Speech Communications* 43: 61-72.
- Frey, B. & A. Stutzer (2002) *Happiness and Economics: How the Economy and Institutions Affect Human Well-Being*. Princeton University Press. (佐和隆光・沢崎冬日 [訳] 『幸福の政治経済学—一人々の幸せを促進するものは何か』ダイヤモンド社)
- Graham, C. (2011) *The Pursuit of Happiness: An Economy of Well-Being*. The Brookings Institution. (多田洋介 [訳] 『幸福の経済学—一人々を豊かにするものは何か』日本経済新聞出版社)
- Graney, M. (1975) Communication Uses and the Social Activity Constant. *Communication Research* 2 (4): 347-366.
- Graney, M. & E. Graney (1974) Communications Activity Substitutions in Aging. *Journal of Communication* 24 (4): 88-96.
- Harwood, J. (2018) *Understanding Communication and Aging: Developing Knowledge and Awareness*. Cognella.
- 長谷川明弘・藤原佳典・星旦二 (2001) 「高齢者の『生きがい』とその関連要因についての文献的考察—生きがい・幸福感との関連を中心に」総合都市研究 75: 147-170.
- Hays, J., L. Landerman, D. Blazer, H. Koenig, J. Carroll & M. Musick (1998) Aging, Health, and the “Electronic Church”. *Journal of Aging and Health* 10 (4): 458-482.
- Hilt, M. & J. Lipschultz (2005) *Mass Media, an Aging Population, and the Baby Boomers*. Lawrence Erlbaum Associates.
- 香取淳子 (2000) 『老いとメディア』北樹出版
- Katz, E., J. Blumler & M. Gurevitch (1974) Utilization of Mass Communication by the Individual. in J. Blumler & E. Katz (eds.) *The Uses of Mass Communications: Current Perspective on Gratifications Research*. Sage Publishing, pp.19-32.
- Kippax, S. & J. Murray (1980) Using the Mass Media: Need Gratification and Perceived Utility. *Communication Research* 7 (3): 335-360.
- Kong, J. & G. Lee (2017) Elderly's Uses and Gratifications of Social Media: Key to Improving Social Compensation and Social Pressure. *International Journal of Cyber Behavior, Psychology and Learning* 7 (3): 23-35.
- 古谷野亘 (1981) 「生きがいの測定—改訂PGCモ

- ルール・スケールの分析」『老年社会科学』3: 83-95.
- Kubey, R. (1980) Television and Aging: Past, Present, and Future. *The Gerontologist* 20 (1): 16-35.
- Kutner, B., D. Fanshel, A. Togo & T. Langner (1956) *Five Hundred Over Sixty: A Community Survey on Aging*. Russell Sage Foundation.
- Lawton, M (1972) The Dimensions of Morale. in D. Kent, R. Kastenbaum & S. Sherwood (Eds.) *Research Planning and Action for the Elderly*. Behavioral Publications, pp.144-165.
- Lawton, M. (1975) The Philadelphia Geriatric Center Morale Scale: A Revision. *Journal of Gerontology* 30 (1): 85-89.
- Lemon, B., V. Bengtson & J. Peterson (1972) An Exploration of the Activity Theory of Aging: Activity Types and Life Satisfaction Among In-Movers to a Retirement Community. *Journal of Gerontology* 27 (4): 511-523.
- Lometti, G., B. Reeves & C. Bybee (1977) Investigating the Assumptions of Uses and Gratifications Research. *Communication Research* 4 (3): 321-338.
- Morrison, A. (1979) Mass Media Use by Adults. *American Behavioral Scientist* 23 (1): 71-93.
- Nussbaum, J., L. Pecchioni, J. Robinson & T. Thompson (2000) *Communication and Aging (second edition)*. Lawrence Erlbaum Associates.
- O'Keefe, G. & B. Sulanowski (1995) More Than Just Talk: Uses, Gratifications, and the Telephone. *Journalism & Mass Communication Quarterly* 72 (4): 922-933.
- Ostman, R. & D. Jeffers (1983) Life Stage and Motives for Television Use. *International Journal of Aging and Human Development* 17 (4): 315-322.
- Perse, E. & J. Coutright (1993) Normative Images of Communication Media: Mass and Interpersonal Channels in the New Media Environment. *Human Communication Research* 19 (4):485-503.
- Powell, L. & J. Williamson (1985) The Mass Media and the Aged. *Social Policy* 16 (1): 38-49.
- Quinn K. (2013) We Haven't Talked in 30 Years! Relationship Reconnection and Internet Use at Midlife. *Information, Communication & Society* 16 (3): 397-420.
- Robinson, J., T. Skill & J. Turner (2004) Media Usage Patterns and Portrayals of Seniors. in J. Nussbaum & J. Coupland (eds.) *Handbook of Communication and Aging Research*. Lawrence Erlbaum Associates, pp. 423-446.
- Rubin, A. (1983) Television Uses and Gratifications: The Interactions of Viewing Patterns and Motivations. *Journal of Broadcasting* 27: 37-51.
- Rubin, A. (1984) Ritualized and Instrumental Television Viewing. *Journal of Communication* 34 (3): 67-77.
- Rubin, A. & R. Rubin (1982) Older Persons' TV Viewing Patterns and Motivations. *Communication Research* 9 (2): 287-313.
- Schramm, W. (1969) Aging and Mass Communication. in M. Riley, J. Riley & M. Johnson (eds.) *Aging and Society vol.2: Aging and the Professions*. Russell Sage Foundation, pp. 352-375.
- 柴崎幸子・青木邦男 (2011) 「高齢者の生きがいに関する文献的研究」山口県立大学学術情報4:

- 121-130.
- Steiner, G. (1963) *The People Look at Television: A Study of Audience Attitude*. Alfred A. Knopf, Inc.
- Wenner, L. (1976) Functional Analysis of TV Viewing for Older Adults. *Journal of Broadcasting* 20 (1): 77-88.
- Young, T. (1979) Use of the Media by Older Adults. *American Behavioral Scientist* 23 (1): 119-136.

---

## 書評

---

大内 齋之 著

### 『臨時災害放送局というメディア』

(青弓社, 2018年, A5判, 230頁, 3,000円+税)

大正大学 北郷 裕美

Taisho University Hiromi KITAGO

---

本書は近年の未曾有な激甚災害の頻発に際し、その社会的価値を高めてきた「臨時災害放送局(以下臨災局)」についての役割を、3箇所(3箇所)の臨災局の丁寧な実態調査によって得られた知見に加えて、災害社会学、災害情報論、メディア論、コミュニティ論を基に理論的な分析を施した独創的な研究書であり且つ啓蒙書である。序章の中でも語られているが筆者は過去に新潟県の県域民間放送局で記者の経験を持つ。その間に新潟県中越沖地震や東日本大震災の報道に携わる中でメディアの在り方や姿勢の再評価を行うべく研究者の道を歩み始めた。その延長上に本書があり筆者の臨災局研究に対する思い、信念が感じられる。

本書の構成は、序章、第1章から第5章にわたり、第1章では一般的なコミュニティFM(継続型 免許主体が民間)と臨災局(時限型 免許主体が自治体)との相違点や特徴を明らかにする。第2章から第4章までは3箇所(3箇所)の臨災局の事例研究であり、発信者側と受信者側双方が被災者であるからこそその共感の構図も読み取れる。第5章では本書を最後まで貫くテーマ「臨災局の長期化の実態」の解説に入り、そのメカニズムから結論的な仮説を導いている。また各章の間に4つのコラムが挟まる

が余談、閑話とは異なり、各章の理解を促す手掛かりとして有意義な接続内容となっている。以下各章の詳細に言及する。

第1章「コミュニティFMと臨災局」では可聴範囲が市町村単位である地域ラジオ局の誕生に至る経緯と現状を総括し、その中でこれまで臨災局はどのような背景で設立に至ったかを制度や社会的文脈から詳細に解説している。そして主題である「なぜ放送が長期化したか」を問い続ける為に、臨災局を3つの特徴、すなわち「原発事故に関係しない局」「原発事故被災地の局」「原発事故避難地の局」に分類した。以後の章では各局事例としてこの点を具体的に明らかにしていく。

第2章「やまもとさいがいエフエム(りんごラジオ)」では2017年3月31日まで継続した宮城県山元町の事例を扱う。この章も含め各局の膨大な且つ詳細な放送データを余す事無く分析している筆者の努力には同じ研究者として敬服に値する。ここでは放送内容と情報の詳細を8つの大項目、さらに198の小項目に分類している。行政情報、生活情報、娯楽…等々時系列で番組内容が変遷していく様は興味深い。これは後に続く知見であるが被災地の復旧・復興段階へ移行するに連れて希



求される情報内容やその主体が行政から町民に移行することと合致する。言い換えれば平時のコミュニティFMプログラムに近づくのである。ただし求められる情報は変化しても減衰することはない。これは放送の長期継続により送り手と受け手の双方向コミュニケーションの場という利用価値が共有された結果に結び付けられる。

第3章「みなみそうまさいがいエフエム「南相馬ひばりFM」」ここでは福島県南相馬市の事例が紹介されている。ここは代表的な原発事故被災地であり避難していた市民が帰還する時期から行政情報伝達を主目的にスタートした。当初こそ情報主体の時期が継続したが、ある日リスナーからの予期せぬクレームから偶然双方向のコミュニケーションが生まれた。結果、被災した市民の様々な思いや事情を知ることになり情報伝達からコミュニケーション循環へと主体が変化する。ここでもまた臨災局からコミュニティFMへの緩やかな移行が生まれていく過程が論じられる。

第4章「とみおかさいがいエフエム「おだがいさまFM」」である。当初は避難先である郡山市内の避難所ビッグパレット内のミニFM局として開設され、その一年後に富岡町には戻れない町民のための「町を持たない自治体」としては異例の臨災局が仮設住宅内の「おだがいさまセンター（生活支援ボランティアセンター）」に再設置される。まさに原発避難特例として認可された稀なケースで同時にネット放送も開始した。そして放射能汚染のため帰還が叶わず全国に離散した富岡町民の心を「声」と「音」でつなぐ役割を果たすのである。ミニFM局当時はスタジオも避難所の仕切り壁で作るなど簡易なものであったが、それがむしろ情報送信側とリスナーとの物理的な一体感を生むことになる。すなわちラジオ放送を「見に」来る町民の誕生である。その後場所を替えて正式に臨災局として再生したが当初の情報共有化という目的がすでに緊急対応ではなく、復旧・復興に向かう被災市民の声の交換、更には「涙」や「笑い」

を介した町民主体のコミュニケーションサロンのような広場化が実現する。ここで筆者はコラム内でも触れているが、放送内で頻繁に使われていた方言にも注目する。被災してバラバラになった全国各地の町民がラジオから聞こえる「音」を通してつながっていく。この音の中に、方言を通じて心象と風景が伴う「サウンドスケープ」としての機能、すなわち郷愁の喚起効果を挙げている。これが筆者によるメディア学からだけではなく「方言学」からの分析であることは興味深い。

第5章「臨災局の長期化の実態」では先にも述べたが、本書を最後まで貫くテーマをここまでの事例とその分析を通して総括していく。まず災害過程サイクルを示すことで、時系列の推移に伴う段階的な変化を追っていく。それは①緊急段階、②応急段階、③復旧・復興段階、④予防段階と言う流れである。これは第2章から第4章までの各地域の事例に倣えば、必要とされる情報の変化(行政情報主体から町民主体の生活情報の共有)とともに「上からの復旧・復興→下からの復旧・復興」へと進むものであり、コミュニケーションの一方から双方向への変化過程と一致している。まさに被災地が「地域社会」を取り戻していく過程と捉えている。この過程分析により、まさに筆者の言う「臨災局の長期化を促すメカニズム」の解明の端緒につくこととなる。

ただし筆者は徒に長期化を望む立場にはいない。特に頻繁に囁かれる「臨災局の移行継続問題」におけるハードやソフトのコスト負担の考え方、公的支援に伴う「放送制度」の改訂議論等の「見えない出口」探しには参加しない。筆者はむしろ「もっと広い視野からの(本質的な)議論」の必要性を提案している。本書はその議論を進める一助として大変有益な情報源であり、且つこれまで語られて来なかった様々な視点や理論の援用を提示した画期的な臨災局の研究書であると考え。筆者の今後の研究活動の中で、まさに本書の続編としてのメディアの在り方や可能性提示に大いに期待するものである。

## 社会情報学会 「社会情報学」投稿要綱

### (目的)

第1 本学会誌は、社会情報学にかかわる諸問題の研究および応用を促進し、社会情報学の確立と発展に寄与するため、独創的な成果を公表することをその主たる目的とする。

### (投稿者の資格)

第2 和文誌の投稿者は、単著の場合は学会員に限る。共著の場合は、筆頭著者が学会員でなければならない。

### (投稿原稿)

第3 投稿原稿については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の種類は、原著論文、研究、展望・ノートとする。
- (2) 投稿原稿は、オンラインにより、投稿申込書の他に、原本ファイルと、著者情報を除いた査読用原稿ファイルの合計2ファイルを提出する。
- (3) 投稿原稿作成にあたっては、社会情報学会「社会情報学」執筆要領に従うこと。原著論文以外の原稿についても、その記述方式は、原則として執筆要領に準ずるものとする。
- (4) 投稿原稿は、本学会の主催、共催する学会大会、シンポジウム、講演会、研究会、分科会等で公表したものが望ましい。
- (5) すでに、他学会の雑誌論文等に投稿したものの、単行図書・単行図書所収論文・博士論文またはその一部をそのまま投稿してはならない。本学会が主催、共催する学会大会、シンポジウム、講演会、研究会、分科会等で公表した原稿を投稿する場合、それらの場で発表済であることを明記することが望ましい。  
本学会に投稿した投稿原稿は、不採択の場

合を除き、他学会等へ投稿してはならない。

### (投稿手続き)

第4 投稿希望者は、本学会ホームページ上の「投稿申込書」に必要事項を記入の上、申し込む。なお、投稿に関しては、[学会誌編集委員会]宛とする。  
オンラインによる投稿先：本学会ホームページ上に掲載

### (投稿原稿の受付)

第5 原稿は随時、投稿できる。学会誌編集委員会に到着した原稿は、受付が行われた後、査読の手続きがとられる。ただし、投稿原稿の記述方式が執筆要領を逸脱している場合は、投稿原稿を受け付けない。

### (投稿原稿の審査)

- 第6 投稿原稿の審査については、以下の通りとする。
- (1) 原著論文と研究は、複数の査読者によって審査される。審査は投稿原稿受付後、可及的速やかに行うものとする。審査の結果、投稿原稿の内容修正を著者に要請することがある。その場合、再提出の期限は原則として1カ月以内とする。
  - (2) 展望・ノートは、学会誌編集委員会が閲読し、必要に応じて著者に修正を求めた上で、学会誌編集委員会で採否を決定する。

### (投稿原稿の掲載)

- 第7 投稿原稿の掲載については、以下の通りとする。
- (1) 投稿原稿の掲載は、学会誌編集委員会が決定する。

(2) 投稿原稿の受付日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿を受け付けた日とする。また、受理日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿の採択を決定した日とする。

(受理された投稿原稿の版下の作成)

第8 投稿者は、受理された投稿原稿について、所定の書式にて版下を作成し、提出するものとする。

(受理された投稿原稿の校正)

第9 受理された投稿原稿の著者による校正は和文誌については初校のみとし、英文誌については2回校正とする。なお、訂正範囲は原稿と異なる字句の訂正のみに限定される。

(原著論文等の別刷り)

第10 原著論文等の別刷り(50部単位)は、著者の希望により作成する。その料金は、実費とする。なお、別刷り料金の請求は、学会誌編集委員会の依頼により学会事務局が行う。

(著作権)

第11 著作権については、以下の通りとする。

(1) 掲載された原著論文等の著作権は、原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、申し出により著者と本学会との間で協議の上、措置する。

(2) 著作権に関し問題が発生した場合は、著者の責任において処理する。

(3) 著作者人格権は、著者に帰属する。著者が、自分の原著論文等を複製、転載などの形で利用することは自由である。転載の場合、著者は、その旨本学会に書面をもって通知し、掲載先には出典を明記すること。

(要綱の運用)

第12 この要綱に定めのない事項については、学会誌編集委員会の所掌事項に属することに關しては、学会誌編集委員会が決するものとする。

(要綱の改正)

第13 この要綱の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要綱は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年4月1日に遡及して施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年7月1日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年9月1日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2016年9月11日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2019年3月21日より施行する。

## 社会情報学会 「社会情報学」執筆要領

1. 原稿言語は和文とする。
2. 原稿の書式
  - (1) 原稿は横書きとする。
  - (2) 和文原稿では、新仮名遣いと常用漢字を用い、平易な口語体で記す。句読点として、。を用いる。
  - (3) 和文原稿では、刷り上がりイメージと同様のフォーマット（A4判、1行22文字×38行、2段組み、12ポイント）にて作成する。
3. 分量
  - (1) 原著論文、研究については、刷り上がり14ページ（20000字程度。ただし図、表、注、参考文献などを含む）以内とする。
  - (2) 展望・ノートについては7ページ（10000字程度、ただし図、表、注、参考文献などを含む）以内とする。
4. 原稿の体裁
 

投稿原稿のうち、原著論文、研究は、以下の体裁によるものとし、展望・ノートについては、以下に準ずるものとする。

  - (1) 原稿の一枚目には、原稿のタイトル、著者氏名、所属をいずれも日本語と英語で併記し、また、著者連絡先住所、電話番号、ファックス番号、電子メール・アドレスを記す。なお、原稿の一枚目は分量に含めない。
  - (2) 原稿の二枚目には、原稿のタイトル、要約ならびにキーワードを記述する。要約は原稿全体の内容をレビューしたもので、日本語600字、英語250ワード程度とする。また、キーワードは原稿全体の内容の特徴を表す用語のことであって、日本語、英語とも、その数は5つ程度とする。なお、原稿の二枚目は分量に含めない。
  - (3) 原稿の本文は三枚目から開始し、それを1ページとして、以下通し番号を付す。本文後の謝辞、注、参考文献、付録、図表をこの順に続ける。なお、本文において著者が特定できる記述は避ける。
- (4) 原稿本文は、序論（はじめに、など）、本論、結論（結び、など）の順に記述する。本論については、章、節、項の区別を明確にし、それぞれ「1」、「1.3」、「1.3.2」のように番号をつける。
- (5) 人名は、原則として原語で表記する。ただし、広く知られているもの、また印字が困難なものについては、この限りではない。
5. 図・表（写真も含む）
  - (1) 図・表には、それぞれについて「図-1」、「表-1」のように通し番号をつけ、また表題をつける。
  - (2) 図・表は本文中の該当箇所に埋め込むことが望ましい。
  - (3) 図・表を本文中に埋め込むのが困難な場合は、本文中に挿入希望箇所を明記し、図・表は1ページに1個ずつ、挿入指定のあるページ番号を付けて描き、原稿の最後にまとめる。大ききの指定がある場合にはそれを明記する。
  - (4) 図・表の作成に使用した資料・文献は必ず明記する。
  - (5) 図・表は実際に印刷される大きさに配慮した内容・記述にする。
6. 注
 

注を使用する場合は、一連番号を参考箇所右肩に小さく（1）（2）と書き、本文末尾に注釈文をまとめる。
7. 参考文献
  - (1) 参考文献を適切に引用し、本研究の位置づけを明確にする。参考文献の引用は以下の例にならい、著者の姓、発表年を書く。

例：鈴木（1986）は……，  
伊藤（1986a）によれば……，  
……が証明されている（鈴木・伊藤，  
1985）。

Tanaka et al.(1983) は， ……。

- (2) 本文中で参照した文献は，本文末尾に参考文献表としてまとめる。参考文献表は，著者のアルファベット順，年代順に記す。同一著者の同年代の文献は，引用順にa, b, c……を付して並べる。

例：鈴木一郎（1986a）「社会と情報」，『社会情報』1，pp. 14-23。

鈴木一郎（1986b）『情報論』社会書房，  
240p.

Winston, P. (1981) Social Planning and  
Information, *Social Information Science*,  
6, pp. 116-125.

Yamada, S. et al. (1986) *Intelligent  
Building*, Academic Press, New York,  
445p.

山本太郎(1985)「社会情報に関する研究」，  
『社会情報』2，pp. 32-40.

山本太郎・鈴木一郎（1985）『社会情報学』  
社会書房，270p.

- (3) インターネット上に置かれた文献は，前各号に準拠すると共に，参考文献の記述は，著者名，発行年，タイトル，URL，訪問日付の順に記述する。なおURLにはハイフネーションを用いない。また，その文献

のハードコピーは著者の責任に置いて保管するものとする。

例：鈴木一郎（1996）「社会と情報」，  
<<http://www.abc.ac.jp/Social/abc.html>>

Accessed 1997, April 29

Winston, P.(1981)Social Planning,

<<http://www.abc.edu/Social/abc.html>>

Accessed 1997, April 29

8. その他疑義のある場合は，通常広く認められている書式を使用する。

#### 9. 要領の改正

この要領の改正は，学会誌編集委員会の議を経て，学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要領は，2012年4月1日より実施する。

付 則

この要領（改正）は，2014年9月21日より施行する。

付 則

この要領（改正）は，2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要領（改正）は，2018年6月15日より施行する。

## 編集後記

7巻3号には社会情報学という領域が着実に育っていることを感じさせる論文が集まりました。2019年3月刊行予定が諸々の事情で6月にずれ込んでしまったことをお詫びします。原稿をお寄せいただいた著者をはじめ、査読に関わっていただきました会員の皆さま、関係各位に深く感謝いたします。

(学会誌編集委員・7巻3号編集長：小川明子)

### 学会誌編集委員会

委員長	林 隆史 (新潟大学)
委員長代行	伊藤 賢一 (群馬大学)
	河井 延晃 (編集長, 実践女子大学)
	小笠原盛浩 (論文受付・査読管理担当, 関西大学)
	天笠 邦一 (昭和女子大学)
	五十嵐寧史 (福岡大学)
	小川 明子 (名古屋大学)
	加藤 尚吾 (東京女子大学)
	加藤 由樹 (相模女子大学)
	金山 智子 (情報科学芸術大学院大学)
	河島 茂生 (青山学院女子短期大学)
	北村 順生 (立命館大学)
	木村 忠正 (立教大学)
	小寺 敦之 (東洋英和女学院大学)
	榊 俊吾 (東京工科大学)
	佐久間 勲 (文教大学)
	櫻井成一朗 (明治学院大学)
	嶋崎 真仁 (秋田県立大学)
	杉山あかし (九州大学)
	高橋 徹 (中央大学)
	塚原 康博 (明治大学)
	土屋 祐子 (広島経済大学)
	野田 哲夫 (島根大学)
	松本早野香 (大妻女子大学)
	山本 仁志 (立正大学)
	叶 少瑜 (筑波大学)

## 社会情報学 第7巻3号

---

2019年6月30日発行

発行 一般社団法人 社会情報学会  
〒113-0001 東京都文京区白山1-13-7  
アクア白山ビル5F 勝美印刷(株)内  
一般社団法人 社会情報学会 事務局  
TEL 03-3812-5223/FAX 03-3816-1561

編集 社会情報学会学会誌編集委員会  
製作 勝美印刷株式会社

---